

# 宇治市第2次ごみ処理基本計画

平成21年3月

宇 治 市



# 目次

序章 計画改定の概要 .....	1
第1節 計画改定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ及び性格 .....	1
第3節 計画目標年次 .....	2
第1章 地域概況 .....	3
第1節 市勢概要 .....	3
1. 位置 .....	3
2. 歴史 .....	4
3. 市勢 .....	4
第2節 人口 .....	5
第3節 産業 .....	8
1. 産業全般 .....	8
2. 事業所 .....	9
3. 農業 .....	10
4. 工業 .....	11
5. 商業 .....	12
第4節 観光 .....	13
第5節 土地利用 .....	14

<b>第2章 ごみ処理の現状と課題</b> .....	<b>15</b>
<b>第1節 清掃事業の変遷</b> .....	<b>15</b>
<b>第2節 収集処理量の実績と性状</b> .....	<b>16</b>
1. ごみ処理の流れ .....	16
2. ごみ発生量の実績 .....	18
3. ごみの性状 .....	20
<b>第3節 ごみ収集処理体制</b> .....	<b>22</b>
1. 収集運搬 .....	22
2. 中間処理 .....	24
3. 最終処分 .....	27
<b>第4節 ごみ収集運搬処理処分経費</b> .....	<b>30</b>
1. ごみ収集運搬処理処分経費の推移 .....	30
<b>第5節 第1次計画の目標の達成状況</b> .....	<b>31</b>
<b>第6節 他都市との比較</b> .....	<b>32</b>
1. 国及び京都府との比較 .....	32
2. システム分析による類似都市との比較 .....	35
<b>第7節 城南衛生管理組合及び構成市町の状況</b> .....	<b>38</b>
1. 城南衛生管理組合 .....	38
2. 構成市町の状況 .....	40
<b>第8節 財団法人宇治廃棄物処理公社の状況</b> .....	<b>41</b>
1. 財団法人宇治廃棄物処理公社の概要 .....	41
2. 搬入実績 .....	42
<b>第9節 市民の意識</b> .....	<b>43</b>
1. 調査の目的 .....	43
2. アンケートの回収結果 .....	43
3. 調査結果の概要 .....	44
<b>第10節 ごみ処理における課題</b> .....	<b>59</b>
1. ごみの減量化に関する課題 .....	59
2. サービスの提供に関する課題 .....	60
3. 適正処理に関する課題 .....	60

<b>第3章 計画の基本的事項（計画フレーム）の検討</b> .....	<b>61</b>
<b>第1節 ごみ排出量の予測手順</b> .....	<b>61</b>
<b>第2節 処理人口の推計</b> .....	<b>62</b>
1. 人口の推移 .....	62
2. 人口の推計 .....	62
<b>第3節 ごみ排出量及び処理量の推計</b> .....	<b>63</b>
1. 家庭系ごみ原単位の推計（集団回収を含む） .....	63
2. 事業系ごみ原単位の推計 .....	66
3. 集団回収原単位の推計 .....	69
4. ごみ種類別割合の推計 .....	72
5. 種類別・処理先別ごみ量の推計 .....	72
<b>第4章 基本計画</b> .....	<b>78</b>
<b>第1節 基本方針</b> .....	<b>78</b>
1. 基本理念 .....	78
2. 3つの基本方針 .....	78
3. 市民、事業者、行政の責務 .....	79
<b>第2節 ごみ減量化目標</b> .....	<b>80</b>
1. 目標の設定年度 .....	80
2. ごみ減量化目標値の設定 .....	80
<b>第3節 行動計画</b> .....	<b>82</b>
1. 市民 .....	82
2. 事業者 .....	82
3. 行政 .....	83
<b>第4節 収集・運搬計画</b> .....	<b>85</b>
1. 収集運搬の主体 .....	85
2. 分別区分及び収集方法等 .....	85
<b>第5節 中間処理計画</b> .....	<b>86</b>
1. 中間処理施設 .....	86
2. 施設の概要 .....	86
<b>第6節 最終処分計画</b> .....	<b>87</b>
1. 最終処分施設 .....	87
<b>資料1 施策体系</b> .....	<b>88</b>
<b>資料2 用語説明</b> .....	<b>89</b>



# 序章 計画改定の概要

## 第 1 節 計画改定の趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条の規定では、「市町村は、当該区域全域について、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めなければならない。」としています。

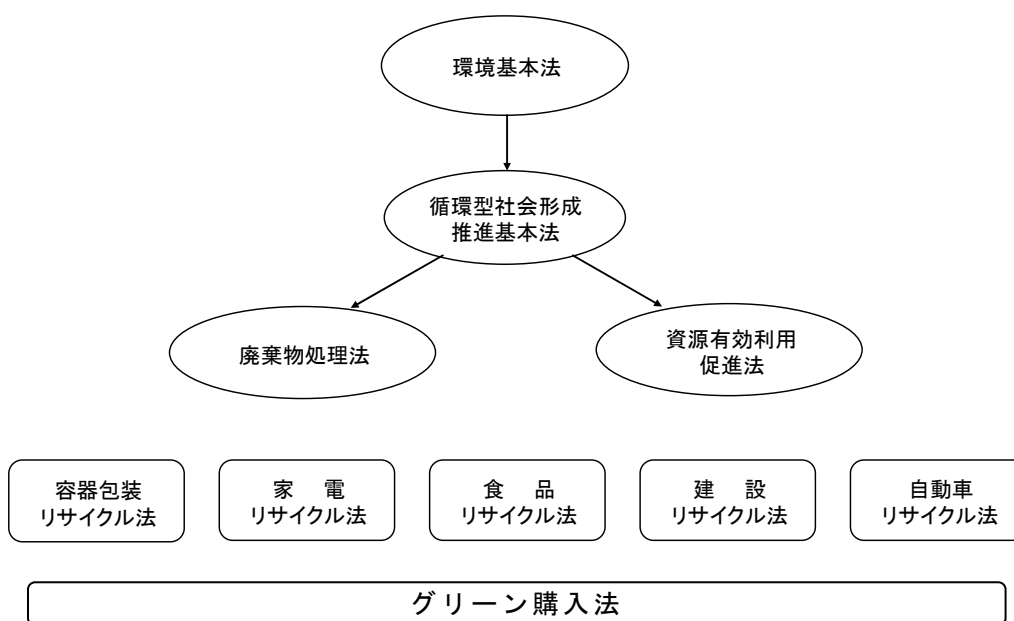
宇治市では、平成 7 年度に平成 20 年度を目標年次とした「ごみ処理基本計画」（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、ごみの減量化や適正処理等に関する様々な取り組みを進めてきましたが、この間、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法などの法整備が進み、地球温暖化問題では京都議定書が発効するなど、廃棄物処理を取り巻く社会状況は著しく変化し、環境問題に対する市民の関心も日増しに高くなってきています。

このような状況を踏まえ、ごみ処理に関する今日的課題や市民ニーズに的確に対応していくため、ごみ処理基本計画の改定を行うこととしました。

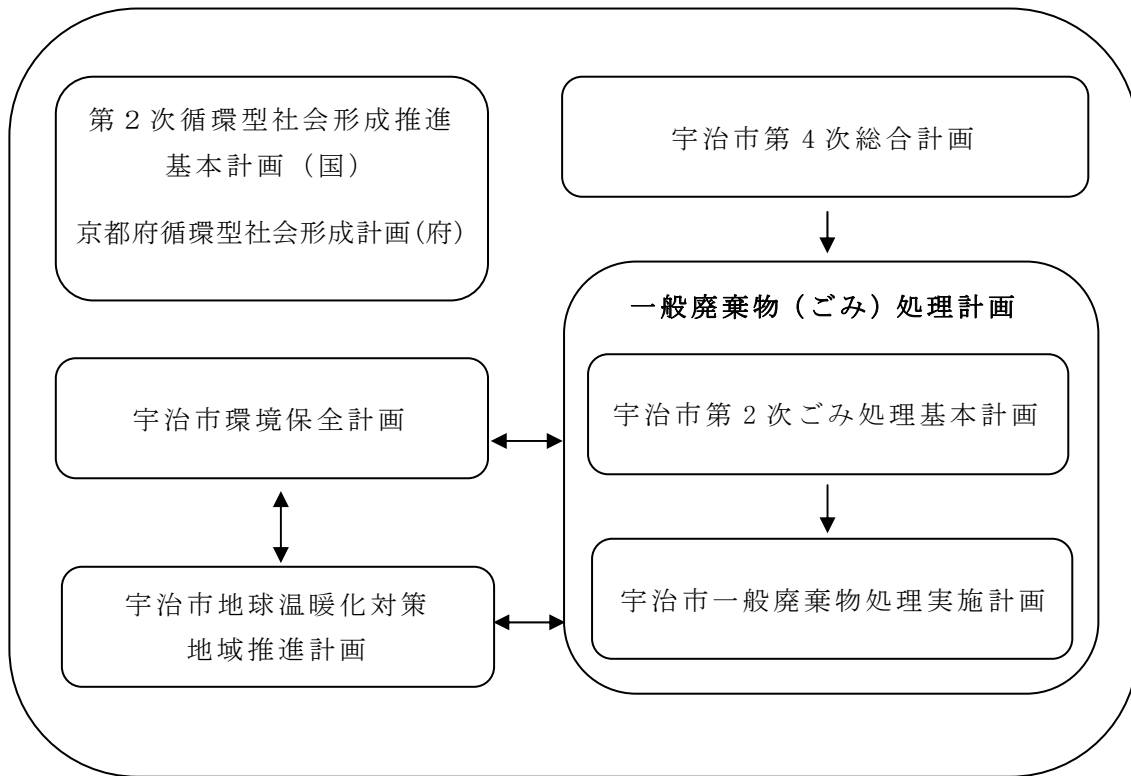
## 第 2 節 計画の位置づけ及び性格

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画であり、同法のほか、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」、各種リサイクル法などの法制度（**図序-2-1** 参照）に基づき、ごみの減量化や適正処理を推進するための基本方針や施策の方向性を示すものです。

また、本計画は、「宇治市第 4 次総合計画」の部門別計画として位置づけられ（**図序-2-2** 参照）、本市における廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有するものです。



図序-2-1 循環型社会形成に向けた法制度



図序-2-2 ごみ処理基本計画の位置づけ

### 第3節 計画目標年次

環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」（平成20年6月19日付環廃対発第080619001号）では、目標年次は原則として計画策定時より10～15年程度としています。

本計画の計画期間は、平成21年度（2009年度）から概ね10年間とし、平成30年度（2018年度）のごみの減量化に関する目標値を設定し、取り組みを推進します。

また、本計画は、策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合などは、必要に応じて見直しを行います。

#### （参考）本報告書における数値の扱いについて

本報告書の表中などの数値については、端数処理の関係でそれぞれの数値と合計の値が合わない場合があります。

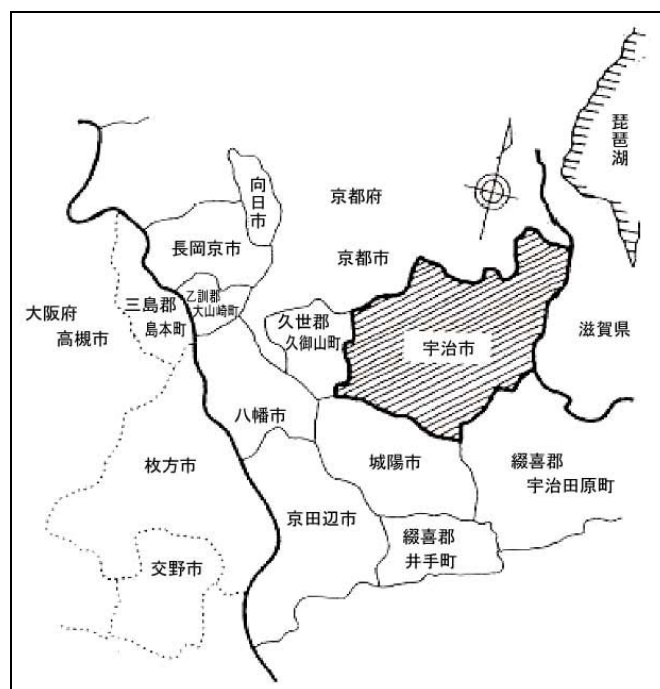
# 第 1 章 地域概況

## 第 1 節 市勢概要

### 1. 位置

本市は、**図 1-1-1** に示すように、京都盆地の南東部に位置し、北は京都市、東は滋賀県大津市、西は久御山町、南は城陽市、宇治田原町に囲まれています。面積は 67.55km<sup>2</sup>、広ぼうは東西に 10km、南北に 10.7kmとなっています。

市域は、東部の山間部、中央部の丘陵部、西部の沖積低地に区分することができ、市の中央部を宇治川が流れています。



出典：宇治市の環境

図 1-1-1 本市の位置

## 2. 歴史

本市は、古くから奈良と京都の中間に位置し、7世紀には宇治橋が架設されたことにより交通の要衝として重要な地域となりました。

平安時代には、多くの貴族の荘園・別荘地ができ、特に、藤原頼通が建立した平等院鳳凰堂(国宝)は有名で、宇治上神社とともに「古都京都の文化財」のひとつとして1994年に世界文化遺産に登録されました。さらに、世界的にも優れた女流文学と評される紫式部「源氏物語」の最後の十帖が宇治を舞台として展開されています。

中世以降、源平の争乱など数多くの戦乱の舞台となっていましたが、鎌倉時代に始まった茶業が繁栄をもたらし、江戸時代に栄華を極めました。

明治以降は、巨椋池干拓事業や鉄道の敷設等によって、現在の骨格が形成され、昭和26年(1951年)3月1日に東宇治町、宇治町、槇島村、小倉村、大久保村の2町3村が合併して宇治市が誕生しました。

## 3. 市勢

人口は、市制施行当時約3万8千人でしたが、昭和30年代後半より始まった高度経済成長期以降、大阪・京都にも近いことから住宅都市としての性格を強め、急激な宅地開発により人口は激増しました。昭和54年以降、伸び率は鈍化し、近年は多少の増減はありますが、ほぼ横ばい状態となっており、平成20年10月1日現在の人口は193,013人で、京都府内では京都市に次ぐ人口を擁しています。

交通は平成16年に京都市高速鉄道東西線が六地藏まで延伸され、JR奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線と合わせて4本の鉄道が通っています。道路は、京滋バイパスや、国道24号等の幹線が市内を通り、周辺における京滋バイパスの延伸や京都第二外環状道路、第二京阪道路などの広域幹線網整備により、利便性が向上しています。

まちづくりの基本となる「宇治市第4次総合計画」では、私たちの使命を豊かな自然や文化遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることでできるふるさと宇治を創造していくこととし、「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を21世紀の目指すべき都市像の基本理念と位置づけています。また、具体的な目標として「市民の参加と連帯による地域社会づくりをめざす人間都市」、「ゆたかな自然環境との共生をめざす環境都市」、「健康でゆたかな暮らしをめざす福祉都市」、「歴史の継承と文化の創造をめざす歴史・文化都市」、「伝統産業の育成と新産業の創造をめざす産業都市」の5つの主柱を設定し、少子・高齢化等の時代の変化に対応しながら、市民が豊かさを実感できるまちづくりを目標に掲げています。

## 第2節 人口

本市における最近10年の人口及び世帯数の推移を表1-2-1及び図1-2-1に示します。

この10年間で見ると人口は多少の増減はありますが、ほぼ横ばい状態となっています。高齢化率は、全国平均を下回っていますが、人口急増期の若年層や団塊の世代が今後高齢期を迎えるため、急激に高齢化が進むと予測されます。また、世帯数の増加と世帯人員の減少に見られるように核家族化が進んでいます。平成20年度における年齢別区分を表1-2-2及び図1-2-2に示します。

表1-2-1 人口・世帯数の推移

(単位:人、世帯)

年度	人口						世帯	
	総数	男	女	増減数	増減率(%)	高齢化率(%)	世帯数	世帯人員
平成11	191,065	94,194	96,871	915	0.48	13.04	69,356	2.75
12	190,621	93,782	96,839	△444	△0.23	13.72	69,694	2.74
13	189,897	93,079	96,818	△724	△0.38	14.49	70,123	2.71
14	189,841	93,033	96,808	△56	△0.03	15.24	71,061	2.67
15	190,511	93,326	97,185	670	0.35	15.79	72,332	2.63
16	191,264	93,581	97,683	753	0.40	16.34	73,346	2.61
17	191,623	93,678	97,945	359	0.19	17.16	74,442	2.57
18	192,387	94,033	98,354	764	0.40	18.06	75,808	2.54
19	193,217	94,493	98,724	830	0.43	18.98	77,013	2.51
20	193,013	94,217	98,796	△204	△0.11	19.90	77,839	2.48

注:各年度10月1日現在 住民基本台帳+外国人登録 ただし、高齢化率については住民基本台帳より算出  
資料:市民課

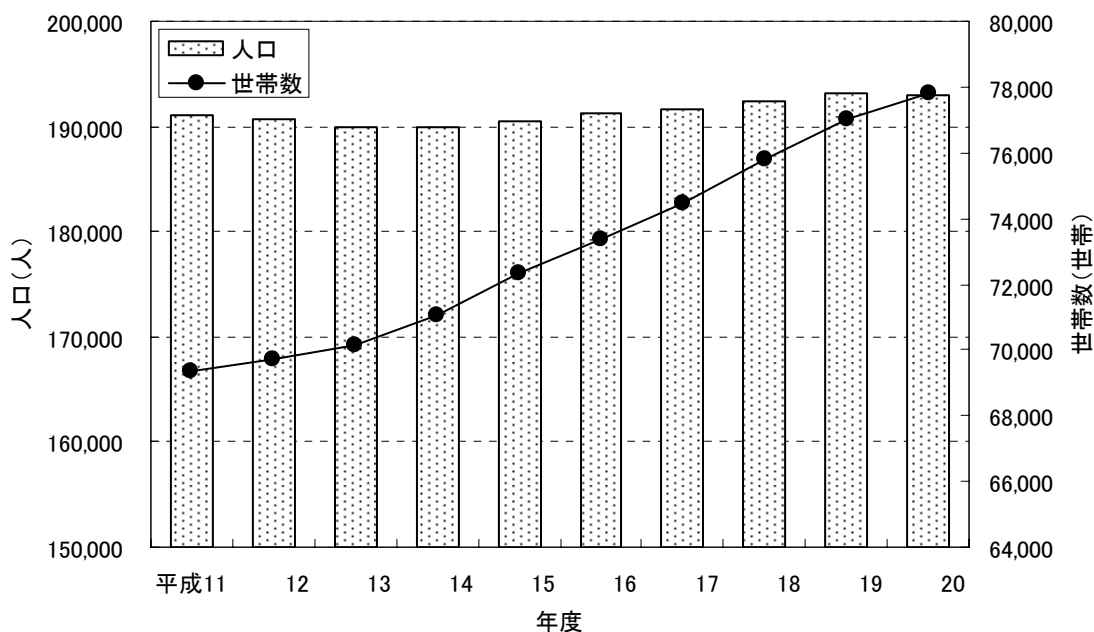


図1-2-1 人口・世帯数の推移

表 1-2-2 年齢別区分(平成 20 年度)

区分	総数	男	女
総数	193,013	94,217	98,796
0 ~ 4	8,892	4,565	4,327
5 ~ 9	9,520	4,912	4,608
10 ~ 14	9,568	4,908	4,660
15 ~ 19	9,392	4,857	4,535
20 ~ 24	10,696	5,518	5,178
25 ~ 29	11,695	5,837	5,858
30 ~ 34	14,410	7,201	7,209
35 ~ 39	15,790	7,842	7,948
40 ~ 44	12,802	6,394	6,408
45 ~ 49	10,981	5,423	5,558
50 ~ 54	10,866	5,210	5,656
55 ~ 59	15,205	7,279	7,926
60 ~ 64	15,044	7,211	7,833
65 ~ 69	12,953	6,273	6,680
70 ~ 74	9,762	4,783	4,979
75 ~ 79	7,141	3,237	3,904
80 ~ 84	4,521	1,817	2,704
85 ~ 89	2,351	657	1,694
90 ~ 94	1,074	240	834
95 ~ 99	315	45	270
100 ~	35	8	27

注:平成20年10月1日現在 住民基本台帳+外国人登録  
資料:市民課

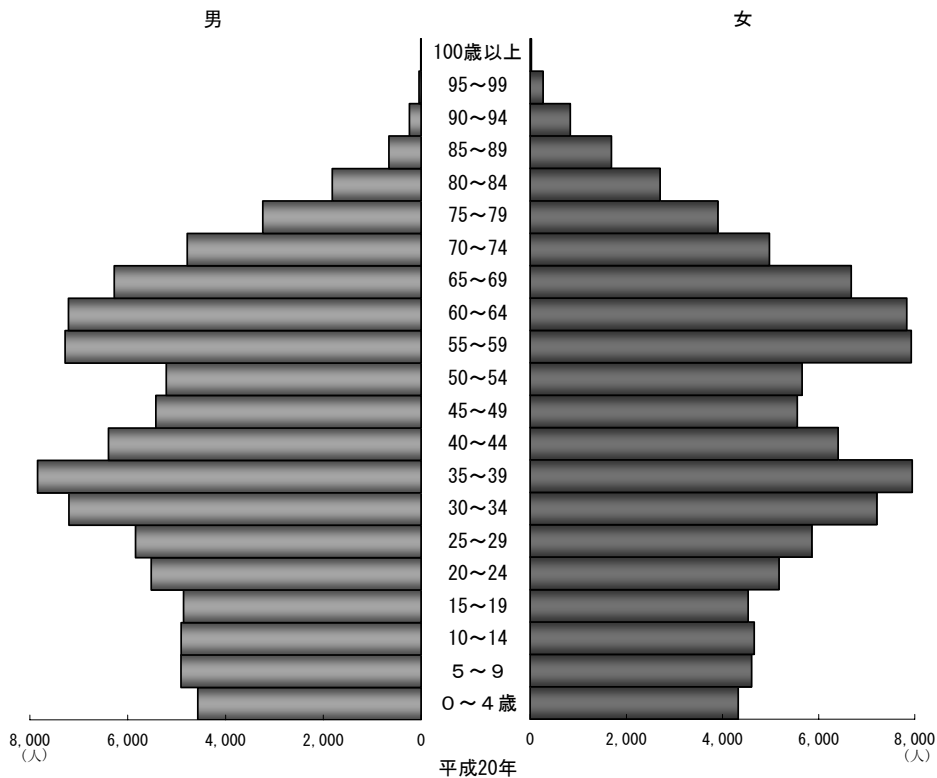


図 1-2-2 年齢別区分(平成 20 年度)

平成 20 年度における人口の分布は、表 1-2-3 に示すとおりです。

表 1-2-3 人口の分布

地区	世帯数 (世帯)	人口総数 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
全体	77,839	193,013	67.550	2,857
六地藏	681	1,580	0.290	5,448
木幡	12,092	31,407	4.749	6,613
平尾台	608	1,841	0.225	8,182
五ヶ庄	7,020	17,371	4.757	3,652
菟道	3,753	9,424	5.357	1,759
羽戸山	647	1,799	0.209	8,608
志津川	132	318	3.347	95
炭山	112	321	4.254	75
二尾	19	46	2.761	17
池尾	7	12	5.074	2
東笠取	28	70	2.965	24
西笠取	72	138	5.776	24
明星町	920	2,485	0.199	12,487
宇治	8,884	21,693	5.752	3,771
琵琶台	580	1,643	0.149	11,027
折居台	727	2,044	0.254	8,047
天神台	349	963	0.076	12,671
白川	604	880	3.679	239
神明	2,571	6,650	0.592	11,233
羽拍子町	699	1,603	0.141	11,369
南陵町	916	2,286	0.223	10,251
槇島町	6,462	15,361	7.088	2,167
小倉町	8,842	20,820	2.428	8,575
伊勢田町	7,003	17,901	2.337	7,660
安田町	84	215	0.234	919
開町	981	2,500	0.161	15,528
広野町	7,763	19,407	2.254	8,610
寺山台	349	1,078	0.951	1,134
大久保町	4,934	11,157	1.269	8,792

注:平成20年10月1日現在 住民基本台帳+外国人登録

資料:市民課

出典:面積は宇治市統計書(平成18年4月1日現在)

### 第3節 産業

#### 1. 産業全般

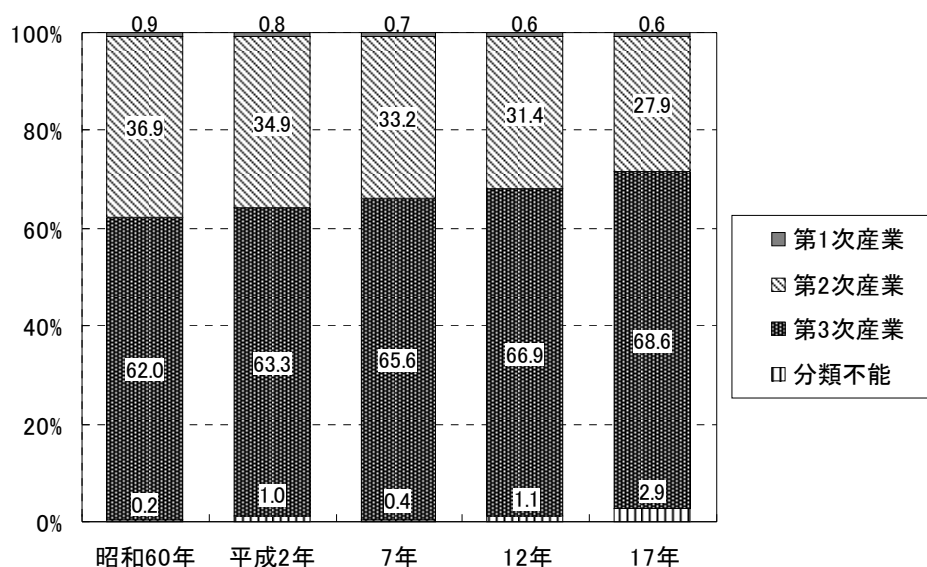
本市における産業別就業者数の推移を **表 1-3-1** に、その割合を **図 1-3-1** に示します。昭和60年において第1次産業就業者は全就業者の0.9%であり、第2次、第3次産業就業者数はそれぞれ36.9%、62.0%と第3次産業中心の産業構造でした。その後も第3次産業の就業者数は増加し、平成17年の割合は、第1次0.6%、第2次27.9%、第3次68.6%となっています。

**表 1-3-1 産業別就業者数の推移**

					(単位:人)	
区分	昭和60年	平成2年	7年	12年	新区分	17年
総数	73,714	82,457	90,318	90,685	総数	86,825
<b>第1次産業</b>						
農業	652	677	619	533	農業	525
林業	6	5	2	3	林業	5
漁業	4	3	-	1	漁業	3
小計	662	685	621	537	小計	533
<b>第2次産業</b>						
鉱業	44	30	44	44	鉱業	27
建設業	5,572	5,923	7,124	7,036	建設業	6,199
製造業	21,570	22,840	22,840	21,434	製造業	17,993
小計	27,186	28,793	30,008	28,514	小計	24,219
<b>第3次産業</b>						
電気・ガス・熱供給・水道業	504	461	544	447	電気・ガス・熱供給・水道業	409
運輸・通信	4,381	4,681	5,478	5,814	情報通信業	1,547
卸売・小売業、飲食店	16,154	18,120	20,551	20,779	運輸業	4,187
金融・保険業	2,783	3,193	3,316	2,651	卸売・小売業	15,958
不動産業	571	941	889	1,162	金融・保険業	2,121
サービス業	16,867	20,272	24,096	25,377	不動産業	1,260
					飲食店・宿泊業	3,654
					医療・福祉	8,693
					教育・学習支援業	5,097
					複合サービス業	649
公務	4,422	4,507	4,413	4,394	サービス業(他に分類されないもの)	11,896
公務(他に分類されないもの)	4,089					
小計	45,682	52,175	59,287	60,624	小計	59,560
分類不能	184	804	402	1,010	分類不能	2,513

注)各年10月1日現在「-」…該当数字なし

出典:平成19年宇治市統計書



**図 1-3-1 産業別就業者割合の推移**

## 2. 事業所

本市における産業別・従業者規模別事業所数を **表 1-3-2** に示します。

第3次産業の事業所は全事業所の78.0%を占めています。また、規模別に見ると、従業者1~4人の事業所が64.1%、ついで5~9人の事業所が18.5%と比較的小規模の事業所が多くなっています。

**表 1-3-2 産業別・従業者規模別事業所数**

(単位:事業所)

区分	総数	1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30人以上	派遣・下請 従業員のみのみ
<b>第1次産業</b>							
農林漁業	5	2	1	-	1	1	-
<b>第2次産業</b>							
鉱業	3	1	2	-	-	-	-
建設業	633	372	159	76	15	11	-
製造業	784	380	192	107	35	70	-
小計	1,420	753	353	183	50	81	-
<b>第3次産業</b>							
電気・ガス・熱供給・水道業	3	-	1	1	1	-	-
情報通信業	43	21	11	4	4	3	-
運輸業	67	20	11	12	7	16	1
卸売・小売業	1,724	1,124	295	175	61	67	2
金融・保険業	76	38	6	22	6	4	-
不動産業	404	355	32	11	3	1	2
飲食店、宿泊業	816	565	144	62	18	27	-
医療、福祉業	378	141	121	68	7	41	-
教育、学習支援業	361	267	49	23	6	16	-
複合サービス業	10	5	2	3	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	1,167	862	169	64	36	34	2
小計	5,049	3,398	841	445	149	209	7
合計	6,474	4,153	1,195	628	200	291	7

注)平成16年6月1日現在「-」…該当数字なし

出典:平成19年宇治市統計書

### 3. 農業

本市における農家戸数及び経営耕地面積の推移は、表1-3-3及び表1-3-4に示すように、農家戸数、経営耕地面積とも減少傾向にあり、農業戸数の内訳をみると兼業農家が多く、専業農家はわずかになっています。このような状況の中で水稲や茶のほか、大消費地である大阪、京都に近いことから都市近郊型農業として野菜や花卉などの生産が行われています。

表1-3-3 農家戸数の推移

(単位:戸、%)

年次	総数	専業	兼業			
			兼業計	第1種	第2種	兼業率
平成7年	551	109	442	77	365	80.2
12年	278 (454)	69	209	35	174	75.2
17年	246 (421)	73	173	48	125	70.3

注)各年2月1日現在

平成7年は経営耕地面積が10ha未満、かつ年間販売金額が15万円未満の農家は対象外

平成12、17年の農家数は販売農家(経営耕地面積30ha、また農産物販売金額が50万以上)のみ、

( )内は総農家数

平成12年までの農家人口は総農家の世帯員、平成17年の農家人口は販売農家の世帯員

出典:平成19年宇治市統計書

表1-3-4 経営耕地面積の推移

(単位:ha)

年次	総数	田	畑	樹園地
平成7年	322	238	27	58
12年	266	196	18	52
17年	274	214	24	35

注)各年2月1日現在

経営耕地面積30ha以上、または年間販売金額が50万円以上の農家を対象

出典:平成19年宇治市統計書

#### 4. 工業

本市における工業の推移は表 1-3-5 に示すとおりであり、近年の状況は、事業所数及び就業者数はわずかな変動がみられるものの大きく変わらず、製造品出荷額等は平成 16 年度に減少から増加に転じていますが、現在は、アメリカの金融危機に端を発した世界同時不況下にあり、日本経済の先行きも不透明な状況となっています。

表 1-3-5 工業の推移

(単位:事業所、人、万円)

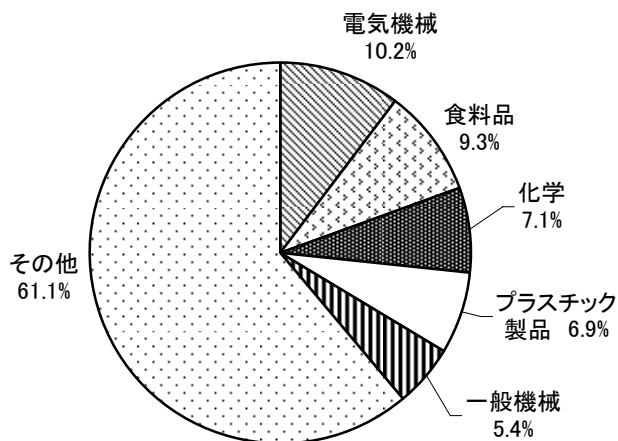
年次	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
平成14年	331	10,801	52,343,585
15年	344	10,238	41,377,256
16年	329	10,180	42,412,509
17年	339	10,379	47,019,599

注)各年12月31日現在

従業者4人以上の事業所

出典:平成19年宇治市統計書

平成 17 年における製造品出荷額等 (47,019,599 万円) について、産業 (中分類) 別の内訳をみると、図 1-3-2 に示すとおり、そのうちの約 10% を電気機械が占め、ついで食料品、化学、プラスチック製品の順になっています。



注)平成17年12月31日現在

従業者4人以上の事業所

電気機械は電気機械、情報通信機械、電子部品・デバイスの3業種

出典:平成19年宇治市統計書

図 1-3-2 製造品出荷額の産業 (中分類) 別内訳

## 5. 商業

本市における商業の推移は、表 1-3-6 に示すとおり、商店数及び従業者数とも減少傾向が見られ、年間商品販売額は平成 16 年に増加に転じていますが、工業同様、世界同時不況下にあり、先行きは不透明な状況です。

表 1-3-6 商業の推移

(単位:店、人、万円)

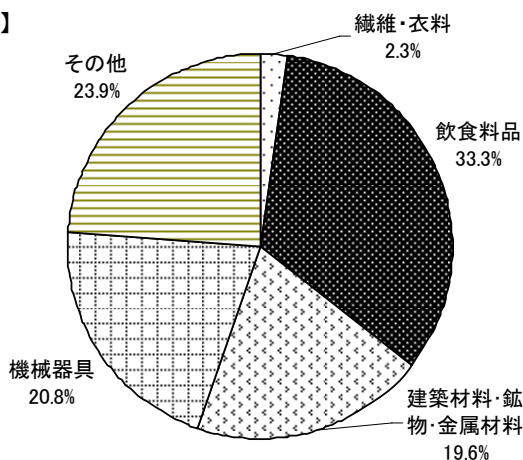
年次	商店数			従業者数			年間商品販売額		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
平成11年	1,884	248	1,636	13,007	1,789	11,218	28,192,575	10,113,675	18,078,900
14年	1,756	269	1,487	12,441	1,903	10,538	20,979,223	6,569,075	14,410,148
16年	1,710	280	1,430	12,142	2,056	10,086	25,634,430	10,765,574	14,868,856

注)平成11年は7月1日現在、14,16年は6月1日現在

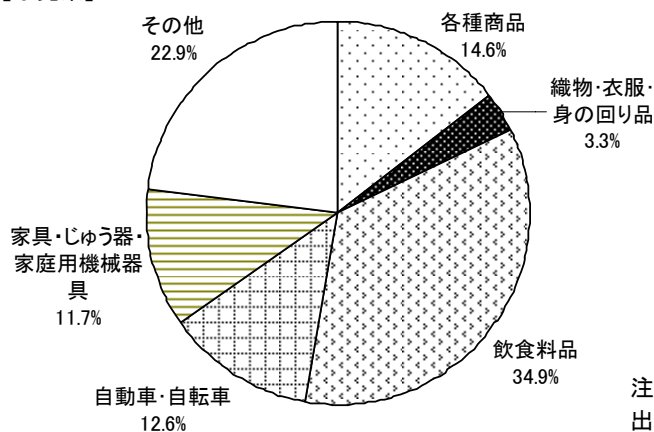
出典:平成19年宇治市統計書

平成 16 年における本市内 1,710 商店での商品販売額は 25,634,430 万円です。これを卸、小売別にみるとそれぞれ、10,765,574 万円、14,868,856 万円であり、この内訳を産業中分類別に見ると 図 1-3-3 に示すとおり、卸売業では飲食料品が 33.3% を占めて最も多く、ついで機械器具、建築材料・鉱物・金属材料の順となっています。小売業（飲食店を除く）では、飲食料品が 34.9% と最も多く、ついで各種商品、自動車・自転車の順となっています。

【卸売業】



【小売業】



注)平成16年6月1日現在

出典:平成19年宇治市統計書

図 1-3-3 年間商品販売額の卸、小売別内訳

## 第4節 観光

本市における、主な観光施設・イベントにおける訪問者数の推移を **表1-4-1** に、観光施設の利用状況を **表1-4-2** に示します。本市は、宇治川の悠久の流れと世界遺産に登録された平等院、宇治上神社をはじめ、多くの歴史的資源に恵まれ、源氏物語の舞台としても多くの人に愛されています。

また、伝統産業の宇治茶や四季を通じた様々な伝統行事などが有機的に結びつき、観光宇治の魅力を高めています。

**表1-4-1 主要観光地・イベント訪問者数の推移**

(単位:千人)

施設等名称	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
社寺・仏閣	1,480	1,506	1,466	1,546	1,642	1,758
府立宇治公園	424	408	424	541	538	630
さくら祭	95	125	115	104	85	130
鶉飼	5	3	5	5	5	6
県祭	134	137	145	130	110	115
花火大会	220	220	190	190	190	220
茶祭	25	25	18	15	12	15
源氏ろまん	3	5	5	2	6	6
宇治十帖スタンプラリー	37	33	41	37	47	50
合計	2,423	2,462	2,409	2,570	2,635	2,930

資料:商工観光課

**表1-4-2 観光施設の利用状況**

(単位:人)

施設等名称	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
観光センター	203,400	186,300	199,100	217,600	214,900	241,500
市営茶室“対鳳庵”	13,145	14,247	13,904	14,894	17,178	18,668

資料:商工観光課

## 第5節 土地利用

本市における土地利用の推移を **表 1-5-1** に示します。伸び率は大きくないものの、京都、大阪に近いという地理的条件等により、依然、宅地化が進んでいます。

**表 1-5-1 地目別土地利用の推移**

(単位:千m<sup>2</sup>)

区分	年次					増減 (14~18)
	平成14年	15年	16年	17年	18年	
田	3,163	3,140	3,129	3,124	3,121	△ 42
畑	1,301	1,296	1,292	1,282	1,261	△ 40
宅地	11,707	11,708	11,746	11,785	11,947	240
池沼	19	19	19	17	17	△ 2
山林	22,646	22,543	22,398	22,384	22,440	△ 206
原野	25	22	22	22	19	△ 6
雑種地	4,005	3,922	3,939	3,933	3,730	△ 275
総数	42,865	42,650	42,545	42,547	42,535	

注)各年1月1日現在

課税の対象にならない土地を除く。

田には宅地介在田等、畑には宅地介在畑等、山林には介在山林、雑種地には鉱泉地、牧場を含む。

出典:平成14~18年京都府統計書

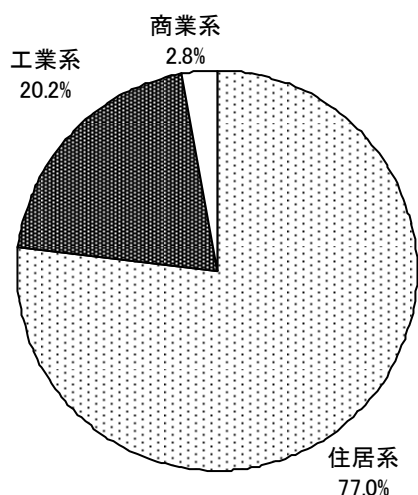
一方、都市計画における地域区分は **表 1-5-2** に示すとおり、都市計画区域のうち約 47.8%が市街化区域になっています。また、**図 1-5-1** に示すように用途地域の内訳についてみてみると、住居系地域の占める割合が最も高く約 77.0%となっています。

**表 1-5-2 都市計画における地域**

区分	面積 (ha)	構成率 (%)	
都市計画区域	4,654	100.0	
市街化区域	2,224	47.8	
市街化調整区域	2,430	52.2	
総数	2,224	100.0	
用途地域	第1種住居専用地域	783	35.2
	第2種住居専用地域	24	1.1
	住居地域	905	40.7
	近隣商業地域	46	2.1
	商業地域	17	0.7
	準工業地域	316	14.2
	工業地域	133	6.0

注)平成19年3月31日現在

出典:平成18年京都府統計書



**図 1-5-1 用途地域の内訳**

## 第2章 ごみ処理の現状と課題

### 第1節 清掃事業の変遷

本市における清掃事業の変遷を 表2-1-1 に示します。

表2-1-1 (1) ごみ処理の沿革 (その1)

昭和 26	この頃、不定期収集
29 7月	汚物清掃法廃止、清掃法施行
12月	宇治市清掃条例施行
31 1月	宇治天神に焼却場建設
35 10月	宇治天神の自然通風式焼却炉を10t/日から18t/日に処理能力に増設
38 4月	ごみの分別収集(燃えるごみ・燃えないごみ)実施
39 11月	宇治市外4町し尿処理組合を城南衛生管理組合と名称変更
43 7月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場(50t/8h)完成
8月	宇治天神焼却場閉鎖
	燃えるごみの週1回曜日収集実施
45 12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律「廃棄物処理法」公布
46 9月	清掃法廃止、「廃棄物処理法」施行
11月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地開設
47 4月	宇治市清掃条例廃止、宇治市廃棄物の処理及び適正処理等に関する条例施行
48 6月	城南衛生管理組合奥山埋立処分地開設
49 5月	宇治市金井戸埋立処分地開設
50 8月	古紙回収事業実施
51 7月	宇治市環境保全条例施行
52 7月	財団法人宇治廃棄物処理公社設立
12月	燃えるごみの週2回(定点)収集実施
53 5月	宇治市仙郷山粗大ごみ処分地閉鎖
6月	財団法人宇治廃棄物処理公社仙郷山埋立処分地開設
54 7月	燃えないごみの月2回(定点)収集実施
55 3月	宇治市金井戸埋立処分地閉鎖
	城南衛生管理組合長谷山清掃工場(連続燃焼式焼却炉、200t/24h)改築工事完成
58 6月	城南衛生管理組合第2清掃工場(折居清掃工場)建設工事着工
59 11月	筒型乾電池の週1回収集を実施
60 12月	年末特別収集開始
61 3月	城南衛生管理組合折居清掃工場(115t/24h×2基)完成
	城南衛生管理組合粗大ごみ処理施設(100t/5h)完成
平成 2 4月	燃えないごみの月3回(定点)収集実施
3 4月	資源の有効な利用の促進に関する法律「資源有効利用促進法」公布
4 8月	城南衛生管理組合大阪湾センター(フェニックス)へ処分委託開始
9月	宇治市ごみ減量化促進協議会設置規定を制定
6 4月	燃えないごみ週1回収集を実施
6月	生ごみたい肥化容器購入費補助事業を実施
7 6月	宇治市ごみ処理基本計画を策定
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律「容器包装リサイクル法」公布
9月	財団法人宇治廃棄物処理公社第3期処分地竣工
8 6月	宇治市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正
	宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行

表 2-1-1 (2) ごみ処理の沿革 (その 2)

平成 9	4 月	容器包装リサイクル法本格施行、缶・びん・ペットボトル・紙パックの分別収集を開始
10	6 月 10 月	特定家庭用機器再商品化法「家電リサイクル法」公布 宇治市廃棄物減量等推進審議会を設置
11	1 月 4 月	城南衛生管理組合リサイクルプラザ (43t/5h) 運転開始 生ごみたい肥化容器購入費補助事業の対象に電気式容器を追加
12	5 月 6 月	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律「建設リサイクル法」公布 国等による環境物品等の調達等の促進等に関する法律「グリーン購入法」公布 循環型社会形成推進基本法公布 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律「食品リサイクル法」公布
13	3 月 4 月	城南衛生管理組合グリーンヒル三郷山開設 発泡トレイ類分別収集開始、スプレー缶分別収集開始 家電リサイクル法本格施行、家電 4 品目の引取義務外品のみ収集実施
14	3 月 7 月	奥山埋立処分地の埋立て完了 使用済自動車の再資源化等に関する法律「自動車リサイクル法」公布
15	4 月 10 月	廃食油回収支援事業を実施 メーカー等不存在廃棄パソコン等収集実施
16	4 月	古紙類を可燃ごみとして収集せず、すべてを古紙回収の対象とする
18	5 月 9 月	城南衛生管理組合長谷山清掃工場閉鎖 城南衛生管理組合クリーン 21 長谷山 (120t/24h×2 基) 運転開始
20	11 月	山間地区の燃えるごみ週 2 回収実施

## 第 2 節 収集処理量の実績と性状

### 1. ごみ処理の流れ

本市におけるごみ処理フローを図 2-2-1 に示します。

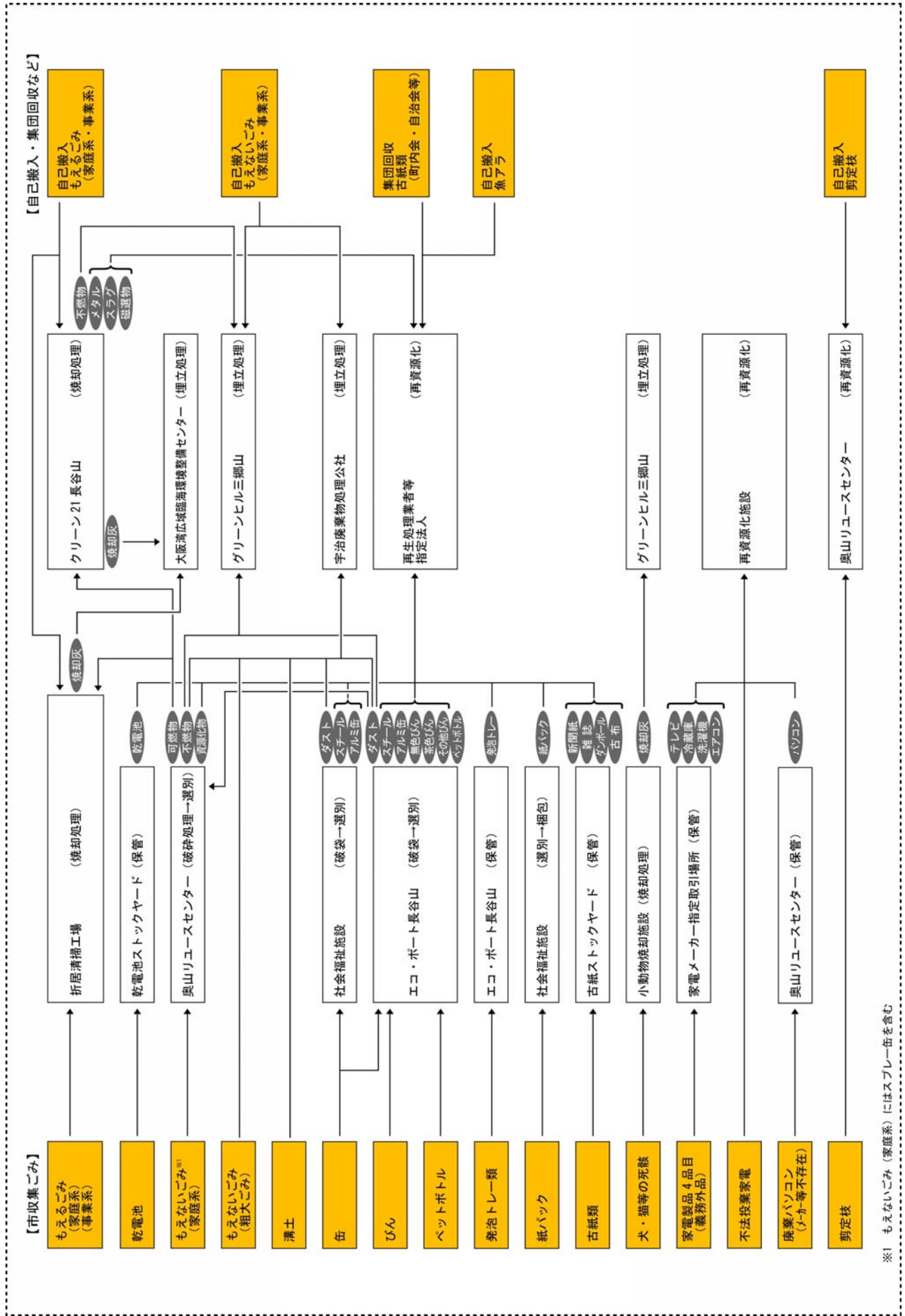


図 2-2-1-1 ごみ処理フロー (平成 21 年 1 月現在)

## 2. ごみ発生量の実績

本市における過去 10 年間（平成 10 年度～平成 19 年度）のごみ発生量の推移を **表 2-2-1** に示します。

### (1) 家庭系ごみ

平成 19 年度における家庭系ごみ量は 41,298 t で、平成 10 年度と比較して 0.88 倍となっています。内訳は、可燃ごみが 29,254 t (70.8%)、不燃ごみが 9,481 t (23.0%)、溝土が 89 t (0.2%)、資源ごみが 2,474 t (6.0%) で、それぞれ平成 10 年度と比較すると、可燃ごみが 0.84 倍、不燃ごみが 1.15 倍、溝土が 0.50 倍、資源ごみが 0.70 倍となっています。

可燃ごみは平成 16 年度に急激に減少していますが、これは、市民の協力の下、古紙類を可燃ごみとして収集することを止め、集団回収を基本に資源化を図るようにしたことが大きな要因で、市が回収する段ボール及び古紙の減少にも繋がっています。

不燃ごみについては、年度による変動はあるものの、増加傾向にあります。一方、溝土については、下水道の普及等により、この 10 年間で半減しています。また、資源ごみについては、古紙を除き全体では 0.93 倍と減少していますが、品目別に見ると、缶類、びん類、紙パックが減少し、ペットボトルが増えています。これは、飲料容器のペットボトルへの移行や缶類の軽量化、空き缶の抜き取りなどによるものと考えられます。

平成 19 年度における 1 人 1 日あたりのごみ量（原単位）については、可燃ごみが 413.68 g、不燃ごみが 134.07 g、溝土が 1.26 g、資源ごみが 34.98 g、合計 583.99 g で、いずれもごみ量と同じ傾向で推移しています。

### (2) 事業系ごみ

平成 19 年度における事業系ごみ量は 12,968 t で、平成 10 年度と比較して 1.14 倍となっています。内訳は、可燃ごみが 11,804 t (91.0%) と大半を占めており、不燃ごみが 265 t (2.1%)、資源ごみが 898 t (6.9%) となっています。また、それぞれ平成 10 年度と比較すると、可燃ごみが 1.12 倍、不燃ごみが 0.84 倍、資源ごみが 1.74 倍となっています。

### (3) 集団回収

古紙の集団回収については、平成 13 年度（平成 14 年 1 月）より、民間古紙回収業者と回収契約している自治会・町内会等に対し、市と協定を結ぶことによって、1kg あたり 5 円の報償金を交付しています。また、平成 16 年度から、古紙類を可燃ごみとして収集することを止めたため、集団回収量が大幅に増加しています。

表2-2-1 ごみ発生量の推移

項目/年度		単位	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H19/H10	
処理人口(住民基本台帳+外国人登録)		人	190,150	191,065	190,621	189,897	189,841	190,511	191,264	191,623	192,387	193,217	1.02	
家庭系ごみ	可燃ごみ	収集ごみ(死獣含む)	t/年	35,016.81	34,785.06	34,562.16	35,282.34	35,038.19	34,415.80	30,457.96	30,042.56	30,033.78	29,254.23	0.84
	不燃ごみ	収集ごみ(スプレー缶含む)	t/年	7,886.39	7,977.27	8,821.62	8,288.78	8,646.15	9,041.25	8,842.47	9,199.92	9,546.28	9,211.87	1.17
		自己搬入	t/年	-	-	-	-	50.45	35.09	35.22	30.20	47.51	35.59	-
		粗大ごみ(臨時・アスベスト)	t/年	349.63	331.96	308.17	253.21	274.70	278.42	244.22	260.54	233.35	233.35	0.67
	合計		t/年	8,236.02	8,309.23	9,129.79	8,541.99	8,971.30	9,354.76	9,121.91	9,490.66	9,827.14	9,480.81	1.15
	溝 土		t/年	178.51	206.58	167.68	144.13	118.71	121.85	90.22	98.03	91.63	89.37	0.50
	資源ごみ	缶類	t/年	755.81	700.89	694.62	632.53	512.37	405.78	420.77	406.15	334.34	346.95	0.46
		びん類	t/年	1,337.19	1,309.06	1,264.41	1,284.87	1,234.69	1,200.98	1,191.31	1,173.94	1,226.24	1,208.19	0.90
		紙パック	t/年	37.97	25.28	26.25	32.56	29.68	34.06	24.77	30.50	27.31	30.68	0.81
		ペットボトル	t/年	242.40	285.86	319.38	362.12	380.44	374.14	394.40	415.89	433.04	462.90	1.91
		発泡トレイ類	t/年	-	-	-	96.68	92.20	82.30	88.18	89.96	92.40	92.76	-
		段ボール(H10は下段古紙に含む)	t/年	0.00	94.91	88.40	79.61	88.18	97.03	64.86	51.09	57.08	42.64	-
		古紙(古布を含む)	t/年	1,126.78	981.22	853.05	861.69	915.78	699.81	399.80	281.05	278.63	197.77	0.18
		廃乾電池	t/年	26.96	30.78	30.85	31.81	33.03	34.87	29.27	32.53	33.06	28.97	1.07
		剪定枝	t/年	0.00	0.00	0.00	1.12	5.00	82.40	93.56	21.50	22.56	57.34	-
		廃家電(不法投棄含む)	t/年	-	-	-	8.35	11.40	11.39	12.01	12.21	8.85	5.80	-
		廃パソコン	t/年	-	-	-	-	-	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00	-
		合計		t/年	3,527.11	3,428.00	3,276.96	3,391.34	3,302.77	3,022.91	2,719.08	2,514.81	2,513.51	2,474.00
	家庭系ごみ合計		t/年	46,958.45	46,728.87	47,136.59	47,359.80	47,430.97	46,915.32	42,389.17	42,146.06	42,466.06	41,298.41	0.88
	事業系ごみ	可燃ごみ	収集ごみ	t/年	2,303.09	2,291.66	2,276.49	2,323.69	2,307.56	2,265.58	2,002.64	1,971.42	1,970.92	1,921.00
不燃ごみ		自己搬入	t/年	8,264.46	10,769.42	12,303.06	10,442.65	11,225.59	11,298.83	9,886.79	9,284.21	9,603.71	9,883.32	1.20
		合計	t/年	10,567.55	13,061.08	14,579.55	12,766.34	13,533.15	13,564.41	11,889.43	11,255.63	11,574.63	11,804.32	1.12
資源ごみ		収集ごみ	t/年	297.84	282.78	262.52	215.69	234.00	237.18	208.03	221.95	198.78	198.58	0.67
		自己搬入	t/年	19.98	15.84	5.70	7.22	274.93	427.96	106.14	68.26	65.44	66.85	3.35
		合計	t/年	317.82	298.62	268.22	222.91	508.93	665.14	314.17	290.21	264.22	265.43	0.84
資源ごみ		魚アラ(自己搬入)	t/年	515.14	518.74	517.89	474.80	360.31	403.04	404.24	393.74	378.91	372.91	0.72
		剪定枝(自己搬入)	t/年	0.00	0.00	0.00	317.10	425.20	476.28	437.16	408.60	481.92	525.38	-
合計		t/年	515.14	518.74	517.89	791.90	785.51	879.32	841.40	802.34	860.83	898.29	1.74	
事業系ごみ合計		t/年	11,400.51	13,878.44	15,365.66	13,781.15	14,827.59	15,108.87	13,045.00	12,348.18	12,699.68	12,968.04	1.14	
収集量(自己搬入を含む)		t/年	58,358.96	60,607.31	62,502.25	61,140.95	62,258.56	62,024.19	55,434.17	54,494.24	55,165.74	54,266.45	0.93	
集団回収	段ボール	t/年	-	-	-	26.38	268.71	377.04	1,112.97	1,242.54	1,302.23	1,341.34	-	
	古紙(古布を含む)	t/年	-	-	-	489.26	4,208.61	5,449.38	8,544.56	9,159.18	9,478.85	9,473.09	-	
	集団回収量合計	t/年	-	-	-	515.64	4,477.32	5,826.42	9,657.53	10,401.72	10,781.08	10,814.43	-	
総合計		t/年	58,358.96	60,607.31	62,502.25	61,656.59	66,735.88	67,850.61	65,091.70	64,895.96	65,946.82	65,080.88	1.12	
原単位	家庭系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	504.53	497.43	496.75	509.03	505.66	493.58	436.29	429.53	427.70	413.68	0.82
		不燃ごみ	g/人・日	118.67	118.82	131.22	123.24	129.47	134.16	130.67	135.69	139.95	134.07	1.13
		小計(可燃ごみ+不燃ごみ)	g/人・日	623.21	616.25	627.97	632.27	635.13	627.74	566.96	565.22	567.65	547.74	0.88
		溝 土	g/人・日	2.57	2.95	2.41	2.08	1.71	1.75	1.29	1.40	1.30	1.26	0.49
		資源ごみ	g/人・日	50.82	49.02	47.10	48.93	47.66	43.35	38.95	35.96	35.79	34.98	0.69
		合計	g/人・日	676.59	668.23	677.48	683.28	684.51	672.84	607.20	602.58	604.75	583.99	0.86
	事業系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	152.26	186.77	209.55	184.19	195.31	194.54	170.31	160.93	164.83	166.92	1.10
		不燃ごみ	g/人・日	4.58	4.27	3.86	3.22	7.34	9.54	4.50	4.15	3.76	3.75	0.82
		資源ごみ	g/人・日	7.42	7.42	7.44	11.43	11.34	12.61	12.05	11.47	12.26	12.70	1.71
		合計	g/人・日	164.26	198.46	220.85	198.83	213.99	216.69	186.86	176.55	180.85	183.38	1.12
	集団回収		g/人・日	31.23	37.92	42.10	37.76	40.62	41.28	35.74	33.83	34.79	35.43	1.13
	総合計		g/人・日	840.85	866.69	898.32	889.55	963.11	973.09	932.39	927.85	939.13	920.29	1.09
	リサイクル率		%	6.1	5.9	5.5	6.8	11.6	14.2	20.4	21.4	24.0	25.4	4.16

注1) 廃家電依頼分及び平成13年度の廃家電不法投棄分については、次の換算係数にて積算した。(1台あたりテレビ25kg、洗濯機25kg、冷蔵庫59kg、エアコン51kg)

注2) 廃パソコン依頼分については、1台あたり17kgにて積算した。

注3) リサイクル率については、平成10~14年度は一般廃棄物処理実態調査結果(環境省HP)より、平成15年度以降については、表2-2-1の総合計を分母に、表2-3-8の資源化量合計を分子にして算出した。

### 3. ごみの性状

城南衛生管理組合で定期的に行っている、可燃ごみのごみ質調査結果を以下に示します。

#### (1) 組成分析

可燃ごみ質調査結果(組成分析)の推移を 表 2-2-2 及び 図 2-2-2 に示します。紙類が最も多く約半分を占めており、焼却不燃物(プラスチック類、ゴム類等)、厨芥類の順になっており、年度間の変異はあまりみられません。ただし、分析は乾燥ベースのため、水分を含んだ状態では、厨芥類の割合が高くなると思われます。

表 2-2-2 可燃ごみ質調査結果(組成分析)の推移

(単位:%)

品目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
可燃物	72.95	75.49	77.45	75.38	76.45
紙類	47.46	49.07	49.01	45.54	46.41
厨芥類	7.87	8.46	11.48	10.41	13.76
繊維類	5.92	7.37	5.45	5.30	6.04
草木類	5.15	6.35	6.67	9.44	5.60
可燃雑物	6.55	4.24	4.84	4.69	4.64
焼却不適物	17.52	15.97	14.45	16.88	16.23
ビニール・プラスチック類	16.47	15.91	13.75	16.38	15.25
ゴム類等	1.05	0.06	0.70	0.50	0.98
不燃物	9.53	8.54	8.10	7.74	7.32
金属類	2.34	2.41	1.75	1.27	1.92
ガラス・石類	2.02	2.05	1.10	1.92	1.02
雑物(5mm以下)	5.17	4.08	5.25	4.55	4.38
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

出典:宇治市の環境 平成20年版

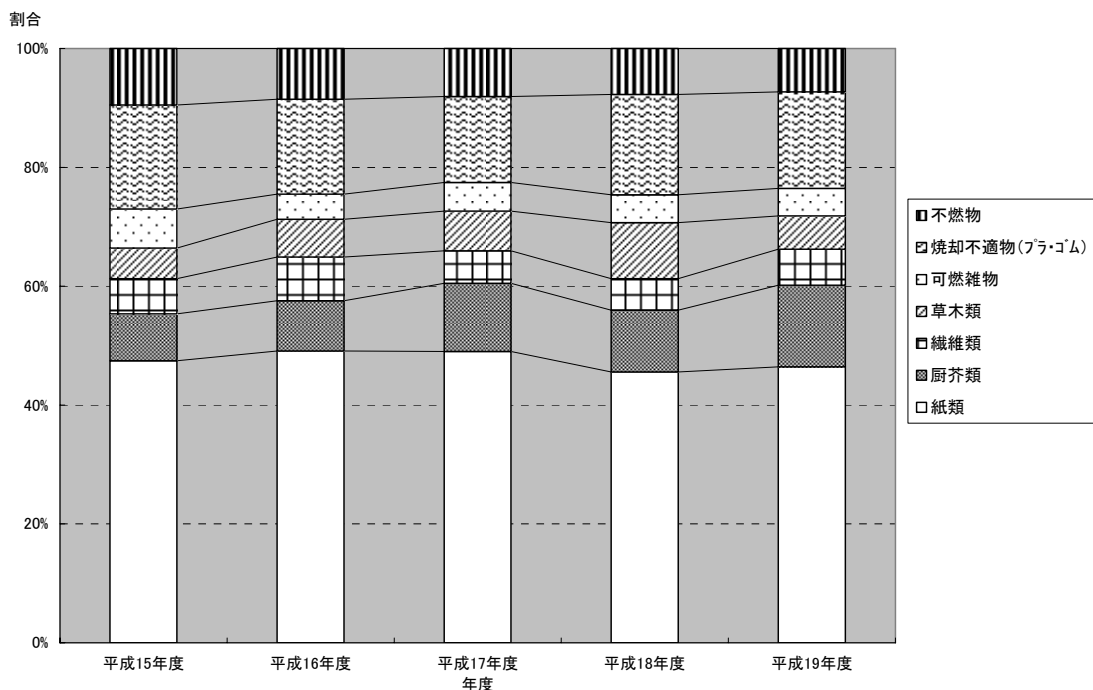


図 2-2-2 可燃ごみ質調査結果(組成分析)の推移

(2) 成分分析

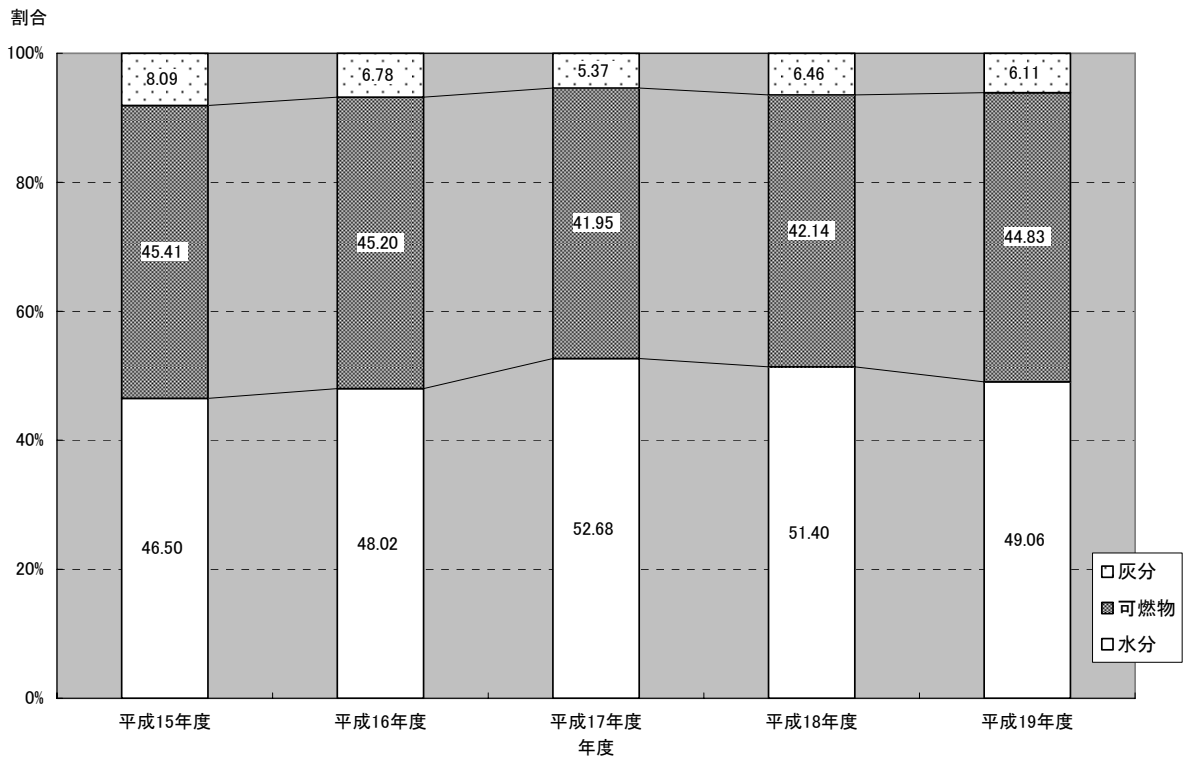
可燃ごみ質調査結果(成分分析)の推移を **表 2-2-3** 及び **図 2-2-3** に示します。  
水分が約 50%、可燃物が約 45%、残りが灰分となっており、年度間の変異はあまりみられません。

**表 2-2-3 可燃ごみ質調査結果 (成分分析) の推移**

(単位: %)

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
水分	46.50	48.02	52.68	51.40	49.06
可燃物	45.41	45.20	41.95	42.14	44.83
灰分	8.09	6.78	5.37	6.46	6.11
合計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

出典: 宇治市の環境 平成20年版



**図 2-2-3 可燃ごみ質調査結果 (成分分析) の推移**

### 第3節 ごみ収集処理体制

#### 1. 収集運搬

本市の計画収集区域は、市全域を対象としています。平成20年度における本市の収集運搬体制の概要を表2-3-3に示します。事業系については、排出者の自己処理を原則としていますが、小規模事業所に限り有料事業所として、市が収集を行っている場合もあります。

収集方法については、一般家庭系ごみは拠点回収している紙パックを除いて定点(ステーション)方式による収集を行っています。また、臨時ごみや有料事業所ごみなどについては、個別収集を行っています。

ごみ処理手数料については、「宇治市廃棄物の処理及び適正処理等に関する条例」で定めています。

#### (1) 収集運搬の実績

収集運搬量の実績を表2-3-1に示します。収集運搬量は、古紙類を可燃ごみとして収集しなくなった平成16年度に大きく減少し、その後漸減傾向にあります。溝土については、町内会・自治会等が溝掃除を行う際に、事前に申し込みのあった団体に「溝土回収容器」を貸し出し、掃除の実施後に回収しています。死獣については、市民の動物愛護の要望や、飼主の心情を考慮し、昭和59年4月以降、「宇治市斎場」に「動物専用炉」を併置し、回収後に火葬処理を行っていましたが、平成10年10月からは、城南衛生管理組合の「小動物焼却施設」にて処理を行っています。

死獣処理の実績を表2-3-2に示します。

表2-3-1 収集運搬量の実績

(単位：t)

項目/年度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	H19/H15
家庭系収集量	可燃ごみ(死獣含む)	34,415.80	30,457.96	30,042.56	30,033.78	29,254.23	0.85
	不燃ごみ	9,041.25	8,842.47	9,199.92	9,546.28	9,211.87	1.02
	粗大ごみ	278.42	244.22	260.54	233.35	233.35	0.84
	溝土	121.85	90.22	98.03	91.63	89.37	0.73
	資源ごみ	3,022.91	2,719.08	2,514.81	2,513.51	2,474.00	0.82
小計		46,880.23	42,353.95	42,115.86	42,418.55	41,262.82	0.88
事業系収集量	可燃ごみ	2,265.58	2,002.64	1,971.42	1,970.92	1,921.00	0.85
	不燃ごみ	237.18	208.03	221.95	198.78	198.58	0.84
	小計	2,502.76	2,210.67	2,193.37	2,169.70	2,119.58	0.85
収集運搬量合計		49,382.99	44,564.62	44,309.23	44,588.25	43,382.40	0.88

出典：宇治市の環境 (6)ごみ処理量より作成(各年)

表2-3-2 死獣処理実績

(単位：匹)

項目/年度		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	H19/H15
総処理数		1,609	1,546	1,504	1,453	1,405	0.87
犬	飼犬	385	347	324	286	312	0.81
	野良犬	16	8	14	4	14	0.88
	(小計)	401	355	338	290	326	0.81
猫	飼猫等	440	432	275	208	252	0.57
	野良猫等	768	759	891	955	827	1.08
小動物	(小計)	1,208	1,191	1,166	1,163	1,079	0.89
その他	(小計)	1,208	1,191	1,166	1,163	1,079	0.89

出典：宇治市の環境 平成20年版

表 2-3-3 収集運搬体制の概要（平成 20 年度）

区 分	収集形態	料金	収集回数	摘 要
もえるごみ (家庭系)	直営(定点) 委託(定点)	無料	週 2 回	生ごみ、紙くず、布類 落ち葉、草、木切れ等
もえないごみ (家庭系)	直営(定点) 委託(定点)		週 1 回	金属類、プラスチック、陶器 小型家具、ガラス、灰等
スプレー缶	直営(定点) 委託(定点)		週 1 回	もえないごみ収集時に別途回収
資源ごみ	缶		月 2 回	飲み物・食べ物アルミ缶・スチール缶
	びん ペットボトル 発泡トレイ類		2 週 1 回	飲み物・食べ物びん、ペットボトル、発泡トレイやこん包用 スチロール、3品目同じ日に別々の袋に入れて排出する。
	紙パック		週 1 回	飲み物の紙パック(アルミコーティングされていないもの)
	乾電池		週 2 回	もえるごみ収集時に別途回収
	臨時ごみ	直営(戸別)	有料	随時
有料事業所ごみ (事業系) ※小規模事業所に 限って収集	直営(戸別)	有料	週 5 回 以内	料金設定 月排出量 3,000 円以下・・・140 円/40 円 月排出量 3,000 超～10,000 円以下・・・290 円/40 円 月排出量 10,000 円超・・・340 円/40 円 ※週 5 回収集の場合は 2 割増
古紙回収 (新聞・雑誌・ 段ボール・古布)	直営または 自治会等 (指定箇所)	—	月 1 回 以上	古紙回収について、民間業者と契約して市と協定を結んだ自治会等 に対して、報償金(5 円/kg)を支払う。
犬・猫等の死骸	直営(戸別)	有料	随時	収集 犬…3,000 円(1 体) 猫…2,000 円(1 体) 持込 犬…2,000 円(1 体) 猫…1,000 円(1 体) ※野良は無料
溝 土	委託 (指定箇所)	無料	随時	専用容器を木・金曜日に配達して、町内会で清掃後に月・火曜日に 回収
家電 4 品目 (義務外品)	直営(戸別)	有料	月 1 回	テレビ・冷蔵庫(冷凍庫 H16.4 より)・洗濯機・エアコン(4 品目)、 リサイクル料金払込み後、市が収集運搬料金 3,000 円で収集
廃棄パソコン (メーカー不存在)	直営(戸別)	有料	月 1 回	家庭系パソコンの回収再資源化料金及び収集運搬料金 デスクトップパソコン本体・ノートブックパソコン・液晶ディスプレイ…4,000 円/台 CRTディスプレイ…5,000 円/台

平成 21 年 1 月現在

## 2. 中間処理

### (1) 中間処理の流れ

本市における中間処理の流れは以下のとおりです。

#### 1) 可燃ごみ

可燃ごみについては、城南衛生管理組合の「折居清掃工場」及び「クリーン 21 長谷山」に搬入し、焼却処理を行っています。

#### 2) 不燃ごみ

不燃ごみについては、城南衛生管理組合の「奥山リユースセンター」に搬入し、破碎処理や選別を行い、可燃物は「折居清掃工場」及び「クリーン 21 長谷山」にて焼却処理を、不燃物は埋立処分を、資源化物は資源化処理を行っています。また、城南衛生管理組合の「グリーンヒル三郷山」及び(財)宇治廃棄物処理公社に搬入し、直接埋立を行うものもあります。

#### 3) 溝土

溝土については、中間処理を行わず、(財)宇治廃棄物処理公社に搬入し、直接埋立を行っています。

#### 4) 資源ごみ

資源ごみのうち剪定枝については、城南衛生管理組合の「奥山リユースセンター」にて、資源化を行っています。缶、びん、ペットボトル、発泡トレーについては、平成 21 年 1 月現在、同組合の「エコ・ポート長谷山」にて選別処理や保管を、乾電池については、「折居ストックヤード」にて保管を行っています。また、缶の一部及び紙パックについては、社会福祉施設にて選別処理を行っています。

#### 5) 犬・猫等の死骸

犬や猫等の小動物の死骸については、クリーン 21 長谷山内の「小動物焼却施設」にて、火葬しています。

### (2) 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要を **表 2-3-4** ~ **表 2-3-6** に示します。

表 2-3-4 中間処理施設の概要（城南衛生管理組合：焼却処理施設）

名称	折居清掃工場	クリーン21長谷山
所在地	京都府宇治市宇治折居18番地	京都府城陽市富野長谷山1-270
敷地面積	30,366.99㎡	27,287㎡
建築面積	4,688㎡	5,997㎡
建設年月日	着工：昭和58年6月 竣工：昭和61年3月 運転開始：昭和61年4月	着工：平成15年10月 竣工：平成18年8月 運転開始：平成18年9月
炉の形式	全連続燃焼式焼却炉	
処理能力	115t/24h×2基	120t/24h×2基
設計基準	H 9,020kJ M 5,740kJ L 3,280kJ	H 11,721kJ M 9,628kJ L 7,535kJ
総事業費	6,296,420千円 (建設工事費 5,885,000千円)	6,224,693千円 (建設工事費 6,092,100千円)
公害対策	バグフィルター 有害ガス除去装置(湿式)	バグフィルター 有害ガス除去装置(乾式)
余熱利用	場内冷暖房、給湯 山城総合運動公園へ蒸気供給	発電(出力：4,900kW)
その他	—	溶融炉併設(24t/24h×2基)

出典：城南衛生管理組合 ごみ処理基本計画(平成18年度改訂版)

表 2-3-5 中間処理施設の概要（城南衛生管理組合：小動物焼却施設）

名称	小動物焼却施設
所在地	京都府城陽市富野長谷山1-270 (クリーン21長谷山敷地内)
建設年月日	着工：平成9年8月 竣工：平成10年3月 移設：平成18年9月
炉の形式	台車付直上再燃焼炉
処理能力	最大100kg/2h
使用燃料	白灯油
総事業費	45,045千円

出典：城南衛生管理組合 ごみ処理基本計画(平成18年度改訂版)

表 2-3-6 中間処理施設の概要（城南衛生管理組合：破碎・資源化施設）

名称	奥山リユースセンター	エコ・ポート長谷山
所在地	京都府城陽市寺田奥山1-61	京都府城陽市富野長谷山1-270 (クリーン21長谷山敷地内)
敷地面積	3,300㎡	27,287㎡
建築面積	1,800㎡	1,580㎡
建設年月日	着工：昭和60年6月 竣工：昭和61年3月 運転開始：昭和61年4月	着工：平成9年11月 竣工：平成11年1月 運転開始：平成11年2月
形式	縦型衝撃せん断回転式	—
処理能力	100t/5h	43t/日
総事業費	649,059千円 (建設工事費 648,600千円)	1,296,750千円
その他	—	地域住民による不用品の修理、展示、各種講座及び廃棄物に関する情報閲覧のための啓蒙・啓発機能併設

出典：城南衛生管理組合 ごみ処理基本計画(平成18年度改訂版)

(3) 中間処理の実績

本市における中間処理の実績を **表 2-3-7** に示します。前述のとおり、平成 16 年度から可燃ごみから古紙類を除外したことなどにより、平成 19 年度の焼却処理量は平成 15 年度の 0.90 倍に減少しています。

**表 2-3-7 中間処理の実績**

(単位：t)

項目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	H19/H15	
焼却処理量	折居清掃工場	可燃ごみ	39,277.37	34,925.53	34,431.58	31,997.86	31,168.58	0.79
		破砕処理残渣	2,018.89	2,394.63	2,442.06	1,924.70	1,913.06	0.95
	クリーン21長谷山	可燃ごみ	8,694.64	7,414.20	6,859.80	9,603.71	9,883.32	1.14
		破砕処理残渣	2,692.75	2,531.50	3,174.17	4,273.65	4,416.05	1.64
		小動物焼却施設	8.20	7.66	6.81	6.84	6.65	0.81
小計		52,691.85	47,273.52	46,914.42	47,806.76	47,387.66	0.90	
破砕処理	奥山リユースセンター	不燃ごみ	8,933.84	8,739.30	9,094.59	9,447.48	9,118.36	1.02
選別処理残渣		130.79	122.19	121.81	122.27	119.03	0.91	
保管・資源化		トレー	82.30	88.18	89.96	92.40	92.76	1.13
		剪定枝	558.68	530.72	430.10	504.48	582.72	1.04
選別処理	エコ・ポート長谷山	缶・びん・ペットボトル	1,721.46	1,714.07	1,722.38	1,785.14	1,795.52	1.04
	社会福祉施設	缶	259.44	292.41	273.60	208.48	222.52	0.86
		紙パック	34.06	24.77	30.50	27.31	30.68	0.90
保管	折居ストックヤード	乾電池	34.87	29.27	32.53	33.06	28.97	0.83
保管	古紙ストックヤード	古紙類	796.84	464.65	332.13	335.71	240.41	0.30
中間処理量合計		64,685.45	58,748.36	58,611.92	59,858.61	59,035.91	0.91	

注) 折居清掃工場、クリーン21長谷山、奥山リユースセンター、エコ・ポート長谷山、折居ストックヤードは城南衛生管理組合の施設である。

出典: 宇治市の環境 (6)ごみ処理量より作成(各年)

(4) 資源化の実績

本市における資源化の実績を **表 2-3-8** に示します。過去 5 年間では、段ボールを含む古紙類の増加が著しく、平成 18 年度からは、城南衛生管理組合の「クリーン 21 長谷山」の灰溶融炉の稼働により、溶融スラグ及びメタルの回収が行われています。

**表 2-3-8 資源化の実績**

(単位：t)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	H19/H15
破砕処理後の資源化物	663.12	710.29	713.25	729.19	545.35	0.82
缶	351.95	380.87	358.07	286.03	289.58	0.82
びん	702.27	759.74	822.03	770.42	811.11	1.15
ペットボトル	307.18	329.61	351.33	353.37	361.84	1.18
発泡トレー類	79.94	84.89	88.59	87.58	88.92	1.11
紙パック	34.06	24.77	30.50	27.31	30.68	0.90
剪定枝	402.41	408.51	330.89	389.06	410.07	1.02
段ボール	474.07	1,177.83	1,293.63	1,359.31	1,383.98	2.92
古紙類(段ボールを除く)	6,149.18	8,944.34	9,440.22	9,757.48	9,670.86	1.57
乾電池	34.87	29.27	32.53	33.06	28.97	0.83
選別処理後の資源化物	12.10	10.34	10.96	122.30	121.33	10.03
魚アラ	403.04	404.24	393.74	378.91	372.91	0.93
可燃処理後の資源化物 (スラグ・メタル)	-	-	-	1,534.37	2,400.77	-
廃家電(不法投棄を含む)	11.39	12.01	12.21	8.85	5.80	0.51
廃パソコン	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00	0.00
資源化量合計	9,625.73	13,276.86	13,877.95	15,837.24	16,522.17	1.72
資源化原単位(g/人・日)	138.05	190.18	198.42	225.53	233.64	1.69

出典: 宇治市の環境 (6)ごみ処理量より作成(各年)ただし、魚アラ、廃家電、廃パソコンについては表2-2-11による。

### 3. 最終処分

本市における最終処分の流れは以下のとおりです。

#### (1) 最終処分の流れ

##### 1) 焼却残渣

城南衛生管理組合の2つの焼却処理施設で焼却処理後の残渣については、「大阪湾広域臨海環境整備センター」にて委託処分を行っています。「クリーン21長谷山」から発生する一部の焼却残渣については、同施設内にて熔融処理し、処理後のスラグ及びメタルについては資源化しています。

##### 2) 不燃物

臨時ごみや有料事業所ごみとして収集されたもの及び自己搬入されるものについては、(財)宇治廃棄物処理公社にて直接埋立を行っています。

城南衛生管理組合の「奥山リユースセンター」で破碎後、選別された不燃物については、同組合の「グリーンヒル三郷山」及び(財)宇治廃棄物処理公社にて埋立処分を行っています。

#### (2) 最終処分施設の概要

最終処分施設の概要を **表2-3-9**～**表2-3-12**に示します。

**表2-3-9 最終処分施設の概要（大阪湾広域臨海環境整備センター）**

名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
根拠法律	広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)
設立	昭和57年3月1日
所在地	大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階
広域処理対象区域	近畿2府4県 175市町村
広域処理場整備対象港湾	4港湾
業務	(1) 港湾管理者の委託を受けて次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理</li> <li>・ 廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立により行う土地の造成</li> </ul> (2) 地方公共団体の委託を受けて次の業務を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理</li> <li>・ 一般廃棄物等による海面埋立て</li> <li>・ 前に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため、搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理</li> </ul> (3) 産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て (4) 前各号の業務に附帯する業務
資本金	1億3,690万円
出資団体	[地方公共団体(181団体)] 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大津市、京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市、他169市町村  [港湾管理者(4団体)] 大阪港港湾管理者、堺泉北港港湾管理者、神戸港港湾管理者、尼崎西宮芦屋港港湾管理者
管理委員会	[管理委員長] 大阪府知事 [管理委員] 滋賀県知事、京都府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、大阪市長、神戸市長

出典：大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ

表 2-3-10 ごみの埋立場所及び容量（大阪湾広域臨海環境整備センター）

埋立場所	位置	面積	埋立容量(単位:万 <sup>3</sup> )				
			一般 廃棄物	産業廃棄物 ・ 災害廃棄物	陸上 残土	浚渫 土砂	計
尼崎沖埋立処分場	尼崎西宮芦屋港 尼崎市東海岸町地先	113ha	220	290	630	460	1,600
泉大津沖埋立処分場	堺泉北港 泉大津市夕凧町地先	203ha	390	720	1,270	720	3,100
神戸沖埋立処分場	神戸港 神戸市東灘区向洋町地先	88ha	800	400	300	0	1,500
大阪沖埋立処分場 (建設中)	大阪港 大阪市此花区北港緑地地先	95ha	770	350	280	0	1,400
合 計		499ha	2,180	1,760	2,480	1,180	7,600

出典：大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ

表 2-3-11 最終処分施設の概要（城南衛生管理組合）

名称	グリーンヒル三郷山
所在地	京都府久世郡久御山町佐古梶石1-3
敷地面積	55,000 <sup>2</sup>
埋立全体容量	200,000 <sup>3</sup>
処理対象廃棄物	一般廃棄物(不燃性廃棄物)
埋立方法	サンドイッチ工法
しゃ水方法	鉛直・表面しゃ水工(しゃ水シート工法)
浸出水処理施設	処理能力:100 <sup>3</sup> /日 処理方法:生物処理→凝集沈殿→砂ろ過→活性炭吸着
建設年月日	着工:平成10年8月 竣工:平成13年3月
総事業費	2,760,000千円

出典:城南衛生管理組合 ごみ処理基本計画(平成18年度改訂版)

表 2-3-12 最終処分施設の概要（(財)宇治廃棄物処理公社）

名称	財団法人 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地	京都府宇治市池尾仙郷山6番地2
開設年月日	昭和53年6月
施設面積	第1期～第3期処分地 合計123,459 <sup>2</sup>
埋立地容量	第1期～第3期処分地 合計1,171,156 <sup>3</sup>
処理対象廃棄物	(1)一般廃棄物 不燃ごみ・粗大ごみ  (2)産業廃棄物 ①燃え殻 ②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑧鋤さい ⑨がれき類
埋立方法	コンパクターによる破碎・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
浸出水処理施設	処理能力:390 <sup>3</sup> /日(第3工区は140 <sup>3</sup> /日) 処理方法:凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着

出典:宇治市の環境 平成20年版

(3) 最終処分の実績

本市における最終処分の実績を **表 2-3-13** に示します。古紙類の資源化等による焼却処理量の減少や焼却灰の溶融スラグ化等により、最終処分量は年々減少傾向にあります。

**表 2-3-13 最終処分の実績**

(単位 : t)

項目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	H19/H15
大阪湾広域臨海 環境整備センター	焼却灰(折居)	5,248.66	4,578.16	4,494.10	4,099.67	4,132.07	0.79
	焼却灰(長谷山)	1,343.55	1,136.00	1,061.95	631.33	559.04	0.42
グリーンヒル三郷山	直接埋立	0.00	0.00	0.00	0.00	0.32	—
	中間処理後の不燃ダスト等	1,919.64	1,191.46	1,123.11	674.91	646.61	0.34
(財)宇治廃棄物処理公社	直接埋立	1,172.82	751.78	784.31	735.51	716.93	0.61
	中間処理後の不燃ダスト等	2,004.77	2,262.24	2,030.40	2,069.34	1,755.46	0.88
最終処分量合計		11,689.44	9,919.64	9,493.87	8,210.76	7,810.43	0.67

注)グリーンヒル三郷山は城南衛生管理組合の施設である。

出典:宇治市の環境 (6)ごみ処理量より作成(各年)

## 第4節 ごみ収集運搬処理処分経費

### 1. ごみ収集運搬処理処分経費の推移

本市におけるごみ収集運搬処理処分経費の推移を **表 2-4-1** 及び **図 2-4-1** に示します。

平成 19 年度におけるごみ 1t あたりの収集運搬処理処分経費は 48,917 円で、過去 5 年間で 1.06 倍とやや増加しています。一方、住民 1 人あたりでみると 13,532 円で、過去 5 年間では 0.98 倍と増減を繰り返しながらもほぼ横ばい傾向にあります。

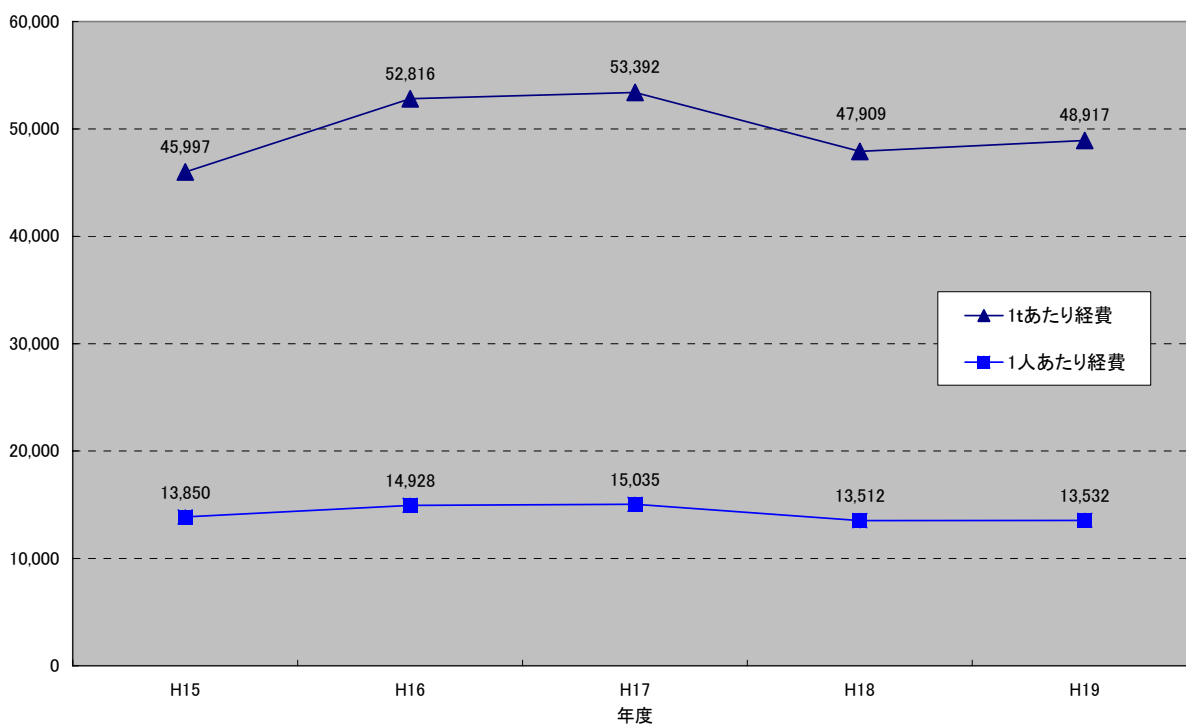
**表 2-4-1 ごみ収集運搬処理処分経費の推移**

(単位:円)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	H19/H15
収集運搬経費	1,222,456,205	1,216,197,178	1,205,378,862	1,129,849,850	1,101,855,135	0.90
処理処分経費	1,416,173,773	1,639,032,158	1,675,619,619	1,469,651,070	1,512,795,555	1.07
1tあたり						
収集運搬経費	24,824	27,371	27,324	25,492	25,536	1.03
処理処分経費	21,173	25,445	26,068	22,417	23,381	1.10
収集運搬処理処分経費	45,997	52,816	53,392	47,909	48,917	1.06
1人あたり						
収集運搬経費	6,408	6,344	6,276	5,873	5,703	0.89
処理処分経費	7,442	8,584	8,759	7,639	7,830	1.05
収集運搬処理処分経費	13,850	14,928	15,035	13,512	13,532	0.98

出典:宇治市の環境 平成20年版

収集運搬処理処分経費(円)



**図 2-4-1 ごみ収集運搬処理処分経費の推移**

## 第5節 第1次計画の目標の達成状況

平成20年度において1人1日あたり資源化量を100.5g、資源化率を12.1%（いずれも中間処理施設での資源化を含まない）とする第1次計画の目標に対して、平成14年度で達成、さらに平成19年度には1人1日あたり資源化量が187.9g、資源化率が25.5%と目標値を大きく上回る成果を上げています。

これは、本市が早くから進めてきた分別収集の取り組みを基礎に、平成16年度から市民の協力の下、古紙を可燃ごみとして収集することを止め、集団回収を基本に資源化を図るようにしたことが大きく寄与しています。この取り組みにより、城南衛生管理組合の「クリーン21長谷山」の建設コストの縮減や「折居清掃工場」の延命にも繋がっています。

目標の達成状況を **表2-5-1** に示します。

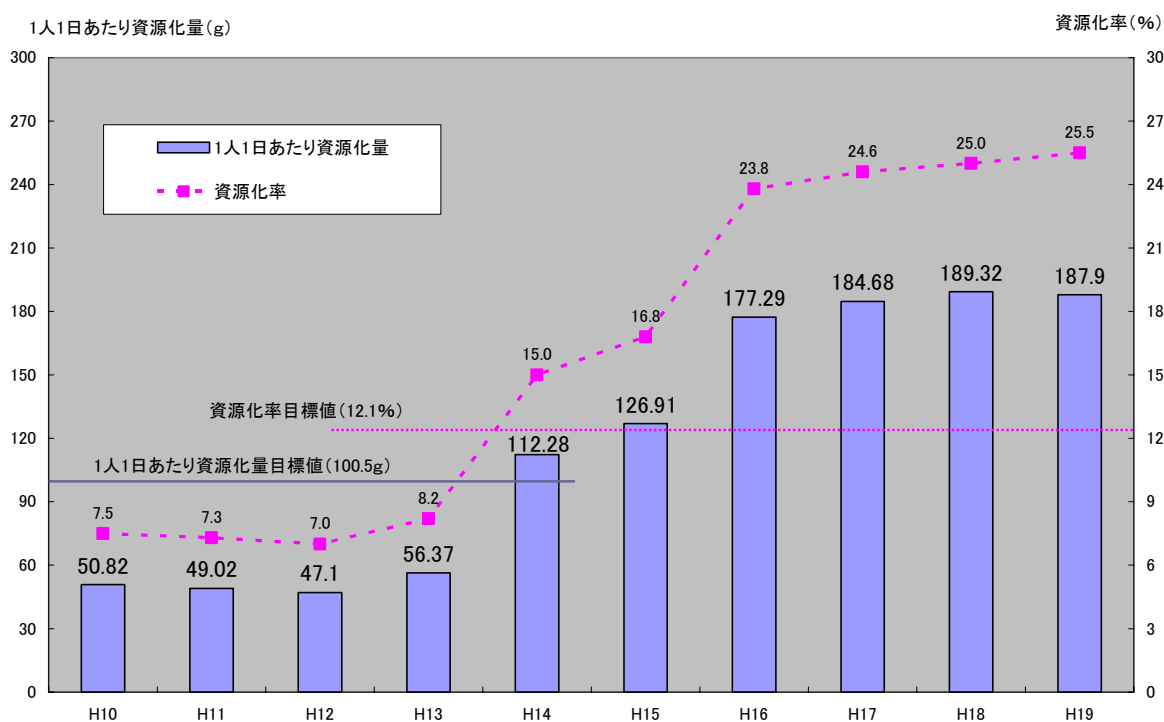
なお、本節における資源化量及び資源化率の算出方法は、第1次計画の策定に係る推計に準じて、以下のとおりとしました。

資源化量：家庭系ごみの「資源ごみ」と集団回収の合計  
 $= 34.98 + 152.92 = 187.9\text{g}/\text{人}\cdot\text{日}$ （平成19年度実績）

資源化率：家庭系ごみと集団回収の合計に対する資源化量の割合  
 $= 187.9 \div (583.99 + 152.92) \times 100 = 25.5\%$ （平成19年度実績）

**表2-5-1 目標の達成状況**

項目	目標値	平成19年度実績値	評価
1人1日あたり資源化量	100.5g	187.9g	達成
資源化率	12.1%	25.5%	達成



**図2-5-1 目標の達成状況**

## 第6節 他都市との比較

### 1. 国及び京都府との比較

#### (1) 1人1日あたり排出量

本市の1人1日あたり排出量について、全国平均及び京都府平均との比較結果を**表2-6-1**及び**図2-6-1**に示します。いずれの年度も本市の排出量は全国平均及び京都府平均を大きく下回っており、減量化が進んでいます。

**表2-6-1 全国及び京都府との比較（1人1日あたり排出量）**

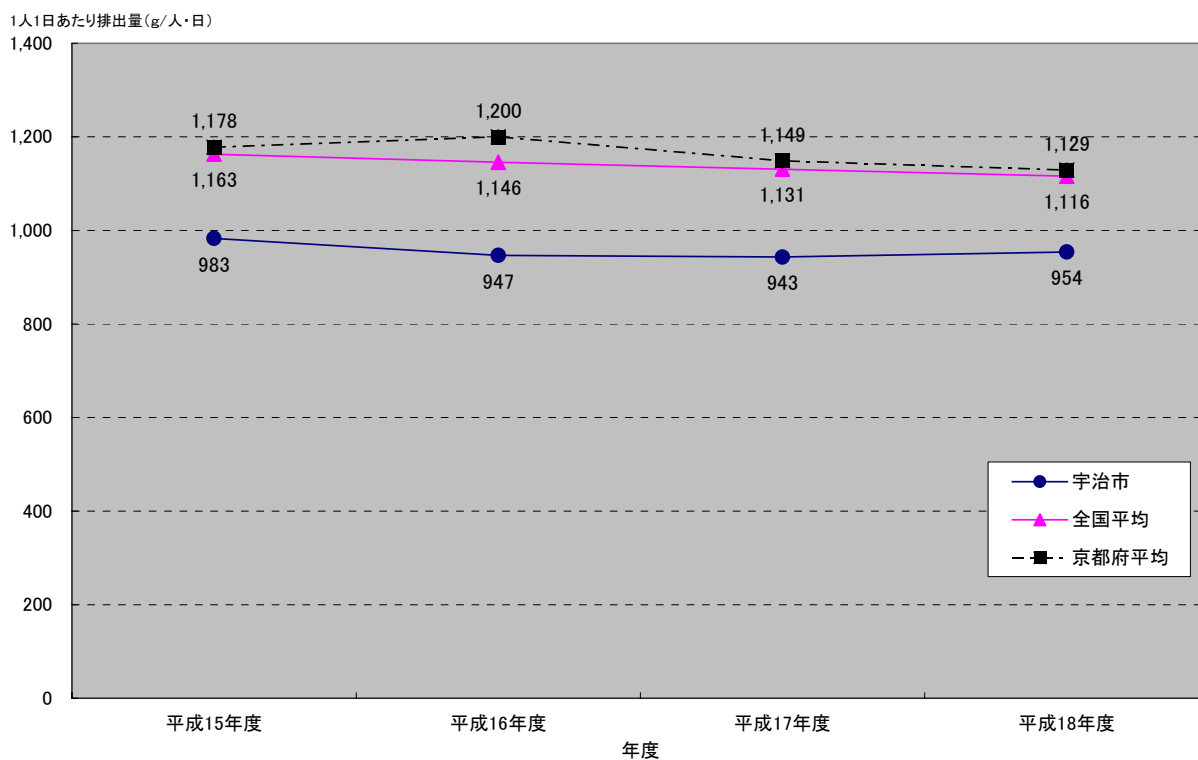
（単位：g/人・日）

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	H18/H15
宇治市	983	947	943	954	0.97
全国平均	1,163	1,146	1,131	1,116	0.96
京都府平均	1,178	1,200	1,149	1,129	0.96
全国平均を1とした場合の本市の比率	0.85	0.83	0.83	0.85	1.01
京都府平均を1とした場合の本市の比率	0.83	0.79	0.82	0.84	1.01

注1)1人1日あたり排出量=(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷10月1日現在の住民登録人口(外国人含まず)÷365(もしくは366)

注2)1人1日あたり排出量には事業系ごみを含んでいる。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)及び日本の廃棄物処理(平成18年度版:環境省)より作成



**図2-6-1 全国及び京都府との比較（1人1日あたり排出量）**

(2) リサイクル率

本市のリサイクル率について、全国平均及び京都府平均との比較結果を **表 2-6-2** 及び **図 2-6-2** に示します。平成 15 年度の時点では、本市のリサイクル率は全国平均を下回っていましたが、平成 16 年度に、紙類を可燃ごみの対象から除外し、資源化を促進したことにより、全国平均を上回るリサイクル率を達成しました。その後も市民意識の向上や城南衛生管理組合の「クリーン 21 長谷山」の稼動に伴う焼却灰の熔融スラグ化などによって、順調にリサイクル率を伸ばしています。

**表 2-6-2 全国及び京都府との比較（リサイクル率）**

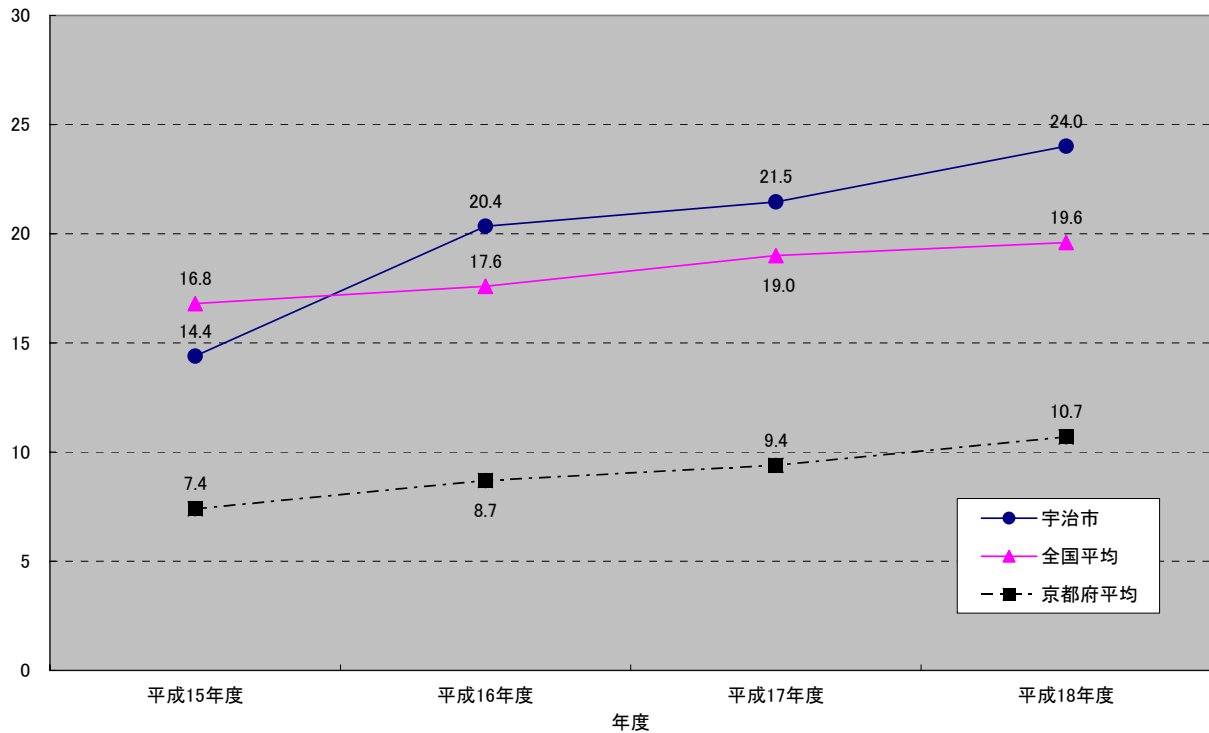
（単位：％）

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	H18/H15
宇治市	14.4	20.4	21.5	24.0	1.67
全国平均	16.8	17.6	19.0	19.6	1.17
京都府平均	7.4	8.7	9.4	10.7	1.45
全国平均を1とした場合の本市の比率	0.86	1.16	1.13	1.23	1.43
京都府平均を1とした場合の本市の比率	1.95	2.34	2.28	2.24	1.15

注) 中間処理後の資源化物の按分方法により、表2-2-1のリサイクル率と異なる場合がある。

出典：一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より作成

リサイクル率(%)



**図 2-6-2 全国及び京都府との比較（リサイクル率）**

(3) 1人1日あたり最終処分量

本市の1人1日あたり最終処分量について、全国平均及び京都府平均との比較結果を表2-6-3及び図2-6-3に示します。平成17年度までは、全国平均とほぼ同じ量で推移してきましたが、平成18年度は城南衛生管理組合の「クリーン21長谷山」での焼却灰の溶融スラグ化等により、大幅な減量が可能となりました。

表2-6-3 全国及び京都府との比較（1人1日あたり最終処分量）

（単位：g/人・日）

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	H18/H15
宇治市	182	164	156	121	0.66
全国平均	181	174	157	146	0.81
京都府平均	221	237	205	188	0.85
全国平均を1とした場合の本市の比率	1.01	0.94	1.00	0.83	0.82
京都府平均を1とした場合の本市の比率	0.83	0.69	0.76	0.64	0.78

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）及び日本の廃棄物処理（平成18年度版：環境省）より作成

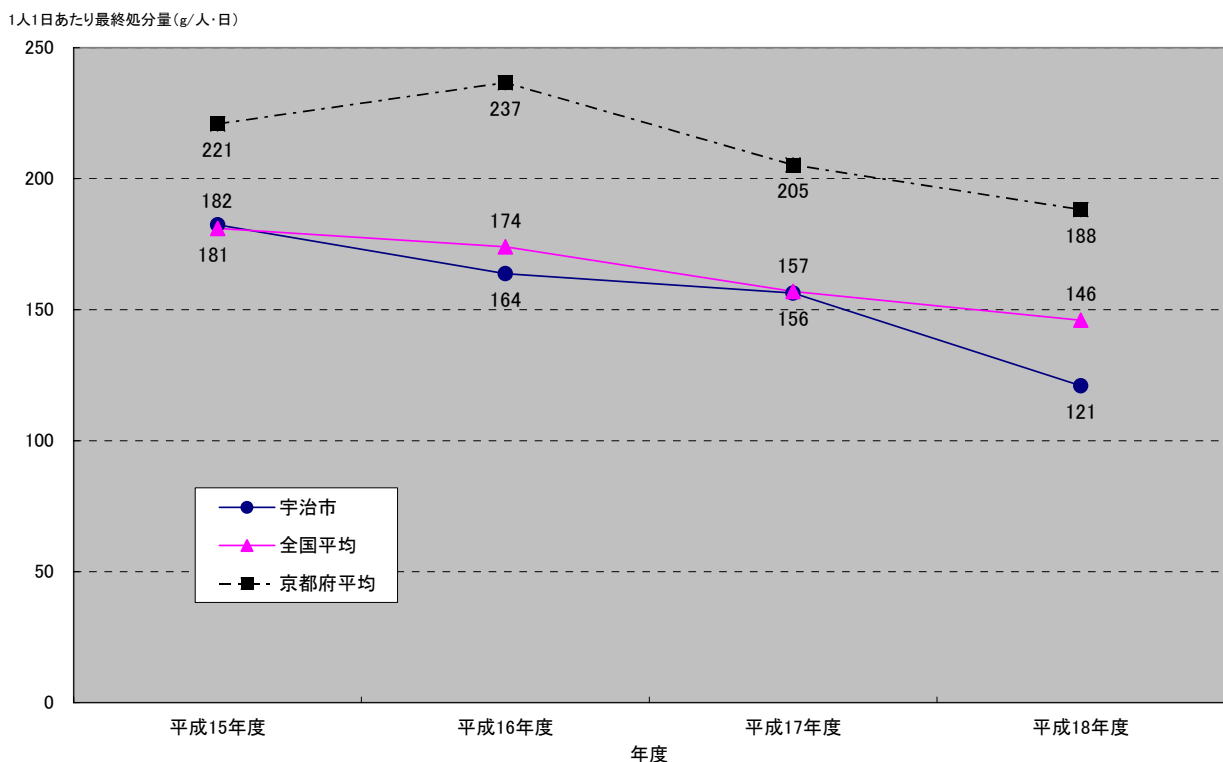


図2-6-3 全国及び京都府との比較（1人1日あたり最終処分量）

## 2. システム分析による類似都市との比較

### (1) 前提条件

平成20年6月に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」において、市町村は、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムについて、環境負荷面、経済面等から客観的な評価を行い、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めることとしています。本指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価及び目指すべき方向性について検討することとします。なお、システム分析にあたっては、(財)日本環境衛生センター作成の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下、「支援ツール」という。)を用いて実施しました。

### (2) 類似都市の抽出

支援ツールを用いて、類似都市の選定を行いました。類似都市の概要は **表2-6-4** に示すとおりです。

**表2-6-4 類似都市の概要**

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	IV	130,000人以上～230,000人未満
	産業構造	5	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%以上、Ⅲ次人口比65%以上

上記の条件に合致する類似都市は本市を含む31市です(表2-6-5参照)。

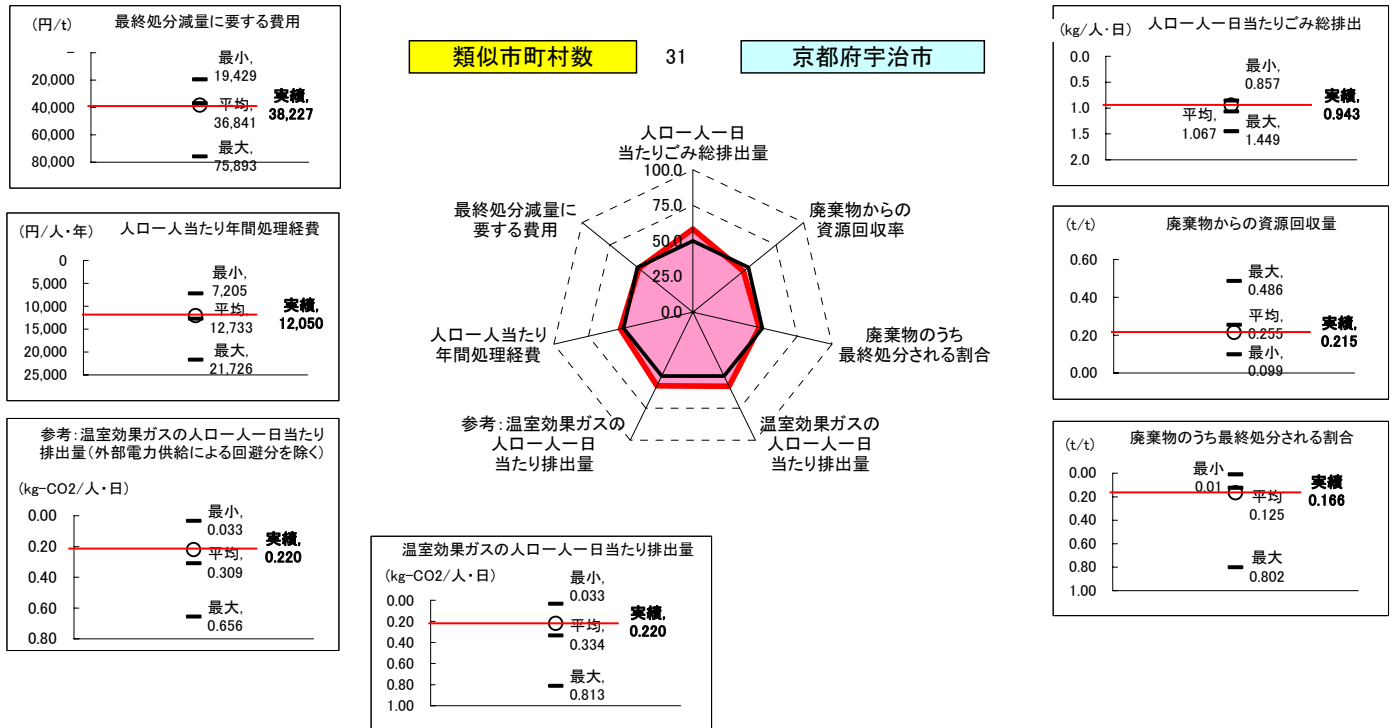
**表2-6-5 類似都市一覧**

都道府県	市町村名	都道府県	市町村名	
北海道	小樽市	東京都	立川市	
	釧路市		武蔵野市	
	帯広市		三鷹市	
	苫小牧市		調布市	
茨城県	土浦市		小平市	
埼玉県	狭山市		日野市	
	上尾市		東村山市	
	入間市		多摩市	
	新座市		西東京市	
千葉県	佐倉市		神奈川県	鎌倉市
	習志野市		京都府	宇治市
	流山市		大阪府	和泉市
	八千代市		兵庫県	川西市
	我孫子市	福岡県	大牟田市	
	浦安市		飯塚市	
		沖縄県	沖縄市	

(3) システム分析に基づく類似都市との比較

1) システム分析結果

支援ツールを用いて実施したシステム分析結果を 図 2-6-4 に示します。



注) 図中の実線は類似市の平均、太線網掛けは宇治市実績

標準的な評価項目	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF除く) (t/t)	廃棄物からのエネルギー回収率 (MJ/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	温室効果ガスの人口一人一日当たり排出量 (kg/人・日)	参考：発電等による回避分を除く温室効果ガス排出量 (kg/人・日)	住民満足度 (得点)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	1.067	0.255	813	0.125	0.334	0.309	-	12,733	36,841
最大	1.449	0.486	1539	0.802	0.813	0.656	0	21,726	75,893
最小	0.857	0.099	43	0.01	0.033	0.033	0	7,205	19,429
標準偏差	0.151	0.092	470	0.172	0.148	0.119	-	3,067	11,813
<b>宇治市実績</b>	<b>0.943</b>	<b>0.215</b>	-	<b>0.166</b>	<b>0.22033</b>	<b>0.22033</b>	-	<b>12,050</b>	<b>38,227</b>
偏差値指数	58.2	45.7	-	47.6	57.7	57.5	-	52.2	48.8

注) 評価は平成17年度のデータを用いて実施

図 2-6-4 システム分析結果

システム分析結果についての評価は以下のとおりです。なお、データの揃わない「廃棄物からのエネルギー回収率」及び「住民満足度」については、評価項目から除外しました。

①人口 1 人 1 日あたりごみ排出量

人口 1 人 1 日あたりごみ排出量については、類似都市の平均 1,067g/人・日に対し本市は 943g/人・日と少なく、減量化施策については一定の効果が現れていると考えられます。

②廃棄物からの資源回収率＝リサイクル率

廃棄物からの資源回収率については、平成 17 年度の実績による比較のため、類似都市の平均 25.5%に対し本市は 21.5%と低くなっていますが、前述のとおり古紙回収の定着や焼却灰の熔融スラグ化等により、平成 18 年度実績では 24.0%に達しており、改善が進んでいます。

③廃棄物のうち最終処分される割合

廃棄物のうち最終処分される割合については、リサイクル率と同様、平成 17 年度の実績による比較のため、ごみ 1 t あたりの最終処分量は、類似都市の平均 0.125 t に対し本市は 0.166 t と多くなっていますが、平成 18 年度の実績は 0.127 t と改善が進んでいます。

④温室効果ガスの 1 人 1 日当たり排出量

ごみ処理にかかる温室効果ガスの 1 人 1 日当たり排出量は、類似都市の平均 0.334kg/人・日に対し本市は 0.220kg/人・日と少なくなっています。

⑤人口 1 人あたり年間処理経費

人口 1 人あたり年間処理経費については、類似都市の平均 12,733 円/人・年に対し本市は 12,050 円/人・年と少なくなっています。

⑥最終処分減量に要する費用 \*

最終処分工程に至るまでに、収集運搬や中間処理などに要した経費は、類似都市の平均 36,841 円/t に対し本市は 38,227 円/t と多くなっています。

---

\* ごみ 1 t あたりに対する中間処理に要する費用で、以下の式により求めます。  
(処理及び維持管理費－最終処分費) ÷ (ごみ総合計－最終処分量)

## 第7節 城南衛生管理組合及び構成市町の状況

### 1. 城南衛生管理組合

#### (1) 城南衛生管理組合の概要

城南衛生管理組合は、京都府南部に位置し、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町、宇治田原町、井手町の3市3町（以下、「管内」という。）で構成され、東は滋賀県甲賀市、西は大阪府枚方市に隣接しています。管内の面積は約214.80km<sup>2</sup>で、京都府の総面積の約4.7%に相当します。

昭和37年に「宇治市外4町し尿処理組合」として発足し、昭和39年に「城南衛生管理組合」と改称、昭和43年からごみの共同処理事業を展開しており、昭和56年に井手町が加入し現在に至っています。城南衛生管理組合は、構成市町で組織する特別地方公共団体（一部事務組合）として、管内住民の日常生活から排出されるし尿の収集・運搬及び処理・処分並びにごみの中間処理、資源ごみのリサイクル及び埋立処分事業を実施するとともに、リサイクル工房の運営や広報誌「エコネット城南」の発行など、公報啓発事業を実施しています。

#### (2) 組合におけるごみ処理基本計画の策定状況

城南衛生管理組合では、一般廃棄物の適正処理、減量及び再生利用を一層推進するため、「ごみ処理基本計画」を平成18年度に改定し、国や京都府の施策・施行状況を踏まえ、**表2-7-1**に示す基本方針及び各種目標値を設定しています。

**表2-7-1 ごみ処理基本計画の基本方針及び各種目標値**

項目	内容	
基本方針	1.（ごみの減量化・再利用）：構成市町との連携による3Rの促進 2.（再資源化の促進）：効率的な再資源化体制の構築 3.（ごみの適正処理）：環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立・継続	
計画の期間	計画期間：10年間（平成19年度～平成28年度） 中間目標年度：平成23年度（5年毎）	
計画の目標	ごみの総排出量	○中間目標年度 平成23年度：131,324t（H17年度排出量の▲1.0%） ○計画目標年度 平成28年度：129,992t（同 ▲2.0%）
	家庭系ごみ排出量	○中間目標年度 平成23年度：88,302t（H17年度排出量の▲1.7%） ○計画目標年度 平成28年度：87,142t（同 ▲3.0%）
	事業系ごみ排出量	○中間目標年度 平成23年度：24,181t（H17年度排出量の▲1.6%） ○計画目標年度 平成28年度：23,690t（同 ▲3.6%）
	資源化率	○中間目標年度 平成23年度：30,118t（総排出量の22.9%） ○計画目標年度 平成28年度：30,149t（同 23.2%）

出典：城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（平成18年度改訂版）より作成

(3) 組合の活動経緯

城南衛生管理組合の近年における活動経緯を表2-7-2に示します。

表2-7-2 城南衛生管理組合の近年における活動経緯

実施年度	計画・法令及び新規事業等	施設整備関係
平成11年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長谷山清掃工場更新に関する技術的検討及び更新に向けた基本計画の作成</li> <li>・ISO14001 認証取得準備</li> <li>・情報公開条例制定準備</li> <li>・広報紙「せいそう」を「エコネット城南」に名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・折居清掃工場ダイオキシソ類低減対策工事着工（3カ年事業）</li> <li>・長谷山清掃工場ごみクレーン自動化</li> <li>・リサイクル工房開設（自転車、ガラス、家具工房開始）</li> <li>・新長谷山清掃工場準備室設置</li> </ul>
平成12年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長谷山清掃工場更新事業基本計画策定</li> <li>・情報公開条例制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長谷山清掃工場ダイオキシソ類低減対策事業着手（2カ年事業）</li> <li>・第二期容器包装廃棄物分別収集に向けたストックヤード増設（発泡食品トレイ第一次保管施設）</li> <li>・資源化センターペットボトル圧縮機増設（ペットボトル搬入増加対策）</li> <li>・長谷山清掃工場24時間運轉体制開始</li> <li>・次期埋立処分地建設事業着手</li> </ul>
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発泡食品トレイ等分別収集開始</li> <li>・剪定枝リサイクル事業開始</li> <li>・ISO14001 認証取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「グリーンヒル三郷山」開設（次期埋立処分地）</li> <li>・長谷山清掃工場更新事業に伴う環境影響評価等実施</li> <li>・新長谷山清掃工場建設推進室設置</li> <li>・「奥山埋立センター」を「奥山リユースセンター」に名称変更</li> </ul>
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入推進</li> <li>・「ごみ処理基本計画（平成14年度改訂版）」策定</li> <li>・「生活排水処理基本計画（平成14年度改訂版）」策定</li> <li>・廃食油回収事業開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧沢第1清掃工場管理棟解体</li> <li>・折居清掃工場及び長谷山清掃工場のダイオキシソ類対策工事完了</li> </ul>
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「城南衛生管理組合廃棄物の適正処理、減量及び再生利用に関する条例及び同規則」施行</li> <li>・管内統一による「紙ング推進計画」スタート</li> <li>・「資源有効利用促進法」に基づき、事業者による家庭用パソコン回収及びリサイクル開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新長谷山清掃工場建設工事着工（4カ年事業）</li> <li>・折居清掃工場基幹的設備補修整備事業着手（ごみ自動計量装置更新工事等）</li> <li>・洛南浄化センターへの下水投入停止（7月～）</li> </ul>
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001 認証取得に伴う第1回認証更新及び「エコ事業所活動」の推進</li> <li>・地球温暖化対策実行計画「地球元気プラン」を策定</li> <li>・「家電リサイクル法」の対象品目に電気冷凍庫追加</li> <li>・「自動車リサイクル法」の施行</li> <li>・剪定チップ化物配布事業スタート（地域住民対象）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洛南浄化センターへの下水投入再開（10月～）</li> </ul>
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザで「衣服工房」スタート</li> <li>・「ごみ有料化研究会」発足</li> <li>・「循環型社会形成推進交付金制度」創設</li> <li>・剪定枝チップ化物配布事業の対象を事業者まで拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ中継場設備機器の更新</li> <li>・沢第2清掃工場の閉鎖及び沢第1清掃工場を「クリーンピア沢」に名称変更</li> </ul>
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ごみ処理基本計画（平成18年度改訂版）」策定</li> <li>・「生活排水処理基本計画（平成18年度改訂版）」策定</li> <li>・「城南衛生管理組合循環型社会形成推進地域計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「クリーン21長谷山」竣工</li> <li>・リサイクルプラザを「エコ・ポート長谷山」に名称変更</li> <li>・折居清掃工場精密機能検査実施</li> <li>・溶融スラグ利用舗装実証試験実施</li> </ul>
平成19年度（計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶融スラグのアスファルト混合材等への利用開始</li> <li>・ISO14001 認証取得に伴う第2回認証更新</li> <li>・「改正容器リサイクル法」の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧長谷山清掃工場解体（循環型社会形成推進交付金制度に係る事業）</li> </ul>

出典：城南衛生管理組合ごみ処理基本計画（平成18年度改訂版）

## 2. 構成市町の状況

構成市町におけるごみ排出状況を **表 2-7-3** に示します。

**表 2-7-3 構成市町のごみ排出状況**

項目/市町		宇治市	城陽市	久御山町	八幡市	井手町	宇治田原町	合計	
計画処理区域内人口	(人)	189,389	81,379	16,772	73,267	8,598	10,150	379,555	
	<b>同割合</b>	<b>(%)</b>	<b>49.9%</b>	<b>21.4%</b>	<b>4.4%</b>	<b>19.3%</b>	<b>2.3%</b>	<b>100.0%</b>	
集団回収を除いたごみの排出量	生活系ごみ排出量	(t/年)	42,466	21,403	5,211	16,841	2,462	2,683	91,066
	<b>同割合</b>	<b>(%)</b>	<b>46.6%</b>	<b>23.5%</b>	<b>5.7%</b>	<b>18.5%</b>	<b>2.7%</b>	<b>2.9%</b>	<b>100.0%</b>
	事業系ごみ排出量	(t/年)	12,700	4,230	3,169	4,196	222	392	24,909
	<b>同割合</b>	<b>(%)</b>	<b>51.0%</b>	<b>17.0%</b>	<b>12.7%</b>	<b>16.8%</b>	<b>0.9%</b>	<b>1.6%</b>	<b>100.0%</b>
	生活系+事業系合計	(t/年)	55,166	25,633	8,380	21,037	2,684	3,075	115,975
<b>同割合</b>	<b>(%)</b>	<b>47.6%</b>	<b>22.1%</b>	<b>7.2%</b>	<b>18.1%</b>	<b>2.3%</b>	<b>2.7%</b>	<b>100.0%</b>	
1人1日当たり排出量	(g/人・日)	798	863	1,369	787	855	830	837	
市町村等資源化量	(t/年)	5,049	2,127	542	1,843	236	268	10,065	
集団回収量	(t/年)	10,781	4,076	652	2,231	230	618	18,588	
リサイクル率	(%)	24.0%	20.9%	13.2%	17.5%	16.0%	24.0%	21.3%	

注1) 平成18年度実績

注2) 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

注3) 計画処理区域内人口は10月1日現在の住民登録人口(外国人含まず)

出典: 平成18年度一般廃棄物処理等の概要(京都府)

## 第 8 節 財団法人宇治廃棄物処理公社の状況

### 1. 財団法人宇治廃棄物処理公社の概要

#### (1) 沿革

財団法人宇治廃棄物処理公社は、宇治市の清掃行政に対応して、市内から排出される不燃性一般廃棄物の埋立処理を行うために、昭和 52 年に京都府知事の許可により設立されました。また、昭和 53 年には産業廃棄物処理業の許可を得て営業を開始し、現在に至っています。

#### (2) 処理施設の概要

処理施設の概要を **表 2-8-1** に示します。

**表 2-8-1 処理施設の概要**

項目	名称	財団法人 宇治廃棄物処理公社廃棄物埋立処分地
所在地		宇治市池尾仙郷山6番地2
事業の範囲		(1)一般廃棄物 不燃ごみ・粗大ごみ (2)産業廃棄物 ①燃え殻 ②廃プラスチック類 ③紙くず ④木くず ⑤繊維くず ⑥ゴムくず ⑦金属くず ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑨鉱さい ⑩がれき類
埋立方式		コンパクターによる破碎・圧縮後、土砂とのサンドイッチ方式
排水処理		凝集沈殿、急速ろ過、活性炭吸着 390m <sup>3</sup> /日(第3工区は140m <sup>3</sup> /日)
埋立地面積		第1期～第3期処分地 合計 123,459m <sup>2</sup>
埋立地容積		第1期～第3期処分地 合計 1,171,156m <sup>3</sup>
開設		昭和53年6月

出典:宇治市の環境 平成20年版

#### (3) 処分(受入)料金

処分(受入)料金について **表 2-8-2** に示します。

**表 2-8-2 処分(受入)料金**

区分	取り扱い区分	(100kg毎)
		処分(受入)料金
産業 廃棄物	廃プラスチック類を除く許可取得品目	2,000円
	廃プラスチック類	3,000円
	廃プラスチック類を除く許可取得品目の混載	2,500円
	廃プラスチック類を含む許可取得品目の混載	3,000円
	処理困難物	3,000円
	非飛散性アスベスト廃棄物	5,000円
一般 廃棄物	家庭系	1,500円
	事業系	1,500円
処分料金は、取り扱い区分により、実重量に単位料金額を乗じて得た額とする。100kgに満たないときは、その単価とする。		

出典:宇治市の環境 平成20年版

## 2. 搬入実績

年度別の搬入実績について 表 2-8-3 に示します。

表 2-8-3 年度別搬入実績

【一般廃棄物】 (搬入量単位:t)

項 目	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件 数	搬入量	件 数	搬入量	件 数	搬入量
総 搬 入 量	4,004	5,942.40	4,037	5,492.19	3,685	4,813.16
一 般 廃 棄 物	3,816	5,367.03	3,924	5,342.56	3,577	4,651.58
火災廃棄物 (減免)	168	571.67	92	146.84	83	157.08
クリーン宇治運動 収集廃棄物	15	3.53	17	2.67	14	3.37
不法投棄他 収集廃棄物	5	0.17	4	0.12	11	1.13

【産業廃棄物】 (搬入量単位:t)

項 目	平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	件 数	搬入量	件 数	搬入量	件 数	搬入量
総 搬 入 量	3,584	1,924.71	3,405	1,931.01	2,941	1,585.87
燃 え 殻	0	0.00	0	0.00	0	0.00
廃プラスチック類	1,487	883.65	1,424	785.74	1,285	712.40
紙 く ず	0	0.00	0	0.00	0	0.00
木 く ず	156	67.33	62	25.33	40	14.20
織 維 く ず	0	0.00	0	0.00	0	0.00
金 属 く ず	12	7.60	11	7.39	7	4.61
ガラスくず・コンクリー トくず・陶磁器くず	5	4.43	10	10.86	9	5.92
が れ き 類	9	6.84	22	25.93	15	14.39
廃プラ類を除く混載	54	31.01	48	32.72	51	49.90
廃プラ類を含む混載	1,819	886.96	1,816	1,036.09	1,496	747.93
処 理 困 難 物	42	36.89	12	6.95	3	2.00
非飛散性アスベスト	-	-	-	-	35	34.52

出典：宇治市の環境 平成20年版

## 第9節 市民の意識

### 1. 調査の目的

本計画の策定にあたり、ごみ処理に関する意識や実態、課題などを把握するため、市民、事業者、古紙集団回収実施団体に対してアンケート調査を行いました。アンケート調査の実施要領を **表 2-9-1** に示します。

**表 2-9-1 アンケート調査実施要領**

項目	市民	事業者	古紙集団回収実施団体
対象ごとのアンケートの目的	ごみ処理に関する実態や意識、行政サービスの満足度等を調査する。	事業系ごみの発生量、リサイクルの取組状等を調査する。	古紙回収事業やごみ問題に対する取り組みなどを調査する。
対象の抽出	無作為抽出により 20 歳以上の市民 1,200 人を抽出する。	無作為抽出により、市内の 750 事業所を抽出する。	すべての古紙集団回収実施団体 (504) を対象とする。 町内会・自治会等 458 子ども会 36 育友会 10
アンケートの配布、回収方法	郵送により配布し、同封の返信用封筒により回収する。	郵送により配布し、同封の返信用封筒により回収する。	古紙回収実績報告手続きに併せて、郵送によりアンケート用紙を配布、回収する。
実施期間	平成 20 年 10 月 17 日～10 月 31 日	平成 20 年 10 月 17 日～10 月 31 日	平成 20 年 9 月 26 日～10 月 10 日

### 2. アンケートの回収結果

アンケートの回収結果を **表 2-9-2** に示します。

**表 2-9-2 アンケート回収結果**

項目	市民	事業所	古紙集団回収実施団体
配布数	1,200	750	504
回収数	620	224	451
回収率	51.7%	29.9%	89.5%

### 3. 調査結果の概要

アンケート調査結果の概要を以下に示します。

#### (1) 市民アンケート

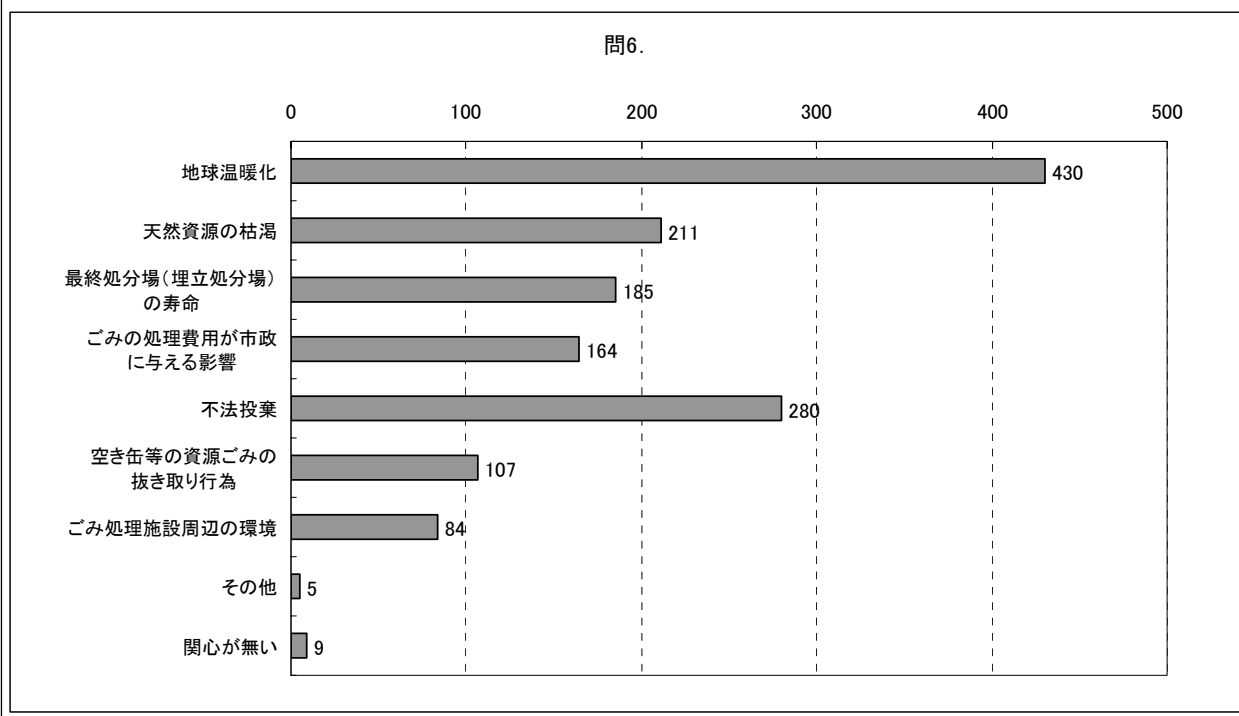
市民アンケート結果の概要は以下のとおりです。

##### 1) ごみ処理やリサイクルに対する関心 (問 6)

この設問は、3 つまで回答可としていましたが、有効回答数は 573 で、地球温暖化 (430)、不法投棄 (280)、天然資源の枯渇 (211) の順になっています。

問 6. ごみ処理やリサイクルに関して、どのような問題に関心をお持ちですか。(3 つまで回答可)

- |                     |                |                    |
|---------------------|----------------|--------------------|
| 1. 地球温暖化            | 2. 天然資源の枯渇     | 3. 最終処分場(埋立処分場)の寿命 |
| 4. ごみ処理費用が市財政に与える影響 | 5. 不法投棄        |                    |
| 6. 空き缶等の資源ごみの抜き取り行為 | 7. ごみ処理施設周辺の環境 |                    |
| 8. その他 (            | ) 9. 関心が無い     |                    |



##### 2) 収集されたごみの処分方法に対する認知度 (問 7)

全回答数の約 7 割が「よく知っている」または「ある程度知っている」と回答する一方で、約 2 割は「知らない」と回答しています。

問 7. ごみは収集されたあと、どのように処分あるいはリサイクルされていくかご存知ですか。

- |            |              |         |
|------------|--------------|---------|
| 1. よく知っている | 2. ある程度知っている | 3. 知らない |
|------------|--------------|---------|

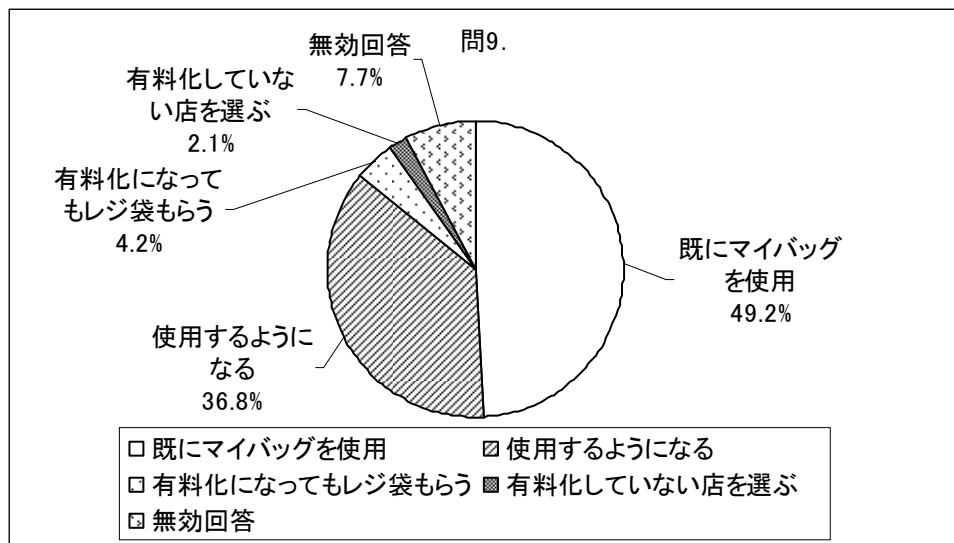


4) レジ袋が有料化された場合の対応について (問 9)

全回答数の約半数が「既にマイバッグを使用している」と回答しており、既に進んでいることがわかります。また、約4割がレジ袋が有料化されれば「マイバッグを使用するようになる」と回答しており、「有料化していない店を選ぶ」は極少数に止まっています。

問 9. 普段買い物をされているお店が、ごみの減量化のためにレジ袋を有料化された場合、あなたの消費行動に変化は生じますか。

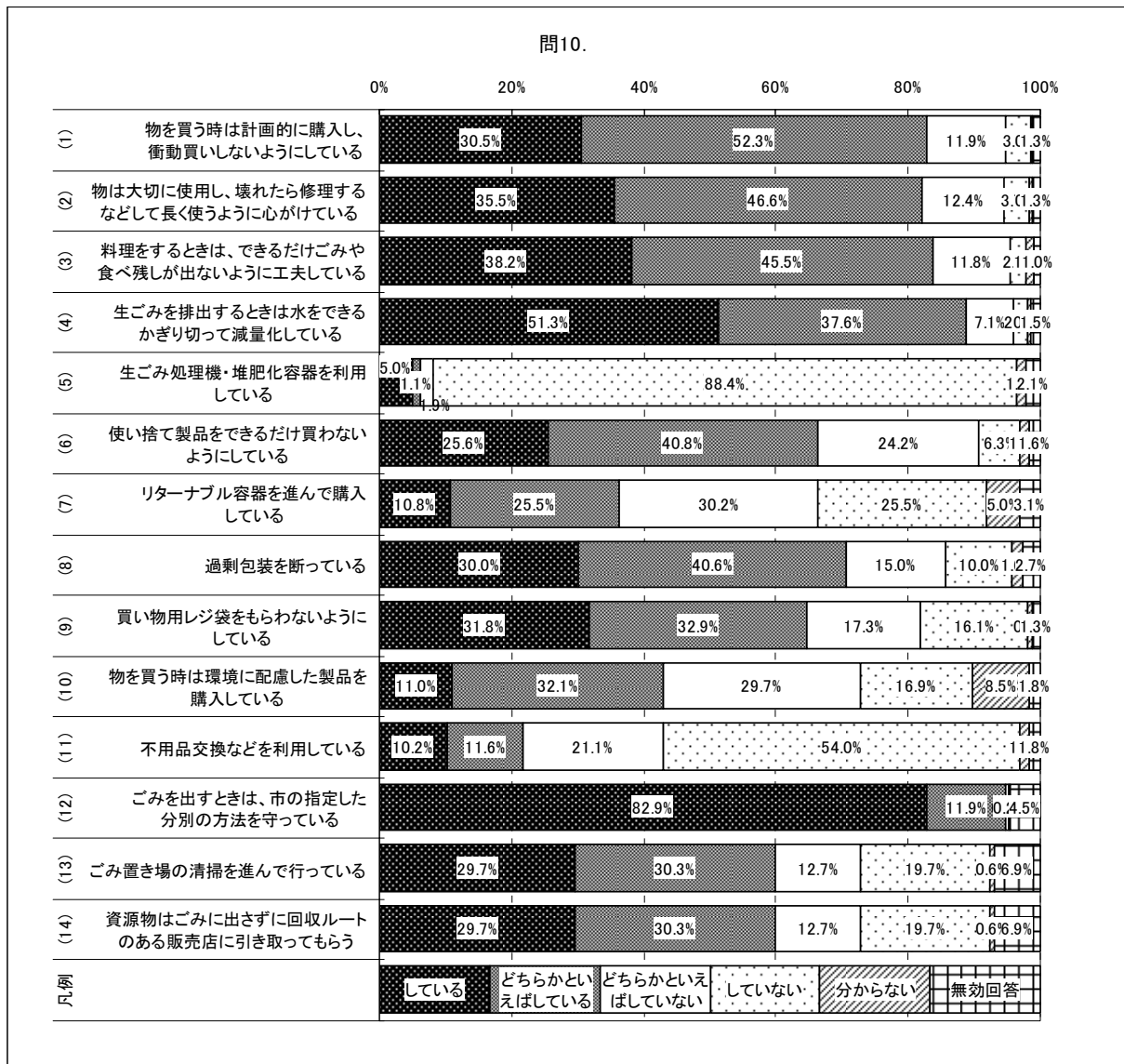
1. 既にマイバック（買い物袋）を使用している
2. マイバックを使用するようになる
3. 有料化になっても、レジ袋をもらう
4. 有料化していない店を選ぶ



5) 日頃気をつけている行動について (問 10)

各設問について、ほとんどの取り組みが、回答者の半数以上(「している」、「どちらかといえばしている」の合計)で実施されていますが、「生ごみ処理機等の利用」、「リターナブル容器の購入」、「環境に配慮した製品の購入」、「不用品交換などの利用」は実施率が低くなっています。

問 10. あなたが日頃行っていることについて、以下の表の設問に対して、当てはまる数字 1 つに○をつけてください。

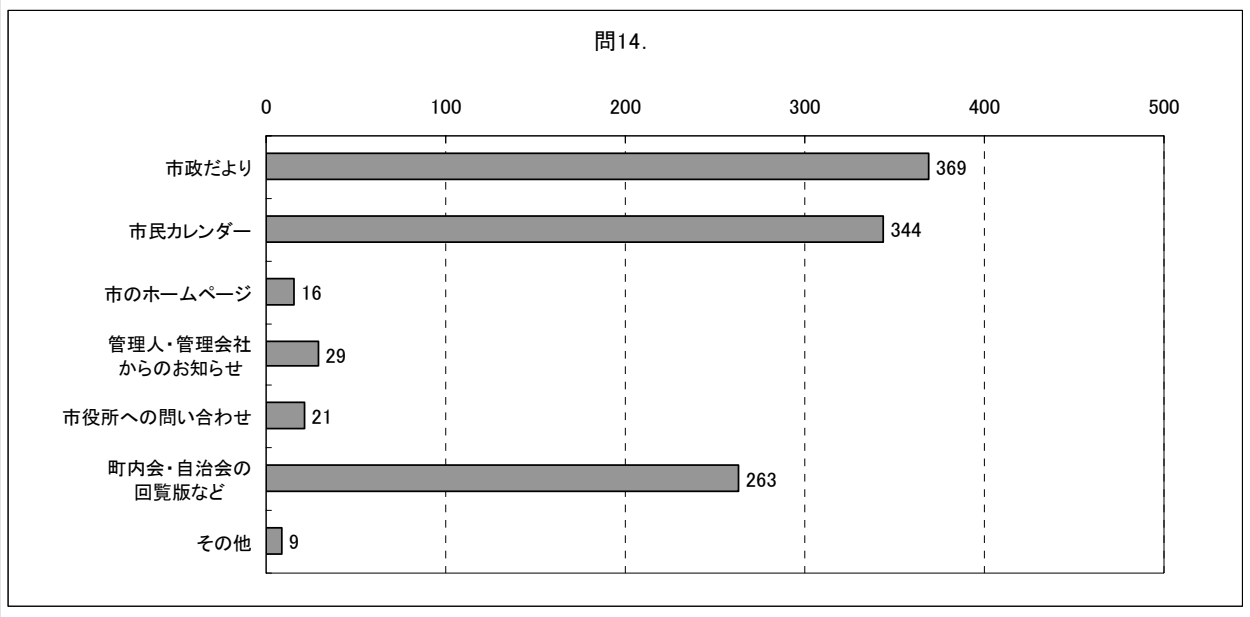


6) ごみに関する情報源について (問 14)

この設問は、複数回答可としていましたが、有効回答数 602 のうち、市政だより(369)、市民カレンダー(344)、回覧板(263)の順となっています。また、クロス集計の結果からは若い世代が「市政だより」を情報源にしていない傾向にあることが確認できます。

問 14. ごみの分別方法等、ごみに関する情報は、主にどのようにしてお知りになりますか。(複数回答可)

1. 市政だより
2. 市民カレンダー
3. 市のホームページ
4. 住宅の管理人・管理会社からのお知らせ
5. 市役所への問い合わせ
6. 町内会・自治会の回覧版など
7. その他 ( )

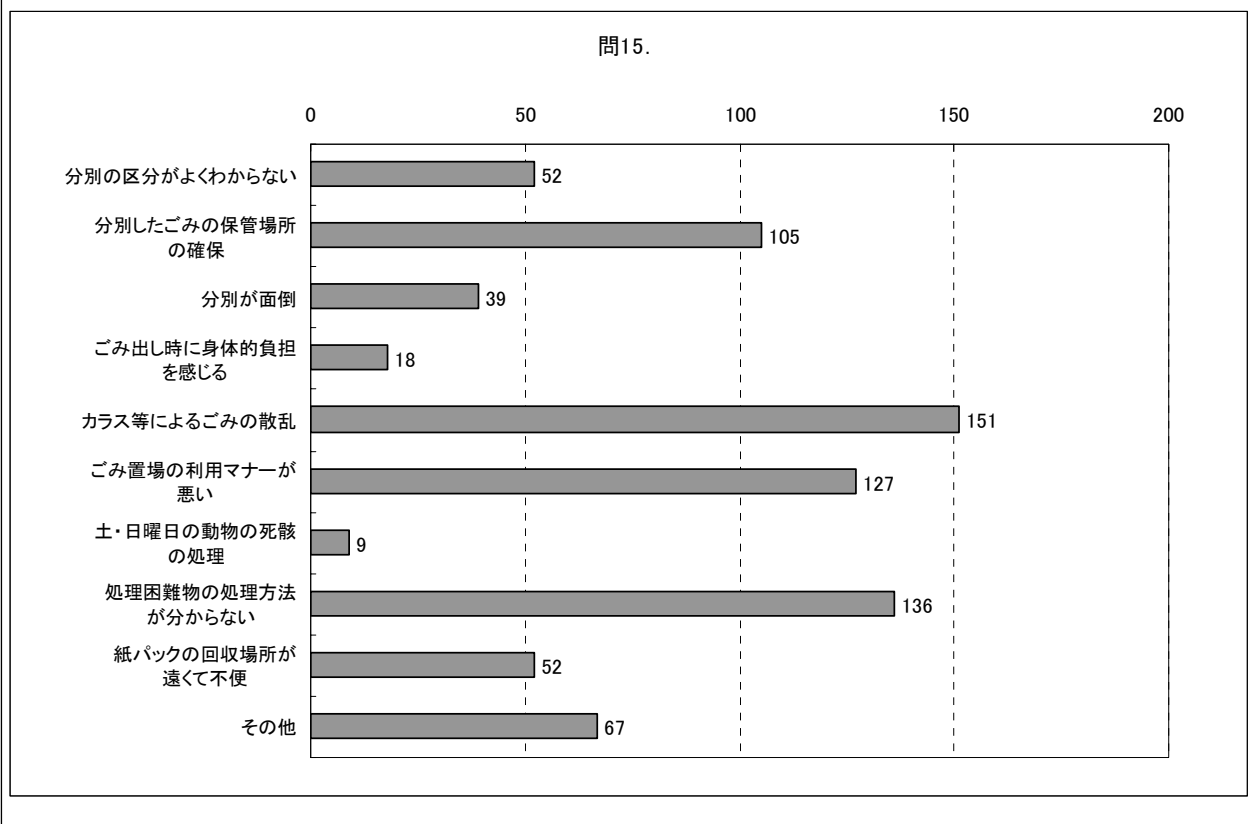


7) ごみ処理に関して困っていることについて (問 15)

この設問は、複数回答可としていましたが、有効回答数 469 のうち、カラス等によるごみの散乱 (151)、処理困難物の処理方法 (136)、ごみ置き場のマナーの悪さ (127) の順になっています。

問 15. ごみ処理に関して、特にお困りになっていることはありますか。(複数回答可)

1. 分別区分がよくわからない
2. 分別したごみの保管場所の確保
3. 分別が面倒
4. ごみ出し時に身体的負担を感じる
5. カラス等によるごみの散乱
6. ごみ置場の利用マナーが悪い
7. 土・日曜日の動物の死骸の処理
8. 市で収集できない処理困難物の処分方法がわからない
9. 紙パックの回収場所が遠くて不便
10. その他 ( )



8) ごみの収集頻度について (問 16)

燃えるごみについては約 9 割、その他についても約 8 割が、「適当である」と回答しています。

問 16. 現在の収集頻度は適当とお考えですか。収集区分ごとにお答えください。

(1) 燃えるごみ (現在、市街地は 1 週間に 2 回、山間地は 1 週間に 1 回)

1. 適当である                      2. 回数を増やすべき                      3. 回数を減らしてもよい

(2) 燃えないごみ (現在、1 週間に 1 回)

1. 適当である                      2. 回数を増やすべき                      3. 回数を減らしてもよい

(3) 缶 (現在、1 ヶ月に 2 回)

1. 適当である                      2. 回数を増やすべき                      3. 回数を減らしてもよい

(4) びん・ペットボトル・発泡トレイ類 (現在、2 週間に 1 回)

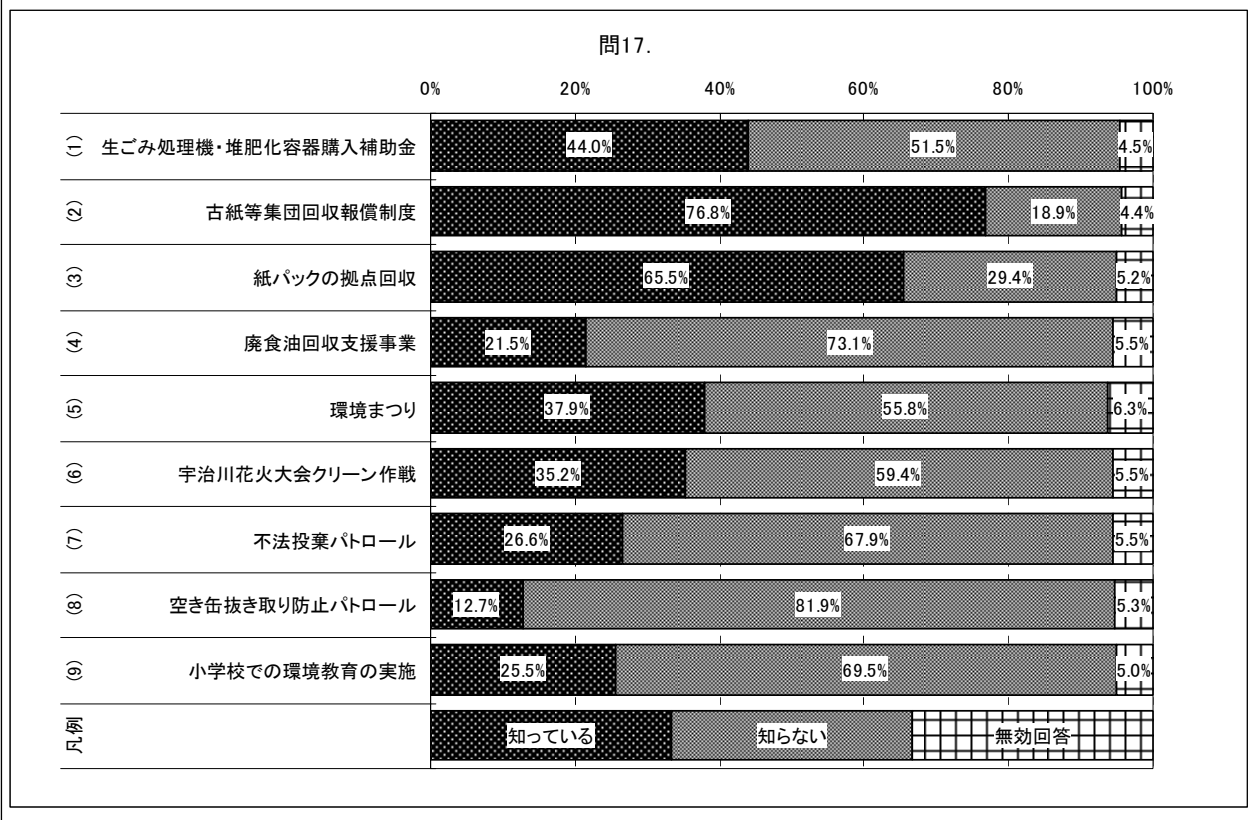
1. 適当である                      2. 回数を増やすべき                      3. 回数を減らしてもよい

9) 市の制度や事業の認知度について（問 17）

認知度の高かった項目は集団回収報償制度（76.8%）、紙パックの拠点回収（65.5%）で、それ以外については、低い状況となっています。

問 17. 次の制度や事業を知っていますか。

(1) 生ごみ処理機・堆肥化容器購入補助金	1. 知っている	2. 知らない
(2) 古紙等集団回収報償制度（町内会等対象）	1. 知っている	2. 知らない
(3) 紙パックの拠点回収	1. 知っている	2. 知らない
(4) 廃食油回収支援事業（町内会等対象）	1. 知っている	2. 知らない
(5) 環境まつり（城南衛生管理組合と共催）	1. 知っている	2. 知らない
(6) 宇治川花火大会クリーン作戦	1. 知っている	2. 知らない
(7) 不法投棄パトロール	1. 知っている	2. 知らない
(8) 空き缶抜き取り防止パトロール	1. 知っている	2. 知らない
(9) 小学校での環境教育の実施	1. 知っている	2. 知らない



10) ごみ処理事業に対する満足度について（問 18）

国の指針に基づき廃棄物処理サービスに関する満足度を 5 点満点で評価（3 点以上でよく評価していると判断）した結果、本市は 3.6 点となり、比較的満足度は高いと言えますが、設問によっては「分からない」または無効回答が 4 割を超えているものもあります。

問 18. 市が行っているごみ処理事業について、以下の表の設問に対して当てはまる数字 1 つに○をつけてください。

項目	平均得点	総得点				分からない、無効回答の回収数に対する割合
		している	どちらかといえはしている	どちらかといえはしていない	していない	
(1) ごみの収集に満足している	4.1	1,060	1,128	100	20	9.0%
(2) ごみに関する窓口の対応に満足している	3.9	460	568	72	15	54.0%
(3) 廃棄物処理や3Rの情報の公開・提供に満足している	3.1	260	572	198	53	44.0%
(4) 3R推進のための取り組みに関して満足している	3.3	245	692	164	42	44.2%
(5) 住んでいる街の清潔さに満足している	3.5	530	1,068	212	61	12.9%
(1)~(5)の平均値	3.6					
(1)、(3)~(5)の平均値	3.5					

**算定方法**

- ① 「している」5 点、「どちらかといえはしている」4 点、「どちらかといえはしていない」2 点、「していない」1 点として設問毎に回答の平均得点を算出。「分からない」及び無効回答は有効回答数に加えない。（平均得点を算出する際の有効回答者数に加えない）平均得点が 3.0 点以上となれば、よく評価していると判断できる。
- ② 設問毎に平均得点を算出する。（得点の合計÷有効回答者数）  
なお、それぞれの平均得点が住民満足度に関する補足指標となる。
- ③ 設問毎の平均得点の平均値を算出し、住民満足度の総合評価とする。
- ④ 「分からない」及び「無回答」は回収数に対する割合を算出することにより、住民の認知度を測る指標として活用できる。

(2) 事業所アンケート

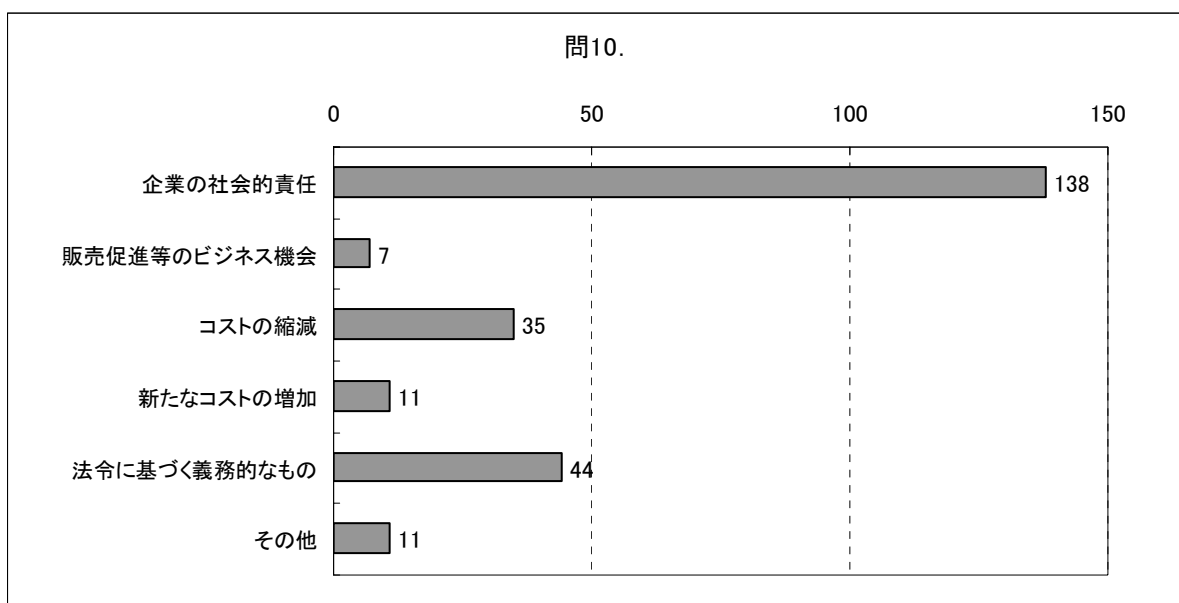
事業所アンケート結果の概要は以下のとおりです。

1) ごみの減量化やリサイクルの推進に対する認識について (問 10)

有効回答数 199 のうち、企業の社会的責任 (138) が最も多くなっていますが、一方で法令に基づく義務的なもの (44) も 2 番目に多くなっています。

問 10. ごみの減量化やリサイクルの推進をどのように受け止めていますか。

1. 企業の社会的責任
2. 販売促進等のビジネス機会
3. コストの縮減
4. 新たなコストの増加
5. 法令に基づく義務的なもの
6. その他 ( )

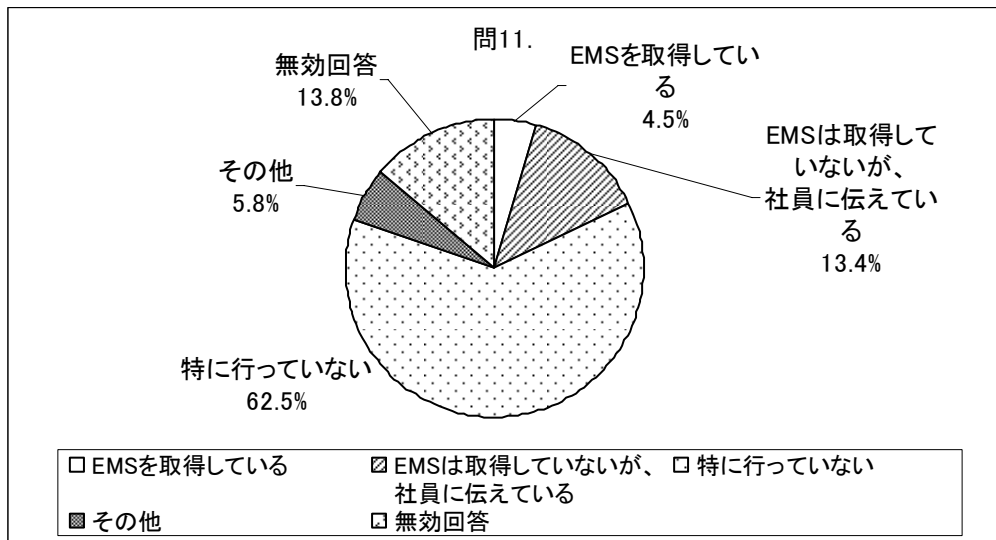


2) 意識を高めるための取り組み状況について（問 11）

全回答数のうち、約 6 割が「特に行っていない」と回答しており、ISO14001 や KES を取得している事業所は 4.5%に止まっています。

問 11. 貴事業所では、ごみの減量化やリサイクルに対する意識を高めるための取り組みを行っていますか。

1. ISO14001 や KES など取得して、ごみの減量化・リサイクルを経営方針に位置づけている
2. ISO14001 や KES などは取得していないが、経営者の訓示等で折りに触れ社員に伝えている
3. 特に行っていない
4. その他（具体的に）

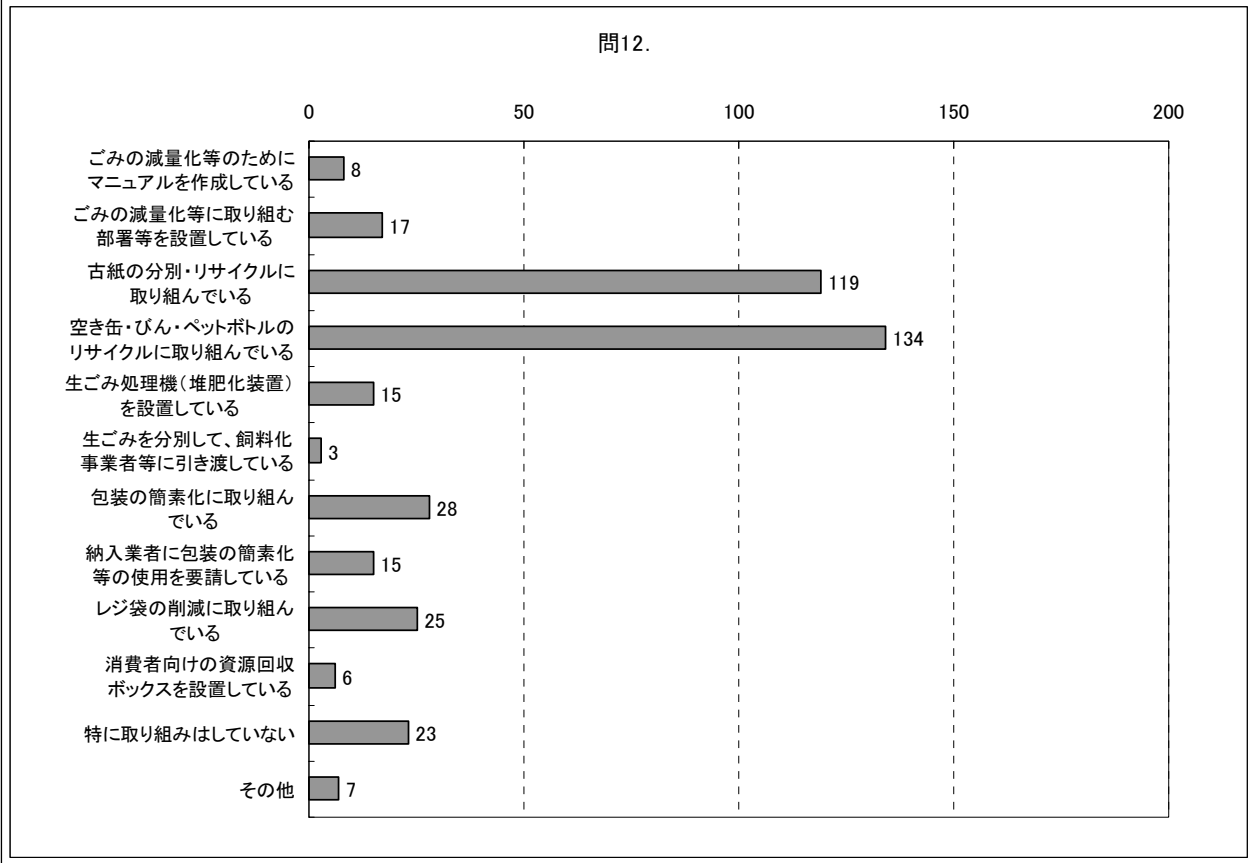


3) 現在行っている具体的取り組みについて（問 12）

この設問は、複数回答可としていましたが、有効回答数 194 のうち、缶、びん、ペットボトルのリサイクル（134）、古紙の分別・リサイクル（119）、包装の簡素化（28）の順となっています。

問 12. 現在どのような具体的取り組みを行っていますか。（複数回答可）

1. ごみの減量化・リサイクルのためのマニュアルを作成している
2. ごみの減量化・リサイクルに取り組む部署、組織、責任者を設置している
3. 古紙の分別・リサイクルに取り組んでいる
4. 空き缶・びん・ペットボトル等の分別・リサイクルに取り組んでいる
5. 生ごみ処理機（堆肥化装置）を設置している
6. 生ごみを分別して、飼料化事業者、堆肥化事業者等に引き渡している
7. 包装の簡素化に取り組んでいる
8. 納入業者に包装の簡素化や通い箱（再利用型ボックス）の使用を要請している
9. レジ袋の削減に取り組んでいる
10. 消費者向けの資源物回収ボックスを設置している
11. 特に取り組みはしていない
12. その他（具体的に）

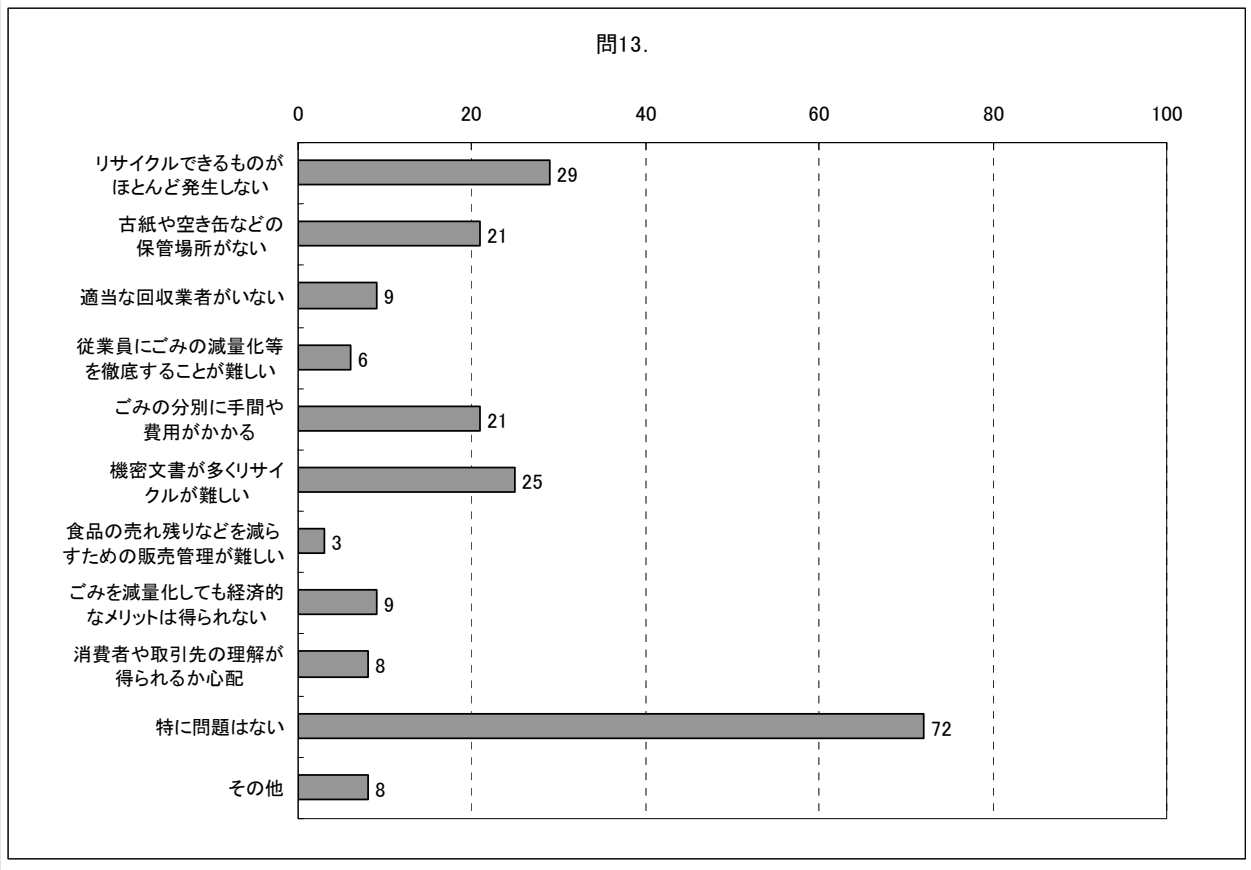


4) ごみの減量やリサイクルを行う上での問題点について（問 13）

この設問は、3 つまで回答可としていましたが、有効回答数 160 のうち、特に問題はない（72）が最も多く、それ以外ではリサイクルできるものがほとんどない（29）、機密文書が多くリサイクルが難しい（25）、ごみの分別に手間や費用がかかる（21）などの意見があります。

問 13. ごみの減量化やリサイクルを進める上で問題点は何ですか。（3 つまで回答可）

1. リサイクルできるものがほとんど発生しない
2. 古紙や空き缶などの保管場所がない
3. 適当な回収業者がない
4. 従業員にごみの減量化、分別排出を徹底することが難しい
5. ごみの分別に手間や費用がかかる
6. 機密文書が多くリサイクルが難しい
7. 食品の売れ残りなどを減らすための販売管理が難しい
8. ごみを減量化しても経済的なメリットは得られない
9. 消費者や取引先の理解が得られるか心配
10. 特に問題はない
11. その他（具体的に）







## 第 10 節 ごみ処理における課題

本章で取りまとめた本市の現状を踏まえ、ここでは、本市のごみ処理における主な課題を整理することとします。

### 1. ごみの減量化に関する課題

#### (1) 家庭系ごみ

本市の 1 人 1 日あたり排出量は、全国及び京都府、類似都市の平均を大きく下回っており、減量化については、一定の水準に達しています。今後は、平成 16 年度に可燃ごみの対象から古紙類を除外したときのような飛躍的な減量は難しいと考えられ、市民や事業者との協働による地道な積み重ねが必要となります。

市民アンケートの調査結果によると、ごみ処理やリサイクルに関する問題を多くの市民は地球温暖化問題として捉えているように、循環型社会の形成を進めるにあたっては、低炭素社会との両立を視野に入れて施策の検討を進める必要があります。その意味においても、<sup>リ</sup><sup>デ</sup><sup>ユ</sup><sup>ー</sup><sup>ス</sup>（発生抑制）、<sup>リ</sup><sup>ユ</sup><sup>ー</sup><sup>ス</sup>（再使用）、<sup>リ</sup><sup>サ</sup><sup>イ</sup><sup>ク</sup><sup>ル</sup>（再生利用）の 3R に取り組んでいかなければなりません。また、日常生活においては、「もったいない」という意識の定着をはかり、<sup>リ</sup><sup>デ</sup><sup>ユ</sup><sup>ー</sup><sup>ス</sup>（発生抑制）及び <sup>リ</sup><sup>ユ</sup><sup>ー</sup><sup>ス</sup>（再使用）を進めることが特に重要と言えます。

市民アンケートでは、ごみの減量化のために最も必要なものは消費者の自覚で、次いで企業努力という結果が得られています。そうした市民の意識を一層高め、行動に結びつけるために、啓発や情報提供に力を注ぐとともに、取り組みやすい環境を市民団体や事業者と連携して整えていくことが大切です。

#### (2) 事業系ごみ

事業系ごみ量については、年度によって増減がありますが、10 年前との比較では 1.14 倍に増加しています。経済情勢にも左右されるため評価が難しいですが、法令に照らせば一般家庭以上に事業者の社会的責任は重く、ごみの減量に向けた積極的な取り組みが望まれます。

また、業種や規模の関係があり一概には言えませんが、事業所アンケートでは、全回答数の約 6 割がごみの減量やリサイクルを企業の社会的責任と捉える一方で、約 6 割の事業所が意識を高めるための取り組みを行っていないとしており、意識啓発と行動に結びつけるための効果的な方法を検討する必要があります。

## 2. サービスの提供に関する課題

市には、廃棄物処理法によって、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない内に収集、運搬、処分しなければならない義務が課せられており、安定的かつ効率的にサービスを供給できるよう体制づくりを進めています。

近年、缶類の収集量が大幅に減少していますが、その原因の1つに資源ごみの抜き取り行為が挙げられます。市が収集した缶類は、社会福祉施設に中間処理を依頼するなど福祉施策としての側面を有し、また、分別、収集、処分・リサイクルという一連のシステムは、市民と行政の信頼関係のうえに成り立っているものであり、そうした仕組みを阻害する行為については防止に努める必要があります。

一方、市民アンケートでは市のごみ処理事業に対する満足度は、比較的高い評価となりましたが、高齢化の進展などを踏まえ、市民サービスのあり方を検討する必要があります。

## 3. 適正処理に関する課題

### (1) 排出のルール

ごみの収集については、分別区分や収集日等、市の定めたルールに基づいて行っており、地域でもごみ置場の管理のために様々なルールが定められています。分別が適正に行われないと、中間処理や最終処分工程での支障や収集運搬中の事故にも繋がり、リサイクル率の低下要因にもなります。また、地域においても実際に排出ルールが守られずにごみ置場周辺の方や管理されている方が苦慮されている場合があります。

ごみを排出する者の最低限の責任として、定められたルールは守られなければならない、これは事業所についても言えることです。

### (2) 処理システムの構築

ごみを適正に処理するためには、安定的かつ効率的なごみ処理システムの構築は、不可欠な要素です。

本市における焼却処理量の69.8%（平成19年度実績）を処理している城南衛生管理組合の「折居清掃工場」が、平成28年度には稼働後、30年が経過します。また、本市における最終処分量の60.1%（平成19年度実績）を処理している大阪湾広域臨海環境整備センターの「大阪湾フェニックス計画」計画期間は平成33年度までと定められています。

そのため、城南衛生管理組合及び構成市町にとって、焼却施設や最終処分地の新たな構築は、将来の課題となります。

### 第3章 計画の基本的事項（計画フレーム）の検討

#### 第1節 ごみ排出量の予測手順

ごみ排出量及び処理量の推計フローを図3-1-1に示します。

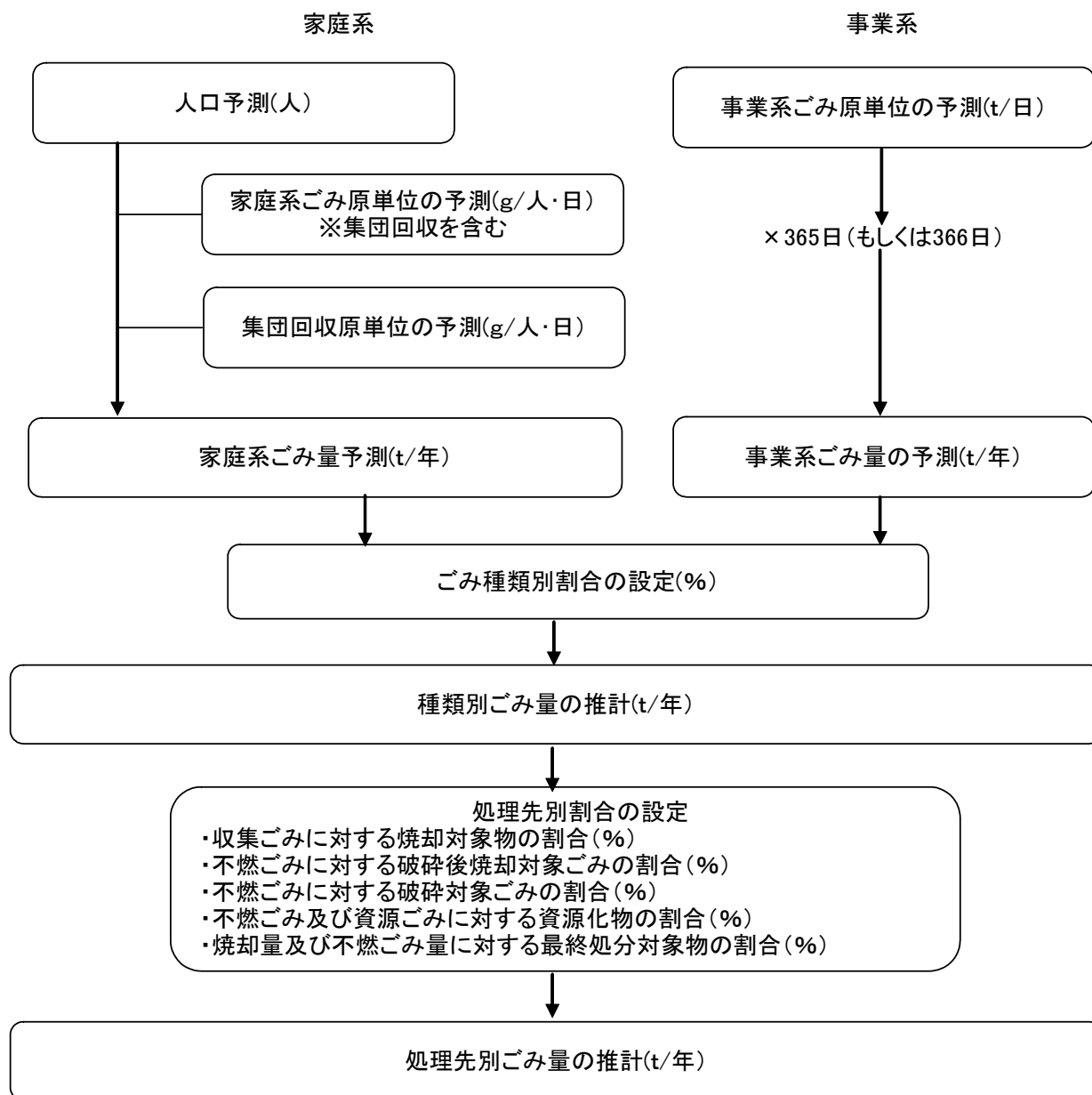


図3-1-1 ごみ排出量及び処理量の推計フロー

## 第2節 処理人口の推計

### 1. 人口の推移

本市の過去10年間（平成11年度～平成20年度）における行政区域内人口をみると、**表1-2-1**に示したとおり、多少の増減はありますが、ほぼ横ばい状態となっています。

### 2. 人口の推計

将来人口の推計については、通常、過去の実績に基づき、各種予測式に当てはめて予測を行いますが、本市の場合、「宇治市将来人口推計報告書」（平成18年12月；以下、「人口推計報告書」という。）において、将来人口の予測を行っています。各種施策との整合性を図る必要性から、本計画においても、人口推計報告書における予測結果を将来人口推計として採用することとします。なお、人口推計報告書では、平成22年から平成37年まで、5年おきに推計値が示されているため、各年の数値については、線形補間することとします。推計結果を**表3-2-1**に示します。なお、推計では平成22年度までは微増傾向を維持するものの、平成22年度以降は減少傾向に転じると予測しています。

**表3-2-1 計画収集人口の推計結果**

		年度	計画収集人口(人)
↑ 実績	平成	15	190,511
		16	191,264
		17	191,623
		18	192,387
		19	193,217
		20	193,013
予測 ↓		21	193,251
		22	193,488
		23	193,438
		24	193,388
		25	193,338
		26	193,288
		27	193,238
		28	192,747
		29	192,255
		30	191,764

注) 各年10月1日現在

出典: 「宇治市将来人口推計報告書」(平成18年度)より推計

### 第3節 ごみ排出量及び処理量の推計

第2節の処理人口推計に基づき、ごみ排出量及び処理量を推計します。

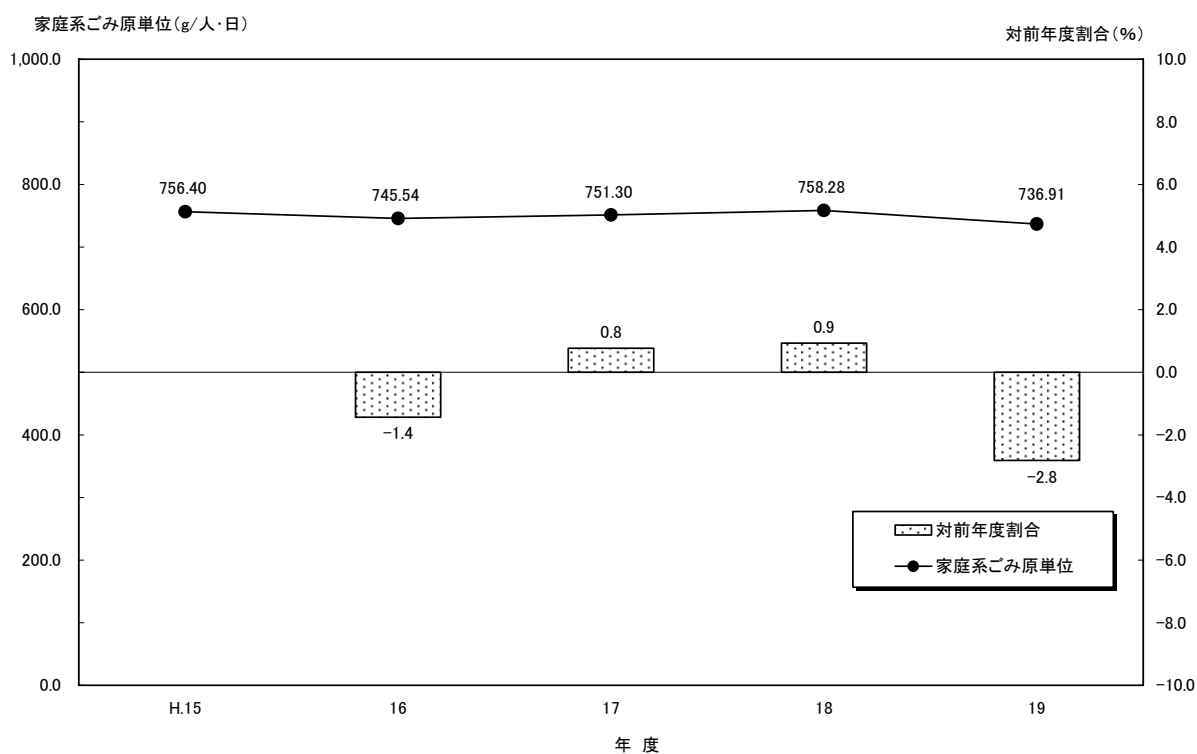
#### 1. 家庭系ごみ原単位の推計（集団回収を含む）

##### （1）家庭系ごみの推移

本市の家庭系ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位の推移について **表3-3-1** に、家庭系ごみ原単位及び対前年度割合の推移について **図3-3-1** に示します。

**表3-3-1 家庭系ごみ排出量及び家庭系ごみ原単位の推移**

項目	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人口	(人)	190,511	191,264	191,623	192,387	193,217
家庭系ごみ排出量	(t/年)	52,741.74	52,046.70	52,547.78	53,247.14	52,112.84
<b>家庭系ごみ原単位</b>	<b>(g/人・日)</b>	<b>756.40</b>	<b>745.54</b>	<b>751.30</b>	<b>758.28</b>	<b>736.91</b>
対前年度割合	(%)	-	-1.4	0.8	0.9	-2.8



**図3-3-1 家庭系ごみ原単位及び対前年度割合の推移**

(2) 家庭系ごみ原単位の予測

家庭系ごみの原単位については、傾向が比較的安定している平成 16 年度から平成 19 年度までの 4 年間の実績値を当てはめ予測します。

各予測式による原単位の将来推計値の結果を 図 3-3-2 に示します。また、各予測式の重相関係数を

表 3-3-2 に示します。

予測の結果、いずれの予測式も重相関係数は低く、予測式別に大きな差はありません。家庭系ごみは全国的に横ばい傾向であることから、ここでは 6 式のうち、上下の 3 式（直線、指数、分数）を除いた中位である「自然対数曲線」による予測結果を採用します。

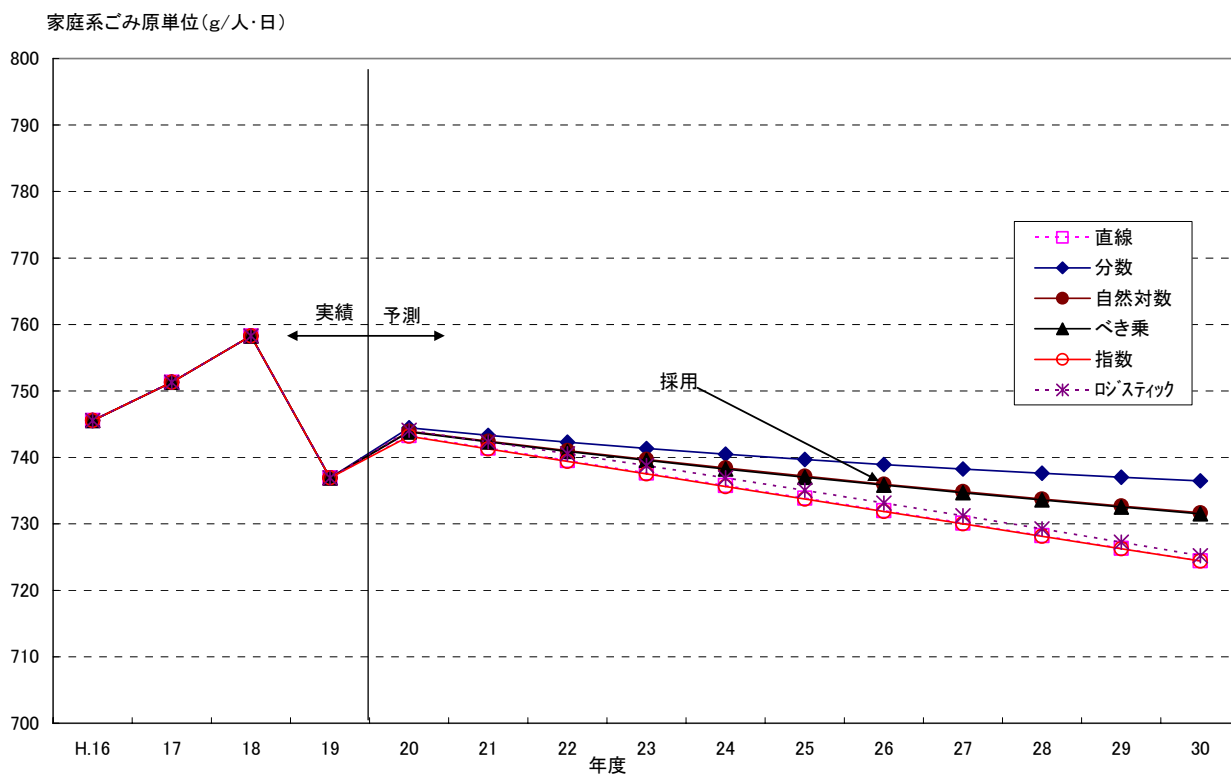


図 3-3-2 各予測式による家庭系ごみ原単位の将来推計値の結果

表 3-3-2 各予測式の重相関係数

採用						
予測式	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
重相関係数	0.2698	0.2260	<b>0.2478</b>	0.2519	0.2739	0.2387

家庭系ごみ原単位の将来推計値の結果を 表 3-3-3 に示します。

表 3-3-3 家庭系ごみ原単位の将来推計値の結果

(単位:g/人・日)

項目	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック	
実績	平成15年度	756.40					
	16	745.54					
	17	751.30					
	18	758.28					
	19	736.91					
予測値	20	743.3	744.5	<b>743.9</b>	743.8	743.2	744.1
	21	741.4	743.3	<b>742.4</b>	742.3	741.3	742.3
	22	739.5	742.3	<b>741.0</b>	740.9	739.4	740.5
	23	737.6	741.3	<b>739.7</b>	739.5	737.5	738.7
	24	735.7	740.5	<b>738.4</b>	738.2	735.6	736.9
	25	733.8	739.6	<b>737.1</b>	737.0	733.7	735.0
	26	731.9	738.9	<b>735.9</b>	735.8	731.8	733.1
	27	730.0	738.2	<b>734.8</b>	734.7	729.9	731.2
	28	728.2	737.6	<b>733.7</b>	733.6	728.1	729.2
	29	726.3	737.0	<b>732.6</b>	732.5	726.2	727.2
	30	724.4	736.4	<b>731.6</b>	731.5	724.3	725.1

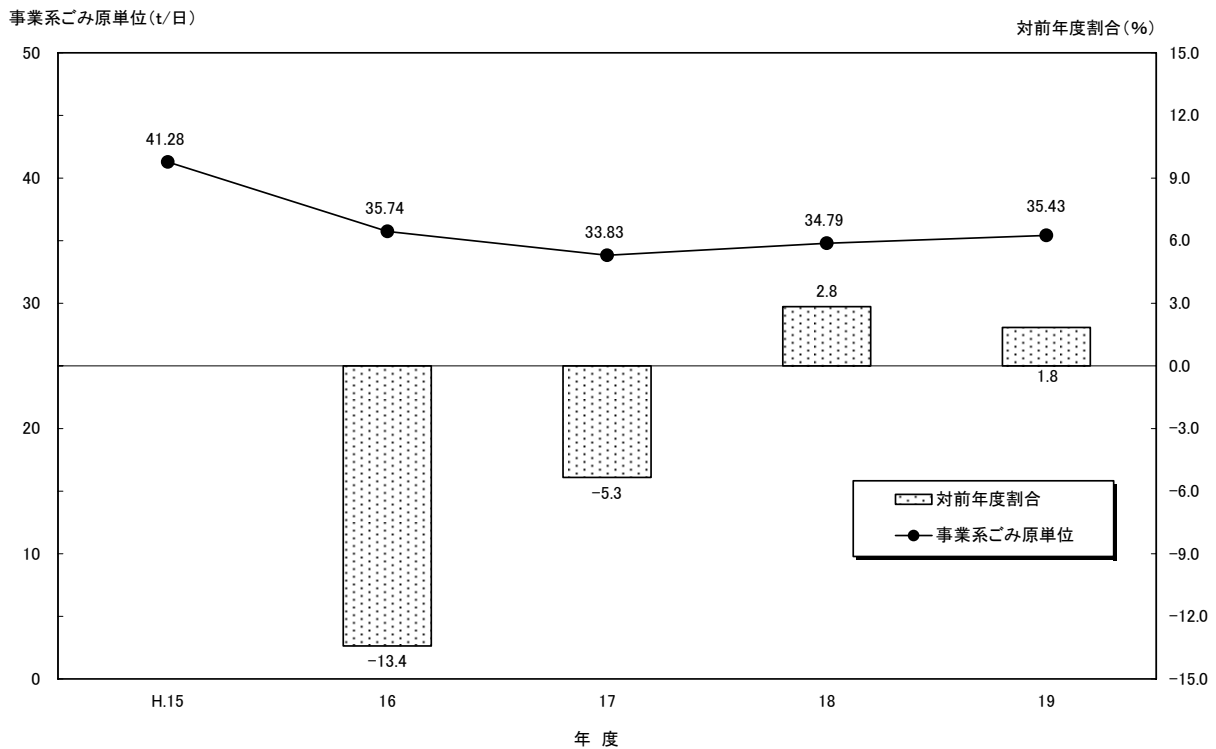
## 2. 事業系ごみ原単位の推計

### (1) 事業系ごみの推移

本市の事業系ごみ排出量及び事業系ごみ原単位の推移について **表 3-3-4** に、事業系ごみ原単位及び対前年度割合の推移について **図 3-3-3** に示します。事業系ごみは平成 16 年度以降、ほぼ横ばい傾向にあります。

**表 3-3-4 事業系ごみ排出量及び事業系ごみ原単位の推移**

項目	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
事業系ごみ排出量	(t/年)	15,108.87	13,045.00	12,348.18	12,699.68	12,968.04
事業系ごみ原単位	(t/日)	41.28	35.74	33.83	34.79	35.43
対前年度割合	(%)	-	-13.4	-5.3	2.8	1.8



**図 3-3-3 事業系ごみ原単位及び対前年度割合の推移**

(2) 事業系ごみ原単位の前測

事業系ごみの原単位については、傾向が比較的前安している平成 16 年度から平成 19 年度までの 4 年間の実績値を当てはめ前測します。

各前測式による原単位の将来推計値の結果を 図 3-3-4 に示します。また、各前測式の重相関係数を

表 3-3-5 に示します。

前測の結果、いずれの前測式も重相関係数は低く、前測式別に大きな差はありません。事業系ごみについても全国的に横ばい傾向であるため、ここでは 6 式のうち、上下の 3 式(直線、指数、ロジスティック)を除いた中位である「自然対数曲線」による前測結果を採用します。

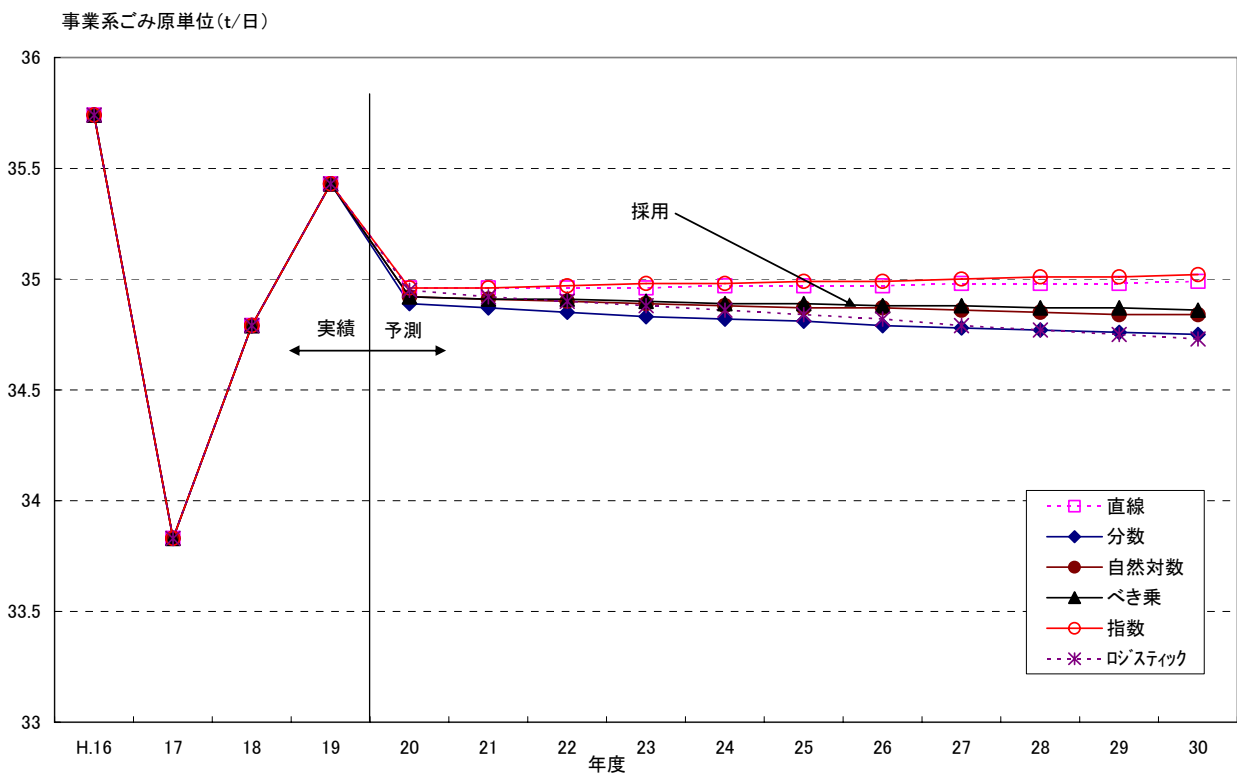


図 3-3-4 各前測式による事業系ごみ原単位の将来推計値の結果

表 3-3-5 各予測式の重相関係数

採用						
予測式	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
重相関係数	0.0046	0.0410	0.0181	0.0128	0.0098	0.0336

事業系ごみ原単位の将来推計値の結果を 表 3-3-6 に示します。

表 3-3-6 事業系ごみ原単位の将来推計値の結果

(単位:t/日)

項目		直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
実績	平成15年度	41.28					
	16	35.74					
	17	33.83					
	18	34.79					
	19	35.43					
予測値	20	35.0	34.9	<b>34.9</b>	34.9	35.0	35.0
	21	35.0	34.9	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.9
	22	35.0	34.9	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.9
	23	35.0	34.8	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.9
	24	35.0	34.8	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.9
	25	35.0	34.8	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.8
	26	35.0	34.8	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.8
	27	35.0	34.8	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.8
	28	35.0	34.8	<b>34.9</b>	34.9	35.0	34.8
	29	35.0	34.8	<b>34.8</b>	34.9	35.0	34.8
	30	35.0	34.8	<b>34.8</b>	34.9	35.0	34.7

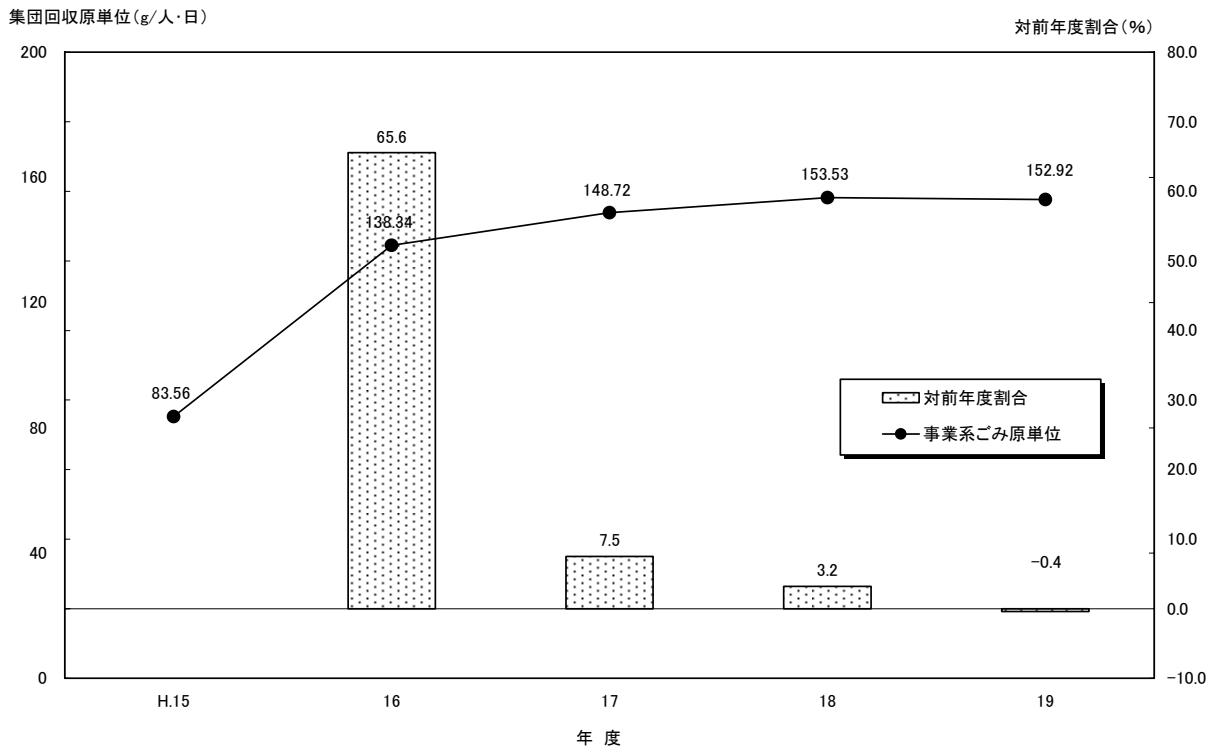
### 3. 集団回収原単位の推計

#### (1) 集団回収の推移

本市の集団回収量及び集団回収原単位の推移について **表 3-3-7** に、集団回収原単位及び対前年度割合の推移について **図 3-3-5** に示します。集団回収量は平成 16 年度に急増し、最近は横ばい傾向にあります。

**表 3-3-7 集団回収量及び集団回収原単位の推移**

項目	単位	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
集団回収量	(t/年)	5,826.42	9,657.53	10,401.72	10,781.08	10,814.43
<b>集団回収原単位</b>	<b>(g/人・日)</b>	<b>83.56</b>	<b>138.34</b>	<b>148.72</b>	<b>153.53</b>	<b>152.92</b>
対前年度割合	(%)	-	65.6	7.5	3.2	-0.4



**図 3-3-5 集団回収原単位及び対前年度割合の推移**

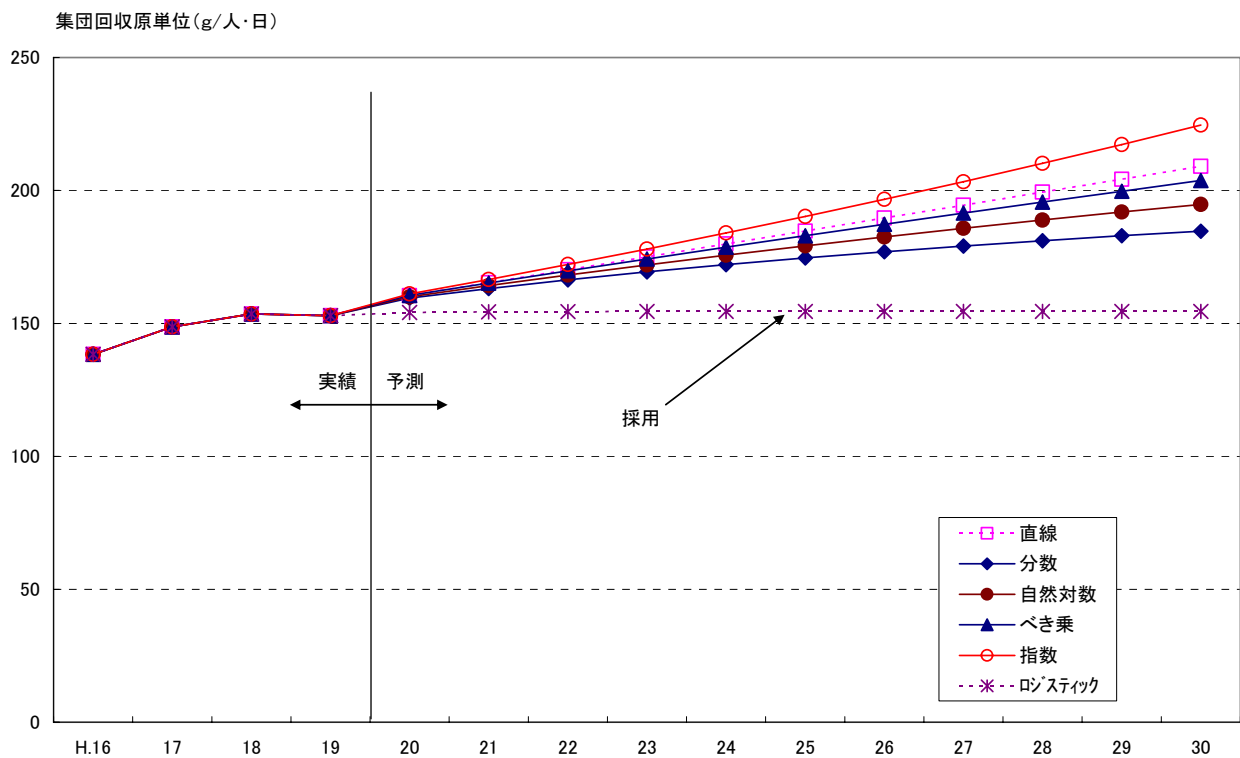
(2) 集団回収原単位の予測

集団回収の原単位については、傾向が比較的安定している平成16年度から平成19年度までの4年間の実績値を当てはめ予測します。

各予測式による原単位の将来推計値の結果を **図3-3-6** に示します。また、各予測式の重相関係数を

**表3-3-8** に示します。

予測の結果、いずれの予測式も重相関係数は高く、予測式別に大きな差はありません。集団回収については、特別な施策を行わない限り、今後もその傾向が続くとは考え難いため、ここでは6式のうち、最も低い「ロジスティック曲線」による予測結果を採用します。



**図3-3-6** 各予測式による集団回収原単位の将来推計値の結果

表 3-3-8 各予測式の重相関係数

予測式	採用					
	直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
重相関係数	0.8922	0.9141	0.9035	0.9009	0.8895	0.8907

集団回収原単位の将来推計値の結果を 表 3-3-9 に示します。

表 3-3-9 集団回収原単位の将来推計値の結果

(単位: g/人・日)

項目		直線	分数	自然対数	べき乗	指数	ロジスティック
実績	平成15年度	83.56					
	16	138.34					
	17	148.72					
	18	153.53					
	19	152.92					
予測値	20	160.5	159.5	160.0	160.6	161.1	154.2
	21	165.4	163.1	164.2	165.2	166.5	154.4
	22	170.2	166.4	168.2	169.8	172.2	154.5
	23	175.1	169.4	172.0	174.3	178.0	154.5
	24	179.9	172.1	175.7	178.7	184.0	154.5
	25	184.8	174.6	179.2	183.0	190.2	154.5
	26	189.7	177.0	182.5	187.3	196.7	154.5
	27	194.5	179.1	185.8	191.5	203.3	154.5
	28	199.4	181.1	188.9	195.7	210.2	154.5
	29	204.2	183.0	191.9	199.7	217.3	154.5
	30	209.1	184.7	194.8	203.8	224.6	154.5

#### 4. ごみ種別割合の推計

予測した家庭系ごみ及び事業系ごみの排出原単位から、ごみ種別割合の推計を行います。具体的には、過去5年間の家庭系ごみ、事業系ごみそれぞれのごみ種別割合を求め、できる限り安定している割合を選定し、その割合が将来も続くものとして推計を行うこととします。ただし、増加傾向にあるごみ種については、最新年度の数値に基づく割合を採用することとし、調整は最も大きい割合のごみ種で行うこととします。

設定したごみ種別割合の一覧を **表 3-3-1 0** 及び **表 3-3-1 1** に示します。

**表 3-3-1 0 ごみ種別割合一覧（家庭系ごみ）**

項 目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	採用	根拠
不燃ごみ	収集ごみ(スプレー缶含む)	0.9665	0.9694	0.9694	0.9714	0.9716	0.9719	差し引き
	自己搬入(公社・三郷山)	0.0038	0.0039	0.0032	0.0048	0.0038	0.0039	H15-19平均
	粗大ごみ(臨時・アスベスト)(公社・三郷山)	0.0298	0.0268	0.0275	0.0237	0.0246	0.0242	H18-19平均
	合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-
資源ごみ	缶類	0.1342	0.1547	0.1615	0.1330	0.1402	0.1402	H19
	びん類	0.3973	0.4381	0.4668	0.4879	0.4884	0.4884	差し引き
	紙パック	0.0113	0.0091	0.0121	0.0109	0.0124	0.0124	H19
	ペットボトル	0.1238	0.1450	0.1654	0.1723	0.1871	0.1871	H19
	発泡トレイ類	0.0272	0.0324	0.0358	0.0368	0.0375	0.0375	H19
	段ボール(収集)	0.0321	0.0239	0.0203	0.0227	0.0172	0.0172	H19
	古紙(古布を含む、収集)	0.2315	0.1470	0.1118	0.1109	0.0799	0.0799	H19
	廃乾電池	0.0115	0.0108	0.0129	0.0132	0.0117	0.0117	H19
	剪定枝(収集)	0.0273	0.0344	0.0085	0.0090	0.0232	0.0232	H19
	廃家電(不法投棄含む)	0.0038	0.0044	0.0049	0.0035	0.0023	0.0023	H19
廃パソコン	0.0000	0.0001	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	H19	
合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-	
集団回収	段ボール	0.0647	0.1152	0.1195	0.1208	0.1240	0.1240	H19
	古紙(古布を含む)	0.9353	0.8848	0.8805	0.8792	0.8760	0.8760	H19
	合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-
大分類別	可燃ごみ	0.6525	0.5852	0.5717	0.5640	0.5614	-	差し引き
	不燃ごみ	0.1774	0.1753	0.1806	0.1846	0.1819	0.1824	H17-19平均
	溝土	0.0023	0.0017	0.0019	0.0017	0.0017	0.0017	H19
	資源ごみ	0.0573	0.0522	0.0479	0.0472	0.0475	0.0475	H17-19平均
	集団回収	0.1105	0.1856	0.1979	0.2025	0.2075	予測	実績から推計
	合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-

注) 集団回収については、表 3-2-9 の原単位から推計し、増加分は可燃ごみから差し引いた。

**表 3-3-1 1 ごみ種別割合一覧（事業系ごみ）**

項 目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	採用	根拠
可燃ごみ	収集ごみ	0.1670	0.1684	0.1751	0.1703	0.1627	0.1687	H15-19平均
	自己搬入	0.8330	0.8316	0.8249	0.8297	0.8373	0.8313	差し引き
	合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-
不燃ごみ	収集ごみ	0.3566	0.6622	0.7648	0.7523	0.7481	0.7481	差し引き
	自己搬入	0.6434	0.3378	0.2352	0.2477	0.2519	0.2519	H19
	合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-
資源ごみ	魚アラ(自己搬入)	0.4584	0.4804	0.4907	0.4402	0.4151	0.4151	H19
	剪定枝(自己搬入)	0.5416	0.5196	0.5093	0.5598	0.5849	0.5849	差し引き
	合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-
大分類別	可燃ごみ	0.8978	0.9114	0.9115	0.9114	0.9103	0.9108	差し引き
	不燃ごみ	0.0440	0.0241	0.0235	0.0208	0.0205	0.0206	H18-19平均
	資源ごみ	0.0582	0.0645	0.0650	0.0678	0.0693	0.0685	H18-19平均
	合計	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	-

#### 5. 種類別・処理先別ごみ量の推計

##### (1) 種類別ごみ量の推計

第2節で求めた推計人口並びに第3節で求めた原単位及び種類別割合から、種類別ごみ量を推計します。推計結果を **表 3-3-1 2** に示します。

表3-3-12 種類別ごみ量の推計（現施策継続の場合）

項目/年度		単位	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
処理人口(住登+外人登)		人	190,511	191,264	191,623	192,387	193,217	193,013	193,251	193,488	193,438	193,388	193,338	193,288	193,238	192,747	192,255	191,764	
家庭系ごみ	可燃ごみ	収集ごみ(死獣含む)	t	34,415.80	30,457.96	30,042.56	30,033.78	29,254.23	29,411	29,350	29,303	29,300	29,141	29,066	28,993	29,004	28,790	28,659	28,531
	不燃ごみ	収集ごみ(スプレー缶含む)	t	9,041.25	8,842.47	9,199.92	9,546.28	9,211.87	9,289	9,282	9,275	9,282	9,237	9,221	9,203	9,211	9,149	9,113	9,077
		自己搬入	t	35.09	35.22	30.20	47.51	35.59	37	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36
		粗大ごみ(臨時・アスベスト)	t	278.42	244.22	260.54	233.35	233.35	231	231	231	231	231	230	229	229	229	228	227
		合計	t	9,354.76	9,121.91	9,490.66	9,827.14	9,480.81	9,557	9,550	9,543	9,550	9,504	9,487	9,469	9,477	9,413	9,376	9,339
	溝土	t	121.85	90.22	98.03	91.63	89.37	90	90	90	90	90	90	90	90	89	89	88	
	資源ごみ	缶類	t	405.78	420.77	406.15	334.34	346.95	349	349	349	349	349	347	347	346	346	344	343
		びん類	t	1,200.98	1,191.31	1,173.94	1,226.24	1,208.19	1,216	1,214	1,214	1,214	1,209	1,205	1,204	1,205	1,197	1,192	
		紙パック	t	34.06	24.77	30.50	27.31	30.68	31	31	31	31	31	31	31	31	31	30	
		ペットボトル	t	374.14	394.40	415.89	433.04	462.90	466	466	465	466	463	462	462	462	459	457	
		発泡トレイ類	t	82.30	88.18	89.96	92.40	92.76	93	93	93	93	93	93	92	93	92		
		段ボール	t	97.03	64.86	51.09	57.08	42.64	43	43	43	43	43	43	43	43	43	42	
		古紙(古布を含む)	t	699.81	399.80	281.05	278.63	197.77	199	199	199	199	198	198	197	197	196		
		廃乾電池	t	34.87	29.27	32.53	33.06	28.97	29	29	29	29	29	29	29	29	29		
		剪定枝	t	82.40	93.56	21.50	22.56	57.34	58	58	58	58	57	57	57	57	57		
		廃家電(不法投棄含む)	t	11.39	12.01	12.21	8.85	5.80	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
		廃パソコン	t	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			合計	t	3,022.91	2,719.08	2,514.81	2,513.51	2,474.00	2,490	2,488	2,487	2,488	2,476	2,471	2,467	2,469	2,452	2,443
			家庭系ごみ合計	t	46,915.32	42,389.17	42,146.06	42,466.06	41,298.41	41,548	41,478	41,423	41,428	41,211	41,114	41,019	41,039	40,744	40,566
事業系ごみ	可燃ごみ	収集ごみ	t	2,265.58	2,002.64	1,971.42	1,970.92	1,921.00	1,959	1,958	1,958	1,962	1,957	1,956	1,961	1,955	1,955	1,955	
		自己搬入	t	11,298.83	9,886.79	9,284.21	9,603.71	9,883.32	9,651	9,648	9,645	9,669	9,639	9,637	9,637	9,661	9,631	9,629	
		合計	t	13,564.41	11,889.43	11,255.63	11,574.63	11,804.32	11,610	11,606	11,603	11,631	11,596	11,593	11,622	11,586	11,584		
	不燃ごみ	収集ごみ	t	237.18	208.03	221.95	198.78	198.58	197	197	197	198	197	197	197	197	196	196	
		自己搬入	t	427.96	106.14	68.26	65.44	66.85	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	
		合計	t	665.14	314.17	290.21	264.22	265.43	263	263	263	264	263	263	263	262	262		
	資源ごみ	魚アラ(自己搬入)	t	403.04	404.24	393.74	378.91	372.91	362	362	363	363	362	362	362	363	362	362	
		剪定枝(自己搬入)	t	476.28	437.16	408.60	481.92	525.38	511	511	511	512	510	510	510	511	510		
	事業系ごみ合計	t	15,108.87	13,045.00	12,348.18	12,699.68	12,968.04	12,746	12,742	12,739	12,770	12,731	12,728	12,728	12,759	12,720			
	収集量(自己搬入を含む)	t	62,024.19	55,434.17	54,494.24	55,165.74	54,266.45	54,294	54,220	54,162	54,198	53,942	53,842	53,747	53,798	53,464	53,283		
集団回収	段ボール	t	377.04	1,112.97	1,242.54	1,302.23	1,341.34	1,347	1,351	1,353	1,357	1,353	1,353	1,352	1,356	1,349	1,345		
	古紙(古布を含む)	t	5,449.38	8,544.56	9,159.18	9,478.85	9,473.09	9,513	9,538	9,556	9,582	9,555	9,552	9,551	9,574	9,523	9,500		
	集団回収量合計	t	5,826.42	9,657.53	10,401.72	10,781.08	10,814.43	10,860	10,889	10,909	10,939	10,908	10,905	10,903	10,930	10,872	10,845		
総合計		t	67,850.61	65,091.70	64,895.96	65,946.82	65,080.88	65,154	65,109	65,071	65,137	64,850	64,747	64,650	64,728	64,336	64,128		
原単位	家庭系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	493.58	436.29	429.53	427.70	413.68	417.5	416.1	414.9	413.9	412.8	411.9	411.0	410.1	409.2	408.4	
		不燃ごみ	g/人・日	134.16	130.67	135.69	139.95	134.07	135.7	135.4	135.1	134.9	134.7	134.4	134.2	134.0	133.8	133.6	
		小計(可燃ごみ+不燃ごみ)	g/人・日	627.74	566.96	565.22	567.65	547.75	553.1	551.5	550.1	548.7	547.5	546.3	545.2	544.1	543.0	542.0	
		溝土	g/人・日	1.75	1.29	1.40	1.30	1.26	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	
		資源ごみ	g/人・日	43.35	38.95	35.96	35.79	34.98	35.3	35.3	35.2	35.1	35.1	35.0	35.0	34.9	34.9	34.8	
		合計	g/人・日	672.84	607.20	602.58	604.75	583.99	589.8	588.0	586.5	585.2	583.8	582.6	581.4	580.3	579.2	578.1	
	事業系ごみ	可燃ごみ	g/人・日	194.54	170.31	160.93	164.83	166.92	164.8	164.5	164.3	164.3	164.3	164.3	164.3	164.3	164.7	165.1	
		不燃ごみ	g/人・日	9.54	4.50	4.15	3.76	3.75	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7		
		資源ごみ	g/人・日	12.61	12.05	11.47	12.26	12.70	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4		
		合計	g/人・日	216.69	186.86	176.55	180.85	183.38	180.9	180.7	180.4	180.4	180.4	180.4	180.4	180.4	180.8		
		集団回収	t/日	41.28	35.74	33.83	34.79	35.43	34.9	34.9	34.9	34.9	34.9	34.9	34.9	34.9	34.8		
		総合計	g/人・日	973.09	932.39	927.85	939.13	920.29	924.8	923.1	921.4	920.0	918.7	917.5	916.4	915.2	914.5		
		リサイクル率	%	14.2	20.4	21.4	24.0	25.4	25.4	25.5	25.5	25.5	25.6	25.6	25.6	25.6	25.7		

(2) 処理先別ごみ量の推計

1) 焼却対象物

収集ごみに対する焼却対象物の割合を **表 3-3-1 3** 及び **表 3-3-1 4** に示します。焼却対象のうち、直接焼却するごみは可燃ごみの全量です。また、破碎後焼却対象ごみについては、直近年度の割合である不燃ごみの 64.94%としました。

**表 3-3-1 3 収集ごみ量に対する焼却対象ごみの割合**

(単位:t)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	設定値	根拠
家庭系可燃ごみ	34,415.80	30,457.96	30,042.56	30,033.78	29,254.23	-	-
事業系可燃ごみ	13,564.41	11,889.43	11,255.63	11,574.63	11,804.32	-	-
可燃ごみ合計	47,980.21	42,347.39	41,298.19	41,608.41	41,058.55	-	-
焼却対象ごみ	47,980.21	42,347.39	41,298.19	41,608.41	41,058.55	-	-
焼却率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	実績 (全量)

**表 3-3-1 4 不燃ごみ量に対する破碎後焼却対象ごみの割合**

(単位:t)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	設定値	根拠
家庭系不燃ごみ	9,354.76	9,121.91	9,490.66	9,827.14	9,480.81	-	-
事業系不燃ごみ	665.14	314.17	290.21	264.22	265.43	-	-
不燃ごみ合計	10,019.90	9,436.08	9,780.87	10,091.36	9,746.24	-	-
破碎後 焼却対象ごみ	4,711.64	4,926.13	5,616.23	6,198.35	6,329.11	-	-
不燃ごみの 破碎焼却率	47.02%	52.21%	57.42%	61.42%	64.94%	64.94%	H19

2) 破碎対象物

収集したごみに対する破碎対象物の割合を **表 3-3-1 5** に示します。破碎対象ごみについては、直近年度の割合である不燃ごみの 93.56%としました。

**表 3-3-1 5 不燃ごみ量に対する破碎対象ごみの割合**

(単位:t)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	設定値	根拠
家庭系不燃ごみ	9,354.76	9,121.91	9,490.66	9,827.14	9,480.81	-	-
事業系不燃ごみ	665.14	314.17	290.21	264.22	265.43	-	-
不燃ごみ合計	10,019.90	9,436.08	9,780.87	10,091.36	9,746.24	-	-
破碎処理量	8,933.84	8,739.30	9,094.59	9,447.48	9,118.36	-	-
破碎処理率	89.16%	92.62%	92.98%	93.62%	93.56%	93.56%	H19

3) 資源化物

不燃ごみ及び各資源ごみに対する資源化物の割合を **表 3-3-16** に示します。各設定値については、過去の実績を基に設定を行いました。

**表 3-3-16 不燃ごみ及び資源ごみに対する資源化物の割合**

(単位:t)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	設定値	根拠	
破碎処理後の資源化物	不燃ごみ合計	10,019.90	9,436.08	9,780.87	10,091.36	9,746.24	-	-
	資源化量	663.12	710.29	713.25	729.19	545.35	-	-
	資源化率	6.62%	7.53%	7.29%	7.23%	5.60%	5.60%	H19
缶	収集量	405.78	420.77	406.15	334.34	346.95	-	-
	資源化量	351.95	380.87	358.07	286.03	289.58	-	-
	資源化率	86.73%	90.52%	88.16%	85.55%	83.46%	83.46%	H19
びん	収集量	1,200.98	1,191.31	1,173.94	1,226.24	1,208.19	-	-
	資源化量	702.27	759.74	822.03	770.42	811.11	-	-
	資源化率	58.47%	63.77%	70.02%	62.83%	67.13%	67.13%	H19
ペットボトル	収集量	374.14	394.40	415.89	433.04	462.90	-	-
	資源化量	307.18	329.61	351.33	353.37	361.84	-	-
	資源化率	82.10%	83.57%	84.48%	81.60%	78.17%	78.17%	H19
発泡トレイ類	収集量	82.30	88.18	89.96	92.40	92.76	-	-
	資源化量	79.94	84.89	88.59	87.58	88.92	-	-
	資源化率	97.13%	96.27%	98.48%	94.78%	95.86%	95.86%	H19
紙パック	収集量	34.06	24.77	30.50	27.31	30.68	-	-
	資源化量	34.06	24.77	30.50	27.31	30.68	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H19
剪定枝	収集量	558.68	530.72	430.10	504.48	582.72	-	-
	資源化量	402.41	408.51	330.89	389.06	410.07	-	-
	資源化率	72.03%	76.97%	76.93%	77.12%	70.37%	70.37%	H19
段ボール	収集量	474.07	1,177.83	1,293.63	1,359.31	1,383.98	-	-
	資源化量	474.07	1,177.83	1,293.63	1,359.31	1,383.98	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H19
古紙類 (段ボールを除く)	収集量	6,149.19	8,944.36	9,440.23	9,757.48	9,670.86	-	-
	資源化量	6,149.18	8,944.34	9,440.22	9,757.48	9,670.86	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H19
乾電池	収集量	34.87	29.27	32.53	33.06	28.97	-	-
	資源化量	34.87	29.27	32.53	33.06	28.97	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	99.99%	100.00%	100.00%	H19
選別処理後の資源化物	不燃ごみ合計	10,019.90	9,436.08	9,780.87	10,091.36	9,746.24	-	-
	資源化量	12.10	10.34	10.96	122.30	121.33	-	-
	資源化率	0.12%	0.11%	0.11%	1.21%	1.24%	1.24%	H19
魚アラ	収集量	403.04	404.24	393.74	378.91	372.91	-	-
	資源化量	403.04	404.24	393.74	378.91	372.91	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H19
スラグ・メタル	焼却処理量	52,691.85	47,273.52	46,914.42	47,806.76	47,387.66	-	-
	資源化量	0.00	0.00	0.00	1,534.37	2,400.77	-	-
	資源化率	0.00%	0.00%	0.00%	3.21%	5.07%	5.07%	H19
廃家電	収集量	11.39	12.01	12.21	8.85	5.80	-	-
	資源化量	11.39	12.01	12.21	8.85	5.80	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	H19
廃パソコン	収集量	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00	-	-
	資源化量	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00	-	-
	資源化率	100.00%	100.00%	-	-	-	-	H19

注) 廃パソコンは少量のため、数値化できず。

4) 最終処分対象物

収集ごみに対する最終処分対象物の割合を **表 3-3-17** に示します。最終処分対象物のうち、焼却灰は可燃ごみ量（焼却量）の 9.90% としました。また、破碎後埋立処分対象ごみについては、直近年度の割合である不燃ごみの 32.01% としました。

**表 3-3-17 焼却量及び不燃ごみ量に対する最終処分対象物の割合**

(単位:t)

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	設定値	根拠
家庭系可燃ごみ	34,415.80	30,457.96	30,042.56	30,033.78	29,254.23	-	-
事業系可燃ごみ	13,564.41	11,889.43	11,255.63	11,574.63	11,804.32	-	-
破碎後焼却対象ごみ	4,711.64	4,926.13	5,616.23	6,198.35	6,329.11	-	-
可燃ごみ合計	52,691.85	47,273.52	46,914.42	47,806.76	47,387.66	-	-
焼却灰量	6,592.21	5,714.16	5,556.05	4,731.00	4,691.11	-	-
<b>残渣率</b>	12.51%	12.09%	11.84%	9.90%	<b>9.90%</b>	<b>9.90%</b>	H19
家庭系不燃ごみ	9,354.76	9,121.91	9,490.66	9,827.14	9,480.81	-	-
事業系不燃ごみ	665.14	314.17	290.21	264.22	265.43	-	-
不燃ごみ合計	10,019.90	9,436.08	9,780.87	10,091.36	9,746.24	-	-
埋立対象ごみ	5,097.23	4,205.48	3,937.82	3,479.76	3,119.32	-	-
<b>不燃ごみの埋立率</b>	50.87%	44.57%	40.26%	34.48%	<b>32.01%</b>	<b>32.01%</b>	H19

5) 処理先別ごみ量の推計結果

各種ごみ量に対する処理先別ごみ量の推計結果を **表 3-3-18** に示します。

表 3-3-18 処理先別ごみ量の推計（現施策継続の場合）

		←実績 予測→																
項目	単位	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
焼却対象ごみ量	焼却対象ごみ(直接焼却)	t	47,980.21	42,347.39	41,298.19	41,608.41	41,058.55	41,021	40,956	40,906	40,931	40,737	40,659	40,586	40,626	40,376	40,243	<b>40,115</b>
	破碎後焼却対象ごみ	t	4,711.64	4,926.13	5,616.23	6,198.35	6,329.11	6,377	6,372	6,368	6,373	6,343	6,332	6,320	6,325	6,283	6,259	<b>6,235</b>
	合計	t	52,691.85	47,273.52	46,914.42	47,806.76	47,387.66	47,398	47,328	47,274	47,304	47,080	46,991	46,906	46,951	46,659	46,502	<b>46,350</b>
破碎対象ごみ量		t	8,933.84	8,739.30	9,094.59	9,447.48	9,118.36	9,187	9,181	9,174	9,182	9,138	9,122	9,105	9,113	9,052	9,017	<b>8,982</b>
資源化量	破碎処理後の資源化物	t	663.12	710.29	713.25	729.19	545.35	549	549	549	549	547	546	545	545	541	539	<b>537</b>
	缶類	t	351.95	380.87	358.07	286.03	289.58	291	291	291	291	290	290	289	289	287	286	<b>285</b>
	びん類	t	702.27	759.74	822.03	770.42	811.11	816	815	815	815	812	809	808	809	804	800	<b>799</b>
	ペットボトル	t	307.18	329.61	351.33	353.37	361.84	364	364	363	364	362	361	361	361	359	357	<b>356</b>
	発泡トレー類	t	79.94	84.89	88.59	87.58	88.92	89	89	89	89	89	89	88	89	88	88	<b>87</b>
	紙バック	t	34.06	24.77	30.50	27.31	30.68	31	31	31	31	31	31	31	31	30	30	<b>30</b>
	剪定枝	t	402.41	408.51	330.89	389.06	410.07	400	400	400	401	399	399	399	400	399	398	<b>398</b>
	段ボール	t	474.07	1,177.83	1,293.63	1,359.31	1,383.98	1,390	1,394	1,396	1,400	1,396	1,396	1,395	1,399	1,391	1,387	<b>1,384</b>
	古紙類(段ボールを除く)	t	6,149.18	8,944.34	9,440.22	9,757.48	9,670.86	9,712	9,737	9,755	9,781	9,753	9,750	9,748	9,771	9,719	9,695	<b>9,669</b>
	廃乾電池	t	34.87	29.27	32.53	33.06	28.97	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	<b>28</b>
	選別処理後の資源化物	t	12.10	10.34	10.96	122.30	121.33	122	122	122	122	122	121	121	121	120	120	<b>120</b>
	魚アラ(自己搬入)	t	403.04	404.24	393.74	378.91	372.91	362	362	362	363	362	362	362	363	362	362	<b>362</b>
	可燃処理後の資源化物(スラグ・メタル)	t	-	-	-	1,534.37	2,400.77	2,401	2,398	2,395	2,397	2,385	2,381	2,376	2,379	2,364	2,356	<b>2,348</b>
	廃家電(不法投棄含む)	t	11.39	12.01	12.21	8.85	5.80	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	<b>6</b>
	廃パソコン	t	0.15	0.15	0.00	0.00	0.00	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	<b>0</b>
合計	t	9,625.73	13,276.86	13,877.95	15,837.24	16,522.17	16,564	16,588	16,604	16,639	16,582	16,569	16,558	16,592	16,499	16,454	<b>16,408</b>	
最終処分量	焼却灰	t	6,592.21	5,714.16	5,556.05	4,731.00	4,691.11	4,692	4,685	4,680	4,683	4,661	4,652	4,643	4,648	4,619	4,603	<b>4,588</b>
	不燃ごみ等埋立対象物	t	5,097.23	4,205.48	3,937.82	3,479.76	3,119.32	3,143	3,141	3,138	3,141	3,126	3,121	3,115	3,117	3,097	3,085	<b>3,073</b>
	合計	t	11,689.44	9,919.64	9,493.87	8,210.76	7,810.43	7,835	7,826	7,818	7,824	7,787	7,772	7,758	7,765	7,715	7,688	<b>7,661</b>

## 第4章 基本計画

### 第1節 基本方針

#### 1. 基本理念

私たち人類が進めてきた大量生産・大量消費型の経済社会活動は、生活様式の多様化や利便性の向上をもたらす一方で、大量廃棄型社会として地球環境への負荷を増大させてきました。その結果、自然破壊、地球温暖化、天然資源の枯渇など、地球規模での環境問題を生じさせています。

私たちには、かけがえのない地球環境を守り、未来の子ども達へと引き継ぐ義務があります。

私たち1人1人がそのことを自覚し、地球環境への負荷を低減するために、ものを大切にす文化を育み、循環型社会の形成に向けて、取り組みを進めなければなりません。

宇治市では、次のとおり基本理念を定め、実現を目指します。

#### 基本理念

#### 「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」

\* 共生きょうせいの環わとは…

この計画では、“地球環境との調和”、“市民・事業者・行政による協働”、“次代への継承”などをイメージしており、“人と人のつながり”の中で、“循環型社会”を目指す姿を表現しています。

#### 2. 3つの基本方針

基本理念に基づき、3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進します。

##### (1) 市民、事業者、行政の連携・協働による3Rの推進

ごみの減量化を進めるため、市民、事業者、行政が連携して、*Reduce*（発生抑制）、*Reuse*（再使用）、*Recycle*（再生利用）の3Rを推進し、環境への負荷が少ない循環型社会を構築します。

##### (2) 効率的かつ安定的なごみ処理システムの構築

良質のサービスを効率的かつ安定的に供給するため、ごみ処理システムの充実に努めます。

##### (3) ごみの適正処理の推進

違法行為や不適正処理の防止、ごみの排出マナーの向上などに努め、秩序ある安全で快適な社会を目指します。

### 3. 市民、事業者、行政の責務

法令によって、国民（市民）、事業者、行政の責務が定められています。また、実際の地域社会においては、町内会・自治会などの市民団体が重要な役割を担っています。これらのことを基本に役割を分担し、連携を図りながら取り組みを推進します。

#### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（国民の責務）

第二条の三 国民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

2 省略

3 省略

4 国、都道府県及び市町村は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する国民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

## 第2節 ごみ減量化目標

### 1. 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、平成30年度とします。なお、基準年度は最新データである平成19年度とします。

**目標年度：平成30年度（2018年度）**

**基準年度：平成19年度（2007年度）**

### 2. ごみ減量化目標値の設定

基本理念及び基本方針に基づき取り組みを進めていくために、ごみ減量化のチャレンジ目標値及びスローガンを下記のとおり設定します。

#### （1）ごみの発生抑制に関するチャレンジ目標

**家庭系ごみ（可燃ごみ及び不燃ごみ）**  
**：1人1日あたり平均排出量を8%削減**  
**事業系ごみ：1日あたり平均排出量を8%削減**

#### （2）ごみのリサイクルに関するチャレンジ目標

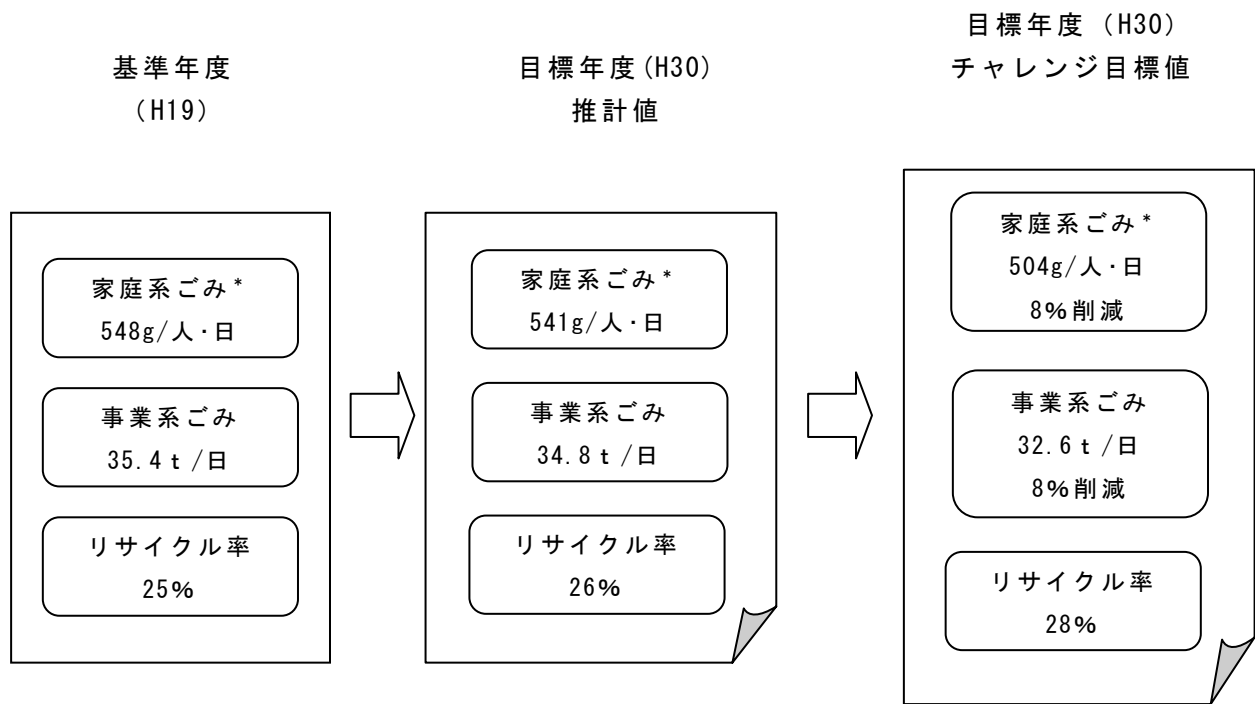
**リサイクル率 28%（集団回収を含む）**

#### （3）ごみ減量化のスローガン

**SAVE THE FUTURE, Challenge the “8”**

セーブ サ フューチャー チャレンジ シ エト  
\* SAVE THE FUTURE, Challenge the “8”とは…

SAVE THE FUTURE は、直訳すると「未来を守る」になりますが、地球環境を守る循環型社会への総合的な取り組みをイメージしています。Challenge the “8”は「8への挑戦」、即ち削減目標8%及びリサイクル目標28%の“8”を意味しています。また、“8”は、“共生の環”や∞（無限）を表し、循環型社会への取り組みが将来へと継続されること、かけがえのない地球環境が永遠に続くことへの願いを込めています。



注：\* は可燃ごみ及び不燃ごみの合計を指す

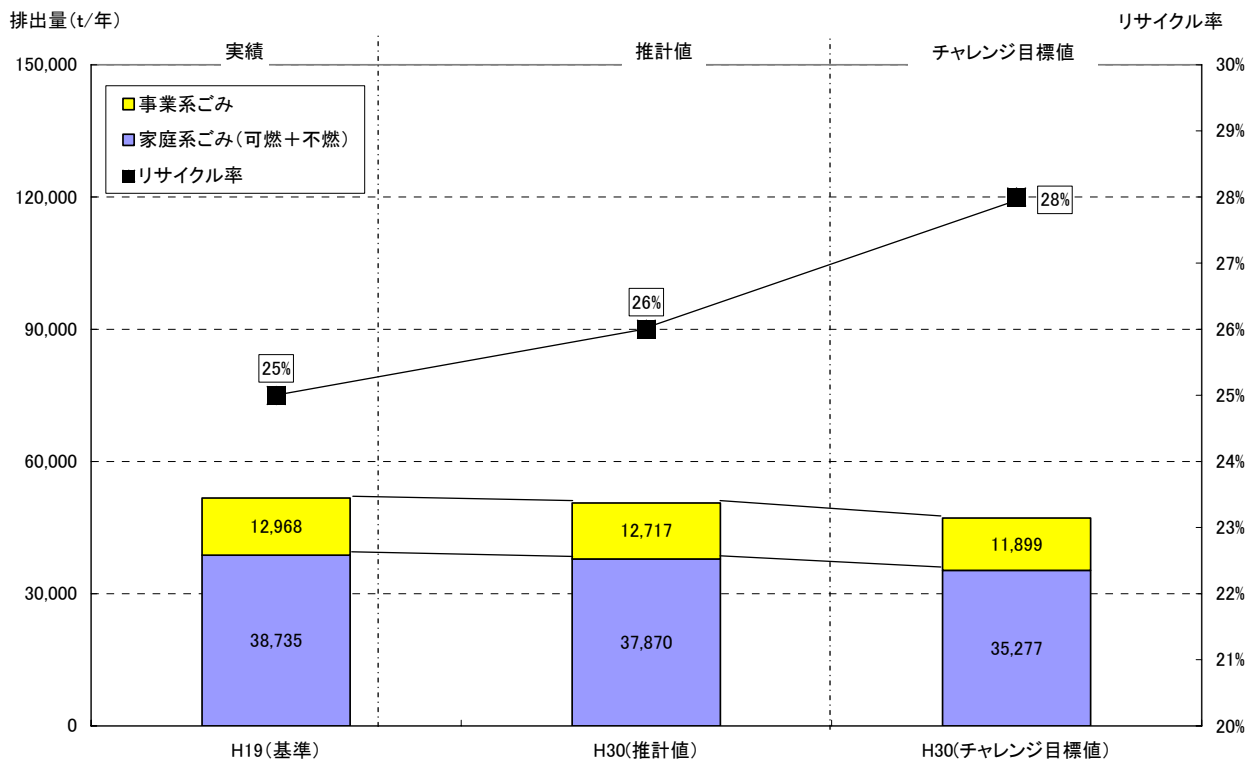


図 4-2-1 チャレンジ目標値と推計値の関係

### 第3節 行動計画

基本方針に基づき、市民、事業者、市が、それぞれ立場で実施すべき行動指針を以下に示します。

#### 1. 市民

##### (1) グリーンコンシューマー活動

###### 1) <sup>モッタイナイ</sup>MOTTAINAIの実践

地球環境に対して尊敬の心（<sup>リスペクト</sup>Respect）を込めて、使い捨て商品ではなく、長く使えるものを選び、必要以上のものを買わないように心がけます。

\*MOTTAINAI とは・・・

ノーベル平和賞を受賞したワングリ・マータイさんが日本語の「もったいない」に感銘を受け、世界共通のことばとして「MOTTAINAI」を提唱し、行動されています。よって、ここではあえてローマ字表記にしています。

###### 2) 過剰包装の自粛

買い物袋（マイバック）の持参をこころがけ、レジ袋の削減に努めます。また、包装のない商品を最優先し、次に簡素な包装の商品を求めるなど、簡易包装の定着に協力します。

##### (2) 生ごみの減量

食材購入や調理の方法を工夫し、食べ残しや調理の残菜を減らすとともに、生ごみの排出時には水分をよく切る習慣を身につけます。さらに、生ごみ処理機や堆肥化容器を積極的に活用し、生ごみの減量を図ります。

##### (3) ごみ排出時の分別の徹底

ごみの適正処理と資源化を促進するため、宇治市のルールに従って、排出するごみの分別を徹底します。

#### 2. 事業者

##### (1) 事業系ごみの減量化

事業所では、目標を定めてごみの減量に取り組むとともに、自らの責任において資源化物のリサイクル及びごみの適正排出に努めます。

##### (2) 消費者の3R活動への支援

消費者の3R活動を支援するため、環境に配慮した商品の開発や品揃えに努めるとともに、販売店を利用した資源物の自主回収ルートの整備に努めます。

##### (3) 過剰包装の抑制

簡易包装の実施やレジ袋の削減に向けた取り組みを進めるとともに流通時の包装容器についても、再使用可能な容器の利用や梱包材の見直しなどを積極的に進めます。

##### (4) 適正処理困難物の事業者による自主回収

宇治市が定めた処理施設で適正に処理することが困難な耐久製品等については、事業者が自主回収に努めます。

### 3. 行政

#### (1) 連携の強化

庁内組織の連携を強化するとともに、町内会・自治会などの市民団体や事業者と協力して、市民の3R活動を支援する取り組みを検討します。

#### (2) ごみの減量等に関する啓発

ごみの発生抑制及びリサイクルへの関心を高めるとともに、適切な処理方法を普及させるため、市政だよりや市民カレンダー、ホームページ、イベント等を活用し、啓発及び情報提供に努めます。

#### (3) 環境教育の充実

循環型社会への関心を高めるため、保育所や小学校などを対象にした環境教育の充実を図ります。

#### (4) 市民サービスの充実

高齢化の進展などを踏まえ、市民サービスのあり方を検討し充実に努めます。

#### (5) 安定的かつ効率的なごみ処理システムの構築

市民の生活基盤であるごみ処理サービスが、安定的かつ効率的に供給できるシステムを構築するとともに、災害時に備えて、城南衛生管理組合や(財)宇治廃棄物処理公社などと連携し、円滑な処理体制づくりを進めます。

#### (6) 分別・リサイクル品目の拡大

リサイクル率の向上に向けて、法改正等によるリサイクル品目の追加に適切に対応するとともに、剪定枝等の新たな分別・リサイクル品目を検討します。

#### (7) 指定ごみ袋制の導入に関する検討

分別マナーの徹底や収集作業の安全確保、ごみ収集場所の美観向上、ごみ減量への意識付けなどの観点から、指定ごみ袋制の導入のあり方について、宇治市廃棄物減量等推進審議会において検討を進めます。

#### (8) 生ごみ処理機・堆肥化容器の普及促進

生ごみの減量と堆肥化によるリサイクルを促進するため、生ごみ処理機及び堆肥化容器の購入費の一部を助成します。

参考として生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の実績を **表4-3-1** に示します。

**表4-3-1 生ごみ堆肥化容器等購入費補助事業の実績**

区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
コンポスト補助基数	4	17	10	12	20
ぼかし容器補助基数	4	6	0	1	6
電機式機器補助基数	87	147	140	113	86
合計補助基数	95	170	150	126	112
補助金額(円)	1,682,300	2,864,800	2,779,100	2,223,500	1,714,700

出典:宇治市の環境 平成20年版

(9) 古紙回収事業の推進

報償金制度により自治会等の地域団体による古紙及び古布の集団回収事業を支援し、リサイクルを推進します。

参考として古紙回収事業の実績を **表 4-3-2** に示します。

**表 4-3-2 古紙回収事業の実績**

項目		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
実施団体	直営回収団体	118				
	民間回収団体	395	471	480	492	502
古紙回収量 (kg)	直営回収	796,835	464,648	332,140	335,710	240,410
	民間回収	5,826,412	9,657,521	10,401,719	10,781,079	10,814,411
	合計	6,623,247	10,122,169	10,733,859	11,116,789	11,054,821
古紙回収量 の伸び	対前年度比(%)	20.83	52.83	6.04	3.57	-0.56
	指数	100.00	152.83	162.06	167.85	166.91
報償金支払額 (円)		33,102,595	48,287,605	52,008,595	53,905,395	54,072,055
売却処理手数料(円)		476,800				
古紙回収経費 (円)		33,579,395	48,287,605	52,008,595	53,905,395	54,072,055

注) 指数は平成15年度を100とする。

出典: 宇治市の環境 平成20年版

(10) 事業系ごみの減量化及び適正処理の推進

事業系ごみの発生抑制及びリサイクルを促進するとともに城南衛生管理組合と連携し、展開検査等による排出指導に努めます。

(11) 不適正排出の防止

分別の徹底及び排出モラルの向上を図るため、ごみの不適正排出や不法投棄に対しては、不収集による指導の徹底を図るとともに自治会等と協力して啓発に努めます。

## 第4節 収集・運搬計画

### 1. 収集運搬の主体

市域から発生する家庭系ごみの収集・運搬については、適正処理困難物などを除き市が行い、事業系ごみについては、事業者の責任において処理を行うことを基本とします。

### 2. 分別区分及び収集方法等

平成20年度現在、市が収集するごみについては、表4-4-1のとおりとしており、毎年度、実施計画で定めます。

表4-4-1 分別収集品目一覧

ごみ種	区分	収集方法	排出方法	回収車両	回収頻度
もえるごみ		定点	袋	パッカー車	2回/週
もえないごみ	金属、プラスチック等	定点	袋	パッカー車	1回/週
	スプレー缶	定点	袋	パッカー車	1回/週
資源ごみ	缶	定点	袋	パッカー車	2回/月
	びん	定点	袋	ダンプ車	1回/2週
	ペットボトル	定点	袋	パッカー車	1回/2週
	発泡トレイ類	定点	袋	パッカー車	1回/2週
	紙パック	拠点回収	紐がけ	平ボディ車	1回/週
	乾電池	定点	袋	パッカー車	2回/週
もえないごみ	臨時ごみ	戸別	無指定	パッカー車	随時
有料事業所ごみ	事業系	戸別	袋	パッカー車	5回/週以内
古紙回収(集団回収を除く)	新聞・雑誌・段ボール	定点	紐がけ	平ボディ車	1回/月以上
犬・猫等の死骸		戸別	無指定	ダンプ車	随時
溝土		指定箇所	無指定	ダンプ車	随時
家電4品目	(義務外品)	戸別	無指定	ダンプ車	1回/月
廃棄パソコン	(メーカー不存在)	戸別	無指定	ダンプ車	1回/月

## 第5節 中間処理計画

中間処理を適切に行い、分別された資源ごみや金属類などの資源化を図るとともに、最終処分場への負荷を軽減するため、破碎や焼却及び灰溶融によって減容化及び安定化を図ります。

### 1. 中間処理施設

市域から排出されたごみ（一般廃棄物に限る）については、城南衛生管理組合で中間処理を行うことを基本とし、詳細は実施計画で定めます。

また、施設整備については、平成28年度には折居清掃工場が稼働して30年が経過するため、城南衛生管理組合及び構成市町と整備計画の検討を進めます。

### 2. 施設の概要

城南衛生管理組合の中間処理施設の概要について表4-5-1に示します。

表4-5-1 中間処理施設の概要

施設の名称	施設の種類	規模	処理方式	稼働年	運営主体	
城南衛生管理組合	折居清掃工場	焼却処理施設	230t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	S61.4	城南衛生管理組合
	クリーン21長谷山	焼却処理施設 (溶融炉併設)	240t/日	ストーカ式 全連続燃焼式	H18.9	
	小動物焼却施設	小動物焼却施設	100kg/2h	台車付 直上再燃焼式	H18.9	
	奥山リユースセンター	破碎処理施設	100t/5h	縦型衝撃せん断 回転式	S61.4	
	エコ・ポート長谷山	リサイクル センター	43t/日	—	H11.2	

## 第6節 最終処分計画

中間処理等を経て、最終的に残った再生利用が困難なごみを、埋立により処分します。

### 1. 最終処分施設

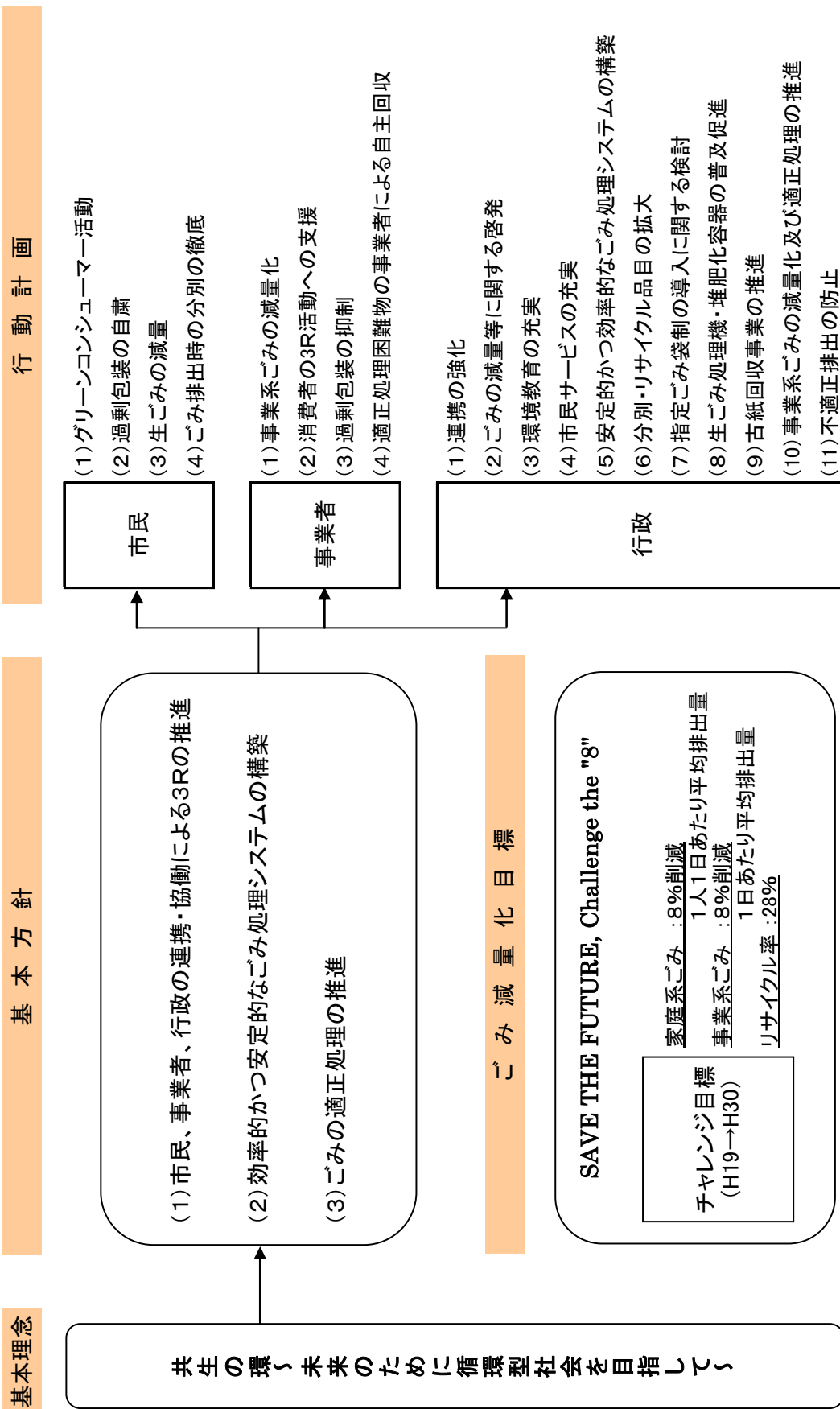
中間処理後の最終処分については、大阪湾臨海環境整備センター（尼崎沖、泉大津沖、神戸沖及び大阪沖）、城南衛生管理組合（グリーンヒル三郷山）、（財）宇治廃棄物処理公社（仙郷山廃棄物埋立処分地）において埋立処分を行います。

各施設とも当面の残容量は確保されていますが、ごみの減量化によりさらなる施設の延命に努めます。

最終処分施設の概要について表4-6-1に示します。

表4-6-1 最終処分施設の概要

施設の名称	施設の区分	規模	埋立方式	稼働年	運営主体
尼崎沖埋立処分場 泉大津沖埋立処分場 神戸沖埋立処分場 大阪沖埋立処分場(建設中)	管理型	7,600万m <sup>3</sup>	海上埋立	S61.4	大阪湾広域臨海 環境整備センター
グリーンヒル三郷山	管理型	200,000m <sup>3</sup>	サンドイッチ 方式	H13.3	城南衛生 管理組合
財団法人 宇治廃棄物処理 公社廃棄物埋立処分地	管理型	1,171,156m <sup>3</sup>	サンドイッチ 方式	S53.6	(財)宇治廃棄物 処理公社



## 資料2 用語説明

### あ行

#### ISO14001

ISO（国際標準化機構）が定めた環境管理に関する国際規格で、環境負荷の低減につながる仕組みが継続的に運用されるシステムを構築するために要求される規格のことをいう。

#### 一般廃棄物

一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」については家庭から出されるごみの他、事業所から出されるごみのうち産業廃棄物として定められている以外のもの（飲食店からの厨芥や事務所から紙ごみ等）をいう。

#### 宇治市廃棄物減量等推進審議会

「宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」により定められた、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するための機関。

#### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線の熱を吸収した地表面から反射する赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスという。

### か行

#### 家庭系ごみ

家庭から排出される廃棄物のこと。

#### 可燃ごみ

焼却施設で直接焼却できる廃棄物のこと。本市では、台所のごみ、紙くず、少量の剪定枝・木くず、紙おむつ、食用油、煙草の吸い殻などが対象となる。

#### グリーンコンシューマー

買い物をする際に「必要なものを必要な量だけ買う」、「長く使えるものを選ぶ」、「リサイクルされるものを選ぶ」等、環境への配慮を念頭に置いて行動する消費者のこと。

#### KES

「環境マネジメントシステム」の規格。環境マネジメントシステムには国際規格のISO14001があるが、中小企業には人、物、金等の経営資源の問題により取得が困難であることから、より分かりやすく取り組みやすい規格として開発されたもの。

## さ行

### 最終処分

廃棄物を埋立や海洋投棄などにより処分すること。最終処分場とは、一般的に廃棄物を埋立てる場所のこと。

### 産業廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類など廃棄物処理法で定められた 20 種類の廃棄物をいう。

### 事業系ごみ

事業活動に伴って排出される廃棄物のこと。

### 資源ごみ

再資源化できる廃棄物のこと。本市では、びん、ペットボトル、発泡トレー類、缶、紙パック、新聞・雑誌・ダンボール・古布が対象となる。

### 集団回収

ごみの減量や資源の有効活用を目的として、町内会・自治会、マンション等の管理組合、子ども会、育友会などが、家庭から出た新聞、雑誌、段ボールなどの資源をグループで自主的に回収する活動のこと。

### 3R（スリーアール、さんあーる）

廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方。Reduce（リデュース：廃棄物の発生を抑制する）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再生利用する）の頭文字を取った略称。

## た行

### 地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。温室効果ガスの濃度上昇の最大の原因は、石炭、石油等の化石燃料の燃焼であり、さらに大気中の炭素を吸収貯蔵する森林の減少がそれを助長しているといわれている。

### 中間処理

廃棄物の収集運搬と最終処分の際に、減量化、安定化のために行う破砕、脱水、焼却などの処理のこと。

### 適正処理困難物

家庭から排出される廃棄物の中で、市の指定する施設で適正な処理が困難なもの。本市では、タイヤ、バッテリー、消火器、ガソリン、灯油、コンクリート、農薬などが対象となり、購入された店、専門の業者に問い合わせの上、適正に処理するように求めている。

## は行

### 不燃ごみ

燃えないまたは直接焼却できない廃棄物のこと。本市では、金属類、陶磁器類、プラスチック・ビニール類、小型家具（木製のものでも）、灰、ふとん、自転車、ガラス・電球・コップなどが対象となる。

## や行

### 熔融メタル

焼却灰を高温で熔融する際に生成される金属。熔融メタルからは、再熔融後、金、銀、銅などが抽出されている。

### 熔融スラグ

焼却灰を高温で熔融したガラス状の物質。熔融スラグは、アスファルト資材や路盤材にリサイクルされている。